705
32

大藏省編纂

明治大正財政史

第十六卷

發行元　東京　財政經濟學會

705
32

明治大正財政史　第十六卷　目次

第十一編　銀行（下）

第六章　北海道拓殖銀行……一
第一節　總說……一
第一款　北海道拓殖銀行の組織……一
第一項　北海道拓殖銀行法……一
第一目　法律の制定……一
第二目　法律の改正……七
第二項　北海道拓殖銀行定款……三二
第三項　資本金及積立金……五二
第一目　資本金……五二
第二目　積立金……五八
第四項　保護及監理……六二
第一目　保護……六二
第二目　監理……六三

第二款　北海道拓殖銀行の營業……六五
第一項　營業の範圍……六五
第二項　營業所……六八
第三項　營業の趨勢……七一
第一節附表
第一表　北海道拓殖銀行損益勘定累年表……八二
第二表　北海道拓殖銀行資產負債累年表
(イ)資產之部……八五
(ロ)負債之部……八七
第二節　拓殖債券……九〇
第一款　發行及償還の制度……九〇
第二款　募債機關……九六
第三款　發行の概況……九九
第三節　拓殖金融……一一〇
第一款　資金融通の方法……一一一
第二款　明治時代の融通概況……一一九
第三款　大正時代の融通概況……一二七

第三節附表
北海道拓殖銀行貸付金種類別表
(イ)總貸付高……一三六
(ロ)期末現在高……一三九
第七章　日本興業銀行……一四二
第一節　總　說……一四二
第一款　日本興業銀行の組織……一四二
第一項　日本興業銀行法……一四二
第一目　法律の制定……一四二
第二目　法律の改正……一四七
第二項　日本興業銀行定款……一六二
第三項　資本金及積立金……一八一
第一目　資本金……一八一
第二目　積立金……一八七
第四項　保護及監督……一九〇
第一目　保　護……一九〇
第二目　監　督……一九二

第二款　日本興業銀行の營業……一九三
第一項　營業の範圍……一九三
第二項　營業所……一九四
第三項　營業の趨勢……一九五
第一節附表
第一表　日本興業銀行損益勘定累年表……二一〇
第二表　日本興業銀行資產負債累年表
（イ）資產之部……二一二
（ロ）負債之部……二一四
第二節　興業債券……二一七
第一款　發行及償還の制度……二一七
第二款　發行の景況……二一〇
第三節　興業金融……二一八
第一款　概　說……二二八
第二款　世界戰時及戰後の興業金融……二三四
第一項　序　說……二三四
第二項　特別產業資金の供給……二三六

第三項　株式市場の救濟……二三八
第一目　第一次救濟……二三八
第二目　第二次救濟……二四〇
第四項　臨時事業資金の供給……二四二
第五項　蠶絲業及銅鐵業の救濟……二四四
第一目　蠶絲業の救濟……二四四
第二目　銅鐵業の救濟……二四六
第三款　中小工業資金の融通……二四六
第四款　船舶金融……二四七
第五款　對外關係……二四九
第一項　外資輸入及對外放資……二四九
第二項　對支放資……二五五
第八章　朝鮮銀行……二六一
第一節　總　說……二六一
第一款　朝鮮銀行の組織……二六一
第一項　韓國銀行の設立……二六一
第二項　朝鮮銀行法……二六四

第一目　法律の制定……二六四
第二目　法律の改正……二七二
第三項　朝鮮銀行定款……二七六
第四項　資本金及積立金……二八七
第一目　資本金……二八七
第二目　積立金……二九一
第五項　保護及監督……二九二
第二款　朝鮮銀行の營業……二九四
第一項　營業の範圍……二九四
第二項　營業所……二九七
第三項　營業の趨勢……三〇〇
第一節附表
第一表　朝鮮銀行損益勘定累年表……三一九
第二表　朝鮮銀行資產負債累年表
（イ）資產之部……三二一
（ロ）負債之部……三二三
第二節　政府關係事務……三二五

第一款　國庫事務……三二五
第一項　朝鮮に於ける國庫事務……三二五
第二項　滿洲に於ける國庫事務……三二七
第二款　通貨事務……三二八
第三款　國債の引受及政府貸上金……三二九
第三節　銀行券……三三二
第一款　韓國に於ける第一銀行券……三三二
第二款　朝鮮銀行券……三四一
第一項　發行の制度……三四一
第二項　發行及流通……三四四
第三款　仕拂手形……三五三
第九章　臺灣銀行……三五五
第一節　總　說……三五五
第一款　臺灣銀行の組織……三五五
第一項　臺灣銀行法……三五五
第一目　法律の制定……三五五
第二目　法律の改正……三六〇

第二項　臺灣銀行定款……三七二
第三項　資本金及積立金……三八六
第一目　資本金……三八六
第二目　積立金……三九五
第四項　保護及監督……三九九
第一目　保　護……三九九
第二目　監　督……四〇四
第二款　臺灣銀行の營業……四〇八
第一項　營業の範圍……四〇八
第二項　營業所……四〇九
第三項　臺灣銀行の業績……四一二
第一節附表
第一表　臺灣銀行損益勘定累年表……四一六
第二表　臺灣銀行資產負債累年表
（イ）資產の部……四一九
（ロ）負債の部……四二二
第二節　國庫及國債事務……四二四
第一款　國庫事務……四二四

第二款　國債事務……四二八
第三節　兌換銀行券及一覽拂手形……四三三
第一款　臺灣銀行銀券の發行と臺灣の幣制……四三三
第二款　臺灣銀行金券の發行と幣制の整理……四四一
第三款　金券發行後の銀行券發行狀況……四五四
第四款　一覽拂手形の發行及圓銀の流布……四七〇
第一項　一覽拂手形の發行……四七〇
第二項　圓銀の流布……四七七
第四節　金融調節……四八五
第一款　金融資金……四八五
第二款　臺灣に於ける金融調節……四九七
第一項　概　說……四九八
第二項　重要物產資金……五〇〇
第三項　拓殖的資金……五〇五
第四項　勸業資金……五〇六
第五項　產業奬勵資金……五一四
第三款　內地に對する金融調節……五一七

第一項　臺灣內地間爲替の調節……五一八
第二項　外國貿易の奬勵及爲替調節……五一九
第四款　對外貿易金融……五二二
第四節附表
第一表　臺灣銀行貸出金表
（イ）總　括……五二五
（ロ）普通貸出金種類別……五二六
第二表　臺灣銀行爲替取扱高表
（イ）總　括……五二八
（ロ）買爲替……五二九
（ハ）賣爲替……五三一
（ニ）內國・外國爲替別……五三二
第十章　貯蓄銀行……五三四
第一節　貯蓄銀行制度の發達及改正……五三四
第一款　貯蓄銀行條例の制定及改正……五三四
第二款　貯蓄銀行法の制定及改正……五四一
第二節　貯蓄奬勵政策……五四九
第三節　貯蓄銀行營業の概況……五六二
第十章附表
第一表　貯蓄銀行累年表……五六九
第二表　貯蓄銀行損益金及配當金累年表……五七一
第三表　貯蓄銀行資產負債累年表
（イ）資產之部……五七三
（ロ）負債之部……五七八
第四表　貯蓄銀行預り金累年表……五八二
第五表　貯蓄銀行貸出金累年表……五八四
第六表　貯蓄銀行出入金累年表……五八六
第七表　貯蓄銀行借入金及再割引手形累年表……五八七
第八表　貯蓄銀行預ヶ金累年表……五八九
第九表　貯蓄銀行送金手形累年表……五九〇
第十表　貯蓄銀行代金取立手形及外國爲替累年表……五九一
第十一章　普通銀行……五九三
第一節　總　說……五九三
第一款　銀行條例の制定及改正……五九三

第二款　銀行條例施行細則の制定及改正……六〇五
第三款　普通銀行營業の概觀……六一二
第一節附表
第一表　普通銀行行數・資本金額及損益金累年表……六四三
第二表　普通銀行資產負債累年表
（イ）資產之部……六四五
（ロ）負債之部……六五〇
第三表　普通銀行預金年末現在高累年表……六五五
第四表　普通銀行貸出金年末現在高累年表……六五七
第五表　普通銀行出入金累年表……六五八
第六表　普通銀行借入金及再割引手形累年表……六六〇
第七表　普通銀行預ヶ金累年表……六六二
第八表　普通銀行送金手形累年表……六六三
第九表　普通銀行代金取立手形及外國爲替累年表……六六四
第二節　日露戰時及戰後の普通銀行……六六六
第一款　序　說……六六六
第二款　普通銀行の發達……六七〇
第三節　世界戰時及戰後の普通銀行……六八三
第一款　世界戰時及戰後の經濟界……六八三
第二款　普通銀行の發達……六八八
第一項　戰時及戰後好況時の普通銀行……六八八
第二項　恐慌後の普通銀行……六九四
第三款　普通銀行の集中……七〇〇
第一項　世界戰時及其の直後に於ける普通銀行の增資……七〇〇
第二項　恐慌後に於ける普通銀行の集中……七一〇
第四節　普通銀行の合同……七一三
第一款　政府の銀行合同政策……七一三
第一項　銀行の設立制限……七一三
第二項　立法上の銀行合同策……七一八
第一目　銀行合併法の制定……七一八
第二目　銀行條例の改正……七二四
第三項　行政上の銀行合同策……七二六
第二款　銀行合同の種類……七三五
第一項　法律上の分類……七三五

第二項　經濟上の分類……七三七
第三項　實質上の合同……七三九
第三款　銀行合同の實蹟……七三九
第一項　世界大戰前の合同實蹟……七三九
第二項　世界大戰中の合同實蹟……七四一
第三項　世界大戰後の合同實蹟……七四五
第十二章　銀行以外の金融機關……七五五
第一節　信託業……七五五
第一款　序　說……七五五
第一項　信託事業の發達……七五五
第二項　信託制度の發達……七五六
第二款　信託法及信託業法の制定……七六〇
第三款　營業の概況……七八四
第一節附表
第一表　信託會社數及資本金異動表……七八七
第二表　信託會社本支店數資本金及積立金累年表……七八八
第三表　各種信託金額別表……七八八
第四表　各種信託期間別表……七八九
第五表　信託會社損益勘定表……七九一
第二節　擔保附社債信託業……七九二
第二節附表
第一表　擔保附社債信託業務を營む會社數資本金及積立金表……八一八
第二表　擔保附社債信託契約高表……八一九
第三節　無盡業……八二一
第一款　序　說……八二一
第二款　無盡業法の制定……八二四
第三款　營業の概況……八三八
第一項　整理無盡業者……八三八
第二項　免許無盡業者……八四二
第四節　有價證券割賦販賣業……八四七
第一款　序　說……八四七
第二款　有價證券割賦販賣業法の制定……八五〇
第三款　營業の概況……八六一
第五節　產業組合中央金庫……八六八

第一款　産業組合中央金庫法の制定……八六八
第二款　産業組合中央金庫の設立及發展……八七八
第三款　産業債券……八八三
第四款　營業の概況……八八七
第六節　市街地信用組合……八九三
第一款　市街地信用組合制度の創設……八九三
第一項　産業組合制度の創設……八九三
第二項　市街地信用組合制度の創設……八九四
第二款　市街地信用組合の業務及監督……九〇二
第三款　市街地信用組合の概況……九〇三
第四款　市街地信用組合聯合會の景況……九〇九
第七節　手形仲買業……九一二
第一款　手形仲買業の意義及性質……九一二
第二款　手形仲買業の沿革……九一五―九二二

明治大正財政史　第十六卷　目次終

第十一編　銀　行(下)

第六章　北海道拓殖銀行

第一節　總說

第一款　北海道拓殖銀行の組織

第一項　北海道拓殖銀行法

第一目　法律の制定

北海道は本邦北門の鎖鑰にして、軍事上の要地たると共に、土地廣く且富源頗る豐にして、經濟的にも亦重視せらるべきの地なるを以て、政府は既に維新以來同地の經營開發に就き之が施設を怠らざりき。されば明治二十六、七年の頃に至りては、同地生產事業の如きは見るべきもの少なからざりしが、一般經濟事情は頗る幼稚にして、金融未だ疏通するに至らず、金利亦頗る高率にして、生產事業の如き資金を需むること頗る困難なる事情に在りたり。明治二十九年四月農工銀行法公布せられ、尋で同補助法の發布を見、中央機關たる日本勸業銀行に對する地方農工業金融機關として、漸次各府縣に農工銀行の設立を見るに及び、北海道の地にも亦同種機關を設くるの必要を認め、政府及民間の之に關する計畫は漸次具體化するに至れり。然りと雖も右農工銀行法に基きて之を設立せんとせば、同法第二條の規定に依り、北海道を營業區域と定め、更に同第四條の規定に依りて、株主は同道に原籍及住所を有するものに求むるの外なく、斯くては金利の一般に甚だ高率なる同道に於て、一箇年五分內

外の利益配當を目的として株式に應ずるもの尠かるべく、農工銀行の設立は事實上頗る困難なるものありたり。茲に於てか政府は北海道に於ける生産事業の振興を計る爲め特殊の金融機關を創設することとし、明治三十二年二月に至り、第十三回帝國議會に北海道拓殖銀行法案を提出し、議會の協賛を經て同年三月法律第七十六號を以て之を公布したり。右法案提出の理由書に曰く『北海道拓殖事業タル經營既ニ久シカラサルニアラスト雖モ、前途尚開發スヘキモノ甚タ多シ。然ルニ金融圓滑ナラスシテ、資本ノ缺乏ニ苦ミ事業遲々トシテ進歩セサルハ大イニ遺憾トスル所ナリ。依テ茲ニ適當ノ機關ヲ設ケテ、以テ其資本ヲ供給シ、富源ノ開發ヲ圖ラントス。是レ本案ヲ提出スル所以ナリ』と。而して北海道拓殖銀行は其の創立趣旨に於て府縣農工銀行と何等異なる所なきを以て、同行の準據法たる北海道拓殖銀行法も亦、北海道の特殊事情に基く多少の相違點を除き、大綱に於て農工銀行法と全く其の軌を一にするは固より言を俟たざる所にして、今其の全文を掲ぐれば左の如し。

北海道拓殖銀行法（明治三十二年三月二十二日法律第七十六號）

第一章　總　則

第一條　北海道拓殖銀行ハ北海道ノ拓殖事業ニ資本ヲ供給スルヲ以テ目的トス

北海道拓殖銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ北海道札幌ニ置ク

第二條　北海道拓殖銀行ノ資本金ハ三百萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ增加スルコトヲ得

第三條　北海道拓殖銀行ノ存立時期ハ五十箇年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ延長スルコトヲ得

第二章　重　役

第四條　北海道拓殖銀行ニ取締役四人以上監査役三人以上ヲ置ク

第五條　取締役ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三箇年トス

監査役ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二箇年トス

第六條　取締役ハ在任中何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ職務ニ從事スルコトヲ得ス

第三章　營　業

第七條　北海道拓殖銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一　三十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トスル貸付

二　五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トスル貸付

三　北海道ノ拓殖ヲ目的トスル株式會社ノ株券債券ヲ質トスル貸付及其ノ社債券ノ應募引受

四　北海道ノ農産物ヲ擔保トスル貸付及荷爲替

五　預リ金及保護預リ

前項第三號ノ事業ニ使用スヘキ金額ハ前項第一號及第二號ニ依ル貸付金總高ノ五分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第八條　北海道區町村制ヲ施行セル區町村及其ノ他法律ヲ以テ組織セル北海道ノ公共團體ニ對シ北海道拓殖銀行ハ無擔保ニテ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ貸付ヲ爲スコトヲ得

第九條　北海道拓殖銀行ハ營業上餘裕金アルトキハ國債證券地方債證券又ハ社債券ヲ買入ルルコトヲ得

第十條　北海道拓殖銀行ハ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

第十一條　北海道拓殖銀行ハ第七條第一號及第二號ノ貸付ヲ爲シタル場合ニ於テ債務者カ貸付ノ目的ニ反シ貸付金ヲ使用シタルトキハ償還期限前ト雖其ノ貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

第四章　債　券

第十二條　北海道拓殖銀行ハ拂込資本金額ノ五倍ヲ限リ債券ヲ發行スルコトヲ得但シ第七條第一號ニ依ル貸付金總高ヲ超過スルコトヲ得ス

第十三條　北海道拓殖銀行ハ第七條第一號ニ依ル貸付金ノ償還高ニ應シ毎年二回以上抽籤ヲ以テ其ノ債券

ヲ償還スヘシ

第十四條　北海道拓殖銀行ハ第七條第一號ニ依ル貸付金ノ償還延滯シテ豫期ノ金額ニ達セサルトキハ前條ト同時期ニ抽籤ヲ以テ延滯金額ニ相當スル債券ヲ償還スヘシ

第十五條　北海道拓殖銀行ハ債券借換ノ爲一時第十二條ノ制限ニ依ラス低利ノ債券ヲ發行スルコトヲ得低利ノ債券ヲ發行シタルトキハ發行後一箇月以内ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊債券ヲ償還スヘシ

第五章　準備金

第十六條　北海道拓殖銀行ハ毎營業年度準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ及利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第六章　政府ノ監督及補助

第十七條　政府ハ北海道拓殖銀行ノ業務ヲ監督ス

第十八條　北海道拓殖銀行ハ其ノ定款ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條　北海道拓殖銀行ハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條　北海道拓殖銀行ハ第七條第一號ノ貸付金利子ニ付每營業年度ノ初ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ經テ其ノ最高歩合ヲ定ムヘシ其ノ營業年度内ニ於テ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第二十一條　主務大臣ハ北海道拓殖銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背戻シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

第二十二條　北海道拓殖銀行ハ主務大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

第二十三條　政府ハ北海道拓殖銀行監理官ヲ置キ主務大臣ノ指揮ヲ承ケテ北海道拓殖銀行ノ業務ヲ監視セシム

第二十四條　北海道拓殖銀行監理官ハ何時ニテモ北海道拓殖銀行ノ金庫券書庫帳簿及諸般ノ文書ヲ檢査スルコトヲ得

北海道拓殖銀行監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ北海道拓殖銀行ニ命シテ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出サシムルコトヲ得

北海道拓殖銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十五條　政府ハ百萬圓ヲ限度トシ北海道拓殖銀行ノ株式ヲ引受クヘシ

第二十六條　前條ニ依リ政府ノ引受ケタル株式ニ對シテハ北海道拓殖銀行ハ其ノ創立初期ノ末日ヨリ十箇年間ハ利益配當ヲ爲スコトヲ要セス

第七章　罰　則

第二十七條　北海道拓殖銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ取締役ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一　第十條ノ規定ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ

二　第十二條ノ規定ニ反シ債券ヲ發行シタルトキ但シ第十五條第一項ニ依レルモノハ此ノ限ニアラス

三　第十三條第十四條及第十五條第二項ノ規定ニ反シ債券ノ償還ヲ爲ササルトキ

四　本法ニ於テ認可ヲ受クヘキ場合ニ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

第二十八條　北海道拓殖銀行ノ取締役第六條ノ規定ヲ犯シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十九條　北海道拓殖銀行ノ發行スル債券ヲ僞造又ハ變造シテ行使シタル者ハ刑法第二百四條ノ例ニ依リ處罰ス其ノ模造ニ關シテハ明治二十八年法律第二十八號通貨及證券模造取締法ニ依リ處分ス

附　則

第三十條　主務大臣ハ北海道拓殖銀行設立委員ヲ置キ北海道拓殖銀行ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第三十一條　設立委員ハ定款ヲ作リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集ス

第三十二條　設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ銀行設立ノ認可ヲ稟請スヘシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第三十三條　創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ北海道拓殖銀行取締役ニ引渡スヘシ

第三十四條　北海道拓殖銀行ニ關シ此ノ法律ニ規定セサル事項ハ明治二十三年法律第七十二號銀行條例ヲ適用ス

即ち右銀行法に依れば同行は北海道の拓殖事業に資金を供給する目的の下に設立せられ、其の資本金は三百萬圓にして、別に拓殖債券を發行して資金を吸收するの特典を與へられ、法律に規定せられたる業務の外之を營むことを禁じ、特に政府は業務の發展に就き保護を與ふると共に、他方最も嚴重なる監理規定を設けたるものとす。蓋し北海道拓殖事業は我國策中の重要事項に屬し、從て同行の使命も亦自ら重且大なるべきを以てなり。而して既に一言したる如く、北海道拓殖銀行は日本勸業銀行又は府縣農工銀行と同一の趣旨を以て創立を計畫せられたるものなるを以て、法律に定むる同銀行の組織・業務及政府の保護監督等は、彼此殆ど其の軌を一にすと雖も、又一面多少の差異なきにあらず。試に之を農工銀行に比して主なる特異點を擧ぐれば次の如し。

（一）營業區域を限定せず。但し原則として北海道を營業區域とすることは法規中隨所に窺はる。

（二）政府の設立援助は、農工銀行に對しては株式引受資金を府縣に交付し、府縣をして其の府縣の農工銀行の株式引受けを爲さしめ、交付金額は三十萬圓を超過せず、且拂込資本金の五分の一を超過せしめざることとせしが、本行に對しては政府直接（但し名義は當初大藏大臣伯爵松方正義としたり）に、總資本金の三分の一即ち二萬株百萬圓を引受けたり。

（三）政府持株に對する配當免除の期間は、農工銀行に關しては創立後五箇年間とせるも、本行に對しては創立以後十箇年間としたり。

（四）業務範圍に關しては大體農工銀行と同樣なれども（イ）農產物株式會社の債券を擔保とする貸付（ロ）株式會社債券の應募（ハ）預り金（ニ）荷爲替の取扱等は本行に對して許容せられ、農工銀行に對し許容せられざる所なり。

尙ほ農工銀行の株式募集が其の營業區域に限り行はれたるに反し、北海道拓殖銀行の株式は同道及內地に於て募集せられたるものにして、要するに政府の本行に對するや、農工銀行に比すれば其の保護の點に於て厚く、業務に於て稍廣汎に亙るを認許したるものとす。之れ畢竟北海道は內地府縣に比し經濟事情の遲れたること、同地生產事業は其の地理的事情にも影響せられ、內地生產業と稍趣を異にせること等の特殊事情に基くものなるも、其の府縣又は北海道に於ける地方的中央金融機關として、生產事業の振興に資せんとする意圖に於ては兩者全く異なる所なきものなり。

第二目　法律の改正

以上述べし所の如き趣旨に依り北海道拓殖銀行法の制定を見たるが、爾後同地方に於ける經濟事情の推移と共に、同銀行の組織・業務等に改正を加ふるの必要を認むるに至りしことは固より論を俟たざる所にして、以下制定後昭和元年末に至る同法律中改正の顚末に就き順次說述する所あらんと欲す。

（一）第一回改正

北海道拓殖銀行法は其の制定後明治三十八年に至る迄何等の改正もなかりしが、同年二月政府は同行營業の範圍を擴張し、以て拓殖金融上の便益を增進するの必要を認め、第二十一回帝國議會に同法中改正法律案を提出せり。蓋し同行の創業後幾くもなくして業務擴張の必要ありたるのみならず、日露戰役後の經濟活動も豫想せられたるを以て、旁〻同法中の制限規定を緩和すると共に、新なる業務を營むことを許容せんとするに至りしものなりとす。右政府提出の法律案は貴族院に於て少許の修正を加へられたる後兩院を通過し、同年三月法律第五十號を以て公布せられたり。改正法律の全文次の如し。

法律第五十號（明治三十八年三月十日）

北海道拓殖銀行法中左ノ通改正ス

第六條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ營利ヲ目的トセサル職務ニシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條第一項第四號ヲ左ノ如ク改ム

四　爲替、荷爲替及北海道ノ產物ヲ擔保トスル貸付

同條第一項第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六　手形ノ割引

同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

拓殖銀行ハ前項第四號ニ依ルノ外仍北海道ノ產物ノ貯藏ヲ主タル目的トスル倉庫內ニ貯藏スル產業上必要ノ貨物ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコトヲ得

第一項第六號ノ手形ハ割引依賴人ヨリ北海道ノ產物又ハ北海道ノ拓殖ヲ目的トスル株式會社ノ株券、債券ヲ擔保ニ供スルモノニ限ル

第一項第三號、第四號、第六號及第二項ノ事業ニ使用スヘキ金額ハ第一項第一號及第二號ニ依ル貸付金總額ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第八條ニ左ノ二項ヲ加フ

二十人以上ノ農業者又ハ工業者中合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限リ五箇年以內ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

產業組合法ニ依リ設立シタル無限責任ノ信用組合、販賣組合、購買組合及生產組合ニハ五箇年以內ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

第九條ノ二　北海道拓殖銀行ハ日本銀行、日本勸業銀行及日本興業銀行ノ代理店トナルコトヲ得

第十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

商法第百九十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用セス

卽ち右の改正は業務、拓殖債券、役員の各項に亙る廣汎なるものなるが、就中業務に於ては新に爲替、手形割引等の營業を許し、日本銀行、日本勸業銀行及日本興業銀行の代理店たることを許可したる外從來の貸付に關しても亦大いに範圍を擴張したるものなり。

（二）　第二回改正

同行は明治三十八年以降產業組合中無限責任のものに對し、無抵當定期償還貸付の方法により資金を融通し、以て其の發達を助長することとなりしが、未だ一般產業組合に對しては融資の途を講ずるに至らざりしなり。蓋し當時は產業組合法の公布後日尙淺く、從て組合は甚だ幼稚なる狀態に在りしのみならず、一面同行も亦必ずしも充分の餘力を存せざる事情ありしを以て、主として銀行の立場を保護せんとする趣旨より無限責任のものに限り融通せしむることと爲したるものなり。され

ど產業組合は其の後漸次發展して基礎鞏固となり、其の地方小農工業の發展に資する所大なるものあるに至り、他面同行亦餘力を得るに至りしかば、改府は新たに有限及保證責任の組合に對し融資の途を樹てしめ、以て其の發達を助長せしむると共に、益〻地方農工業の便益を增進せしむることの必要を認め、明治四十年三月第二十三回帝國議會に當り、北海道拓殖銀行法中改正法律案を提出し、議會の協贊を經て同年四月法律第三十九號に依り左の如く之を公布せり。

法律第三十九號（明治四十年四月十日）

北海道拓殖銀行法中左ノ通改正ス

第八條第三項中「產業組合法ニ依リ設立シタル無限責任ノ信用組合販賣組合購買組合及生產組合」ヲ「產業組合」ニ改ム

（三）第三回改正

北海道拓殖債券の發行總額は同銀行法第十二條の規定に依り、一面拂込資本金額の五倍に限らると共に、他面同法第七條第一號に依る貸付金總高、卽ち不動產抵當年賦償還貸付金總高を超過することを得ざるものなり。然るに同行の創業以來北海道の地方制度は漸次發達して自治制の施行を見、且拓殖事業も亦大に進捗すると共に、區町村其の他諸組合に對する無抵當年賦償還貸付の範圍は既述の如く擴張せられたるを以て、勢ひ債券發行の見返たる不動產抵當年賦貸付は夫れ丈け減少せらるるが如き矛盾を生ずるに至れり。卽ち同道開發資源の充實を期する爲め、玆に拓殖債券發行の基礎を擴張して無抵當年賦貸付金に及ぼすの必要を愬ふるに至れり。更に又政府は同行の創立に際し、株式二萬株券面百萬圓を引受け、而して之を保護し、其の基礎を鞏固ならしめんとするの趣旨より、該株式に對しては創立初期の末日より十箇年間利益の配當を免除し、其の配當金に相當する金額は悉皆之を他の株式に對し配當せしめることとなせり。然るに其の後同行の業務は樺太にも之を擴張するの必要を生ぜるのみならず、北海道拓殖上に於ても益〻低利資金を融通せしむる必要ありたるを以て、政府は尙一定年間其の持株に對する配當を猶豫し、之を同行積立金に繰入れしめ、以て其の基礎を固くして、各種事業の達成を期せしめんとせり。仍ち政府は右二點に就き同銀行法第十二條及第二十六條を變更せんとし、明治四十二年一月第二十五回帝國議會に右改正法律案を提出せしが該法案は議會の協贊を經て同年三月法律第十號を以て左の通り公布せられたり。

法律第十號（明治四十二年三月二十三日）

北海道拓殖銀行法中左ノ通改正ス

第十二條乃至第十四條及第二十條中「第七條第一號ニ依ル貸付金」ヲ「年賦償還貸付金」ニ改ム

第二十六條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ期限經過後仍五箇年間ハ北海道拓殖銀行ハ前條政府ノ引受ケタル株式ニ對スル配當金ヲ悉皆準備金ニ繰入ルヘシ

（四）第四回改正

明治四十二年三月產業組合法中を改正し、法人としての產業組合聯合會を創設し、各組合の統制を計らんとする法律案の議會を通過するや、政府は之に伴ひ農工銀行法と共に北海道拓殖銀行法中に改正を加へ、卽ち該聯合會に對しても亦融資の途を拓くの要ありとし、同月第二十五回帝國議會に對し再び同法中改正法律案を提出せり。而して右改正の趣旨は、該聯合會に加入する產業組合に對しては聯合會を經て融通し、之に加入せざるものに對しては別に融通を爲さんとするものにして、右案

は議會の協贊を經て同年四月法律第三十四號を以て右の如く公布せられたり。而して本改正法律は同年十一月勅令第三百三十號に依り同年十二月一日より施行せられたるものとす。

法律第三十四號（明治四十二年四月十三日）

北海道拓殖銀行法中左ノ通リ改正ス

第八條第三項中「產業組合」ヲ「產業組合聯合會又ハ產業組合聯合會ニ加入セサル產業組合」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（五）第五回改正

翌明治四十三年四月漁業法の改正あり、其の第七條に於て漁業權を物權と見做し、土地に關する規定を準用することとなり、且漁業組合及同聯合會等を法認せられたるを以て、從來漁業に關する資金融通上の施設不十分なる實狀に鑑み、政府は同行をして之が融資の衝に當らしめんとし、同年三月之に關する北海道拓殖銀行法中改正法律案を第二十六回帝國議會に提出したり。右改正の要點を見るに、漁業權を抵當に徵してする貸付は、同法第七條第一項第二號の五箇年以內の定期償還貸付に限ることとし、且該貸付の場合には別に有價證券又は不動產を添擔保に徵することを得せしめ、以て漁業に於ける危險を補ひ、銀行債權の安固を期することと爲したり。次に又曩に明治四十年四月及同四十二年四月の法律改正に依りて、產業組合聯合會及之に加入せざる產業組合に對し無擔保にて定期償還貸付を行ふこととなりしが、產業組合は當時愈〻發達し、地方中產者以下に對する資金融通を計るの外、經濟上諸般の便益を增進するに至りしを以て、政府は該組合に對し新たに無抵當年賦償還貸付を爲さしむることと爲すと同時に、漁業組合聯合會及之に加入せざる漁業組合に對しても亦產業組合同樣に無抵當年賦及定期の貸付を行はしめんと爲し、之に關する規定をも右改正法律案中に設けたり。尙ほ政府は右改正法律案中第八條に『耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合ヨリ借用ヲ申出テタルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキハ年賦若クハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得』との一項を追加し、北海道に於ける耕地整理事業の爲め資金融通の途を開かんとしたるも、當時北海道に於ては未だ耕地整理の實施を見るの期に達せざりしが故に、議會は其の必要なきものと認めて之を削除し、他は政府提出原案の通り可決せしを以て、改正法律は同年四月法律第三十七號を以て左の如く公布せられたり。

法律第三十七號（明治四十三年四月四日）

北海道拓殖銀行法中左ノ通改正ス

第七條第一項第二號中「不動產」ノ下ニ「又ハ漁業權」ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

漁業權ヲ抵當トシテ貸付クル場合ニハ有價證券又ハ不動產ヲ添擔保ニ徵スルコトヲ得

第八條第三項ヲ左ノ如ク改ム

產業組合聯合會又ハ產業組合聯合會ニ加入セサル產業組合ニハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得漁業組合聯合會又ハ漁業組合聯合會ニ加入セサル漁業組合ニ付亦同シ

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

尋で同年五月勅令第二百三十二號に依り、右改正法律は明治四十三年六月一日より施行せらるることとなりしが、之と同時に往第六二五四號理財局長通牒を以て、同行の漁業權抵當貸付及漁業組合

聯合會又は之に加入せざる漁業組合に對する無抵當貸付は、改正漁業法（明治四十三年四月法律第五十八號）の施行後に實施すべき旨を通達せられ、而して改正漁業法は同年勅令第四百二十八號を以て翌四十四年四月一日より施行せらるることとなりたるを以て、同行の前記漁業に對する貸出も亦從て四十四年四月以降實施せらるることとなれり。

（六）第六回改正

翌明治四十四年に至り政府は同法中缺を補ひ弊を革むるの必要を認め、第二十七回帝國議會に際し之が改正法律案を提出したり。右法律案の主要なる點は、北海道拓殖銀行をして北海道拓殖事業の外樺太の拓殖事業に對しても亦資金の融通を爲さしめんとするものにして、今改正理由の要項を掲ぐれば左の如し。

（一）北海道拓殖銀行をして北海道の拓殖事業の外樺太の拓殖事業に對しても資金の融通を爲さしむること。

曩に樺太の我領土に歸するや、政府は該地に金融機關を設定するに就き考案する所ありたるも、該地に於ける經濟狀態は領る渾沌として尚充分の調査を要する所あるを以て、差當り金庫事務取扱の必要上、明治三十八年十月北海道拓殖銀行をして該地に派出所を設置せしめしが、同行は北海道以外に於て銀行業務を營むこと得ざるを以て、臨機の措置として泰北銀行を利用し、明治四十年十月眞岡及大泊に支店を設置せしめ、金融の衝に當らしめたりと雖も、該地の狀況漸次整備すると共に之が金融機關に關する方針を決定するの必要を認め、種々調査研究を遂ぐる所ありしが、樺太の開發を量らんとせば成るべく低利の資金を供給するの必要あるは勿論にして、之を普通銀行に望むべきにあらず、又樺太に於ては產業其の他發達の狀況は特別金融機關を設置する迄の程度に達し居らざるを以て、結局北海道拓殖銀行をして該地の金融機關を兼營せしむるを以て最も適當と認め、同銀行法中を改正して、樺太拓殖事業に對しても資金を融通せしむることとせり。但し樺太は北海道と經濟事情を異にし、同行本來の業務の外普通銀行業務を加味するの必要を認むるを以て、特に樺太に於ける業務に就きては主務大臣の認可を經て同銀行法所定以外の業務を營むことを得ることとせり。

（二）預り金運用の範圍を擴張すること。

同行の預り金は創業以來年と共に增加し、明治四十三年末現在に於て七百六十二萬餘圓に達せしが、其の運用に至りては同行業務の性質上特に注意を要する處なり。從來預り金の運用に關しては短期運用の途を與へたりと雖も、而も逐年增加する預り金に對し、更に安全にして適當なる方法に於て運用範圍を擴張するの必要を認むるに至りしを以て、此の點に關する前年の日本勸業銀行法及農工銀行法中改正の趣旨を參酌し、國債證券又は大藏大臣の認可を得たる有價證券を擔保とする手形割引又は短期貸付の方法に依る預金運用の途を與ふることとせり。但し此の種業務を無制限に許容するときは各種の弊害を生ずるの虞なき能はざるを以て、特に不動產抵當の年賦定期貸付金總額の二分の一を超過せしめざることと爲せり。

（三）拓殖債券の僞造・變造に關する處罰規定を削除すること。

從來の規定に依れば、拓殖債券を僞造又は變造して行使したるものは刑法第二百四條の例に依り其の模造に關しては明治二十八年法律第二十八號通貨及證券模造取締法に依りて處分するもの

と爲したれども、有價證券の僞造・變造に關しては、刑法第十八章に明文の規定あるを以て、之に關する規定を除去し、唯模造に關してのみ從來の規定を存置することとせり。

以上の改正案に就ては、衆議院は總て原案の通り之を認めたるも、此の外尙耕地整理事業に對し新たに融資の途を拓くこと及從來の諸組合に對する融資方法に改善を要するものありと爲して更に第八條中に追加改正を加ふことを議決したり。今其の修正の趣旨を見るに、耕地整理事業に對する融資に關しては、旣に前年政府提出の同法中改正法律案中に包含せられたる所にして、當時議會は未だ現實に其の必要なきものとして之を削除せしものなるが、日本勸業銀行法及農工銀行法中には旣に同文の規定を存し、北海道に於ても亦早晩該事業に對する融資を必要とするは明かなる所なるを以て、差當り之が規定を加へんと爲せしものにして、又產業組合及漁業組合竝に其の聯合會に對する融資方法に就きては、旣に日本勸業銀行法及農工銀行法中改正の條下に述べしが如き不便ありたるを以て之を改め、且新たに森林組合及同聯合會に對しても右諸組合及聯合會と同樣の融資を爲さしめんとするものなり。貴族院は右衆議院の修正案を可決し、政府又其の趣旨に贊したるを以て、改正法律は同年三月法律第二十九號を以て左の如く之が公布を見たり。

法律第二十九號（明治四十四年三月二十四日）

北海道拓殖銀行法中左ノ通改正ス

第一條中「北海道ノ拓殖事業」ヲ「北海道及樺太ノ拓殖事業」ニ改ム

第七條第一項第三號第四號第二項及第三項中「北海道」ノ下ニ「樺太」ヲ加フ

第八條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合ヨリ借用ヲ申出テタルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

同條第三項ヲ左ノ如ク改ム

產業組合、漁業組合、森林組合又ハ其ノ聯合會ニハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

第八條ノ二　北海道拓殖銀行ハ前二條ニ依ルノ外預リ金ヲ以テ國債證券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ヲ擔保トスル手形ノ割引又ハ短期貸付ヲ爲スコトヲ得但シ其ノ金額ハ第七條第一項第一號及第二號ニ依ル貸付金總額ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第十條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ樺太ニ於テ營ム業務ニ付主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條ニ左ノ一號ヲ加ヘ第一號ヲ第二號トシ以下順次繰下ク

一　第七條第四項及第八條ノ二但書ノ規定ニ違反シタルトキ

第二十九條　北海道拓殖銀行ノ發行スル債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

（七）第七回改正

本改正は商法の改正に伴ひ日本勸業銀行法及農工銀行法中改正案と共に明治四十五年第二十八回帝國議會に提案せられたる所にして、其の趣旨は前記兩法律の改正に關する說明中に述べたる如く、債券の發行に就き一般商法に定むる社債發行の規定に對し除外例を設けんとしたるものなり。

右は議會の協贊を經て、同年四月法律第十七號を以て左の如く公布せられ、同月勅令第八十號に依り同年四月十五日より施行せられたり。

法律第十七號（明治四十五年四月八日）

北海道拓殖銀行法中左ノ通改正ス

第十二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

債券ハ券面金額ヲ十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

債券ヲ發行スル場合ニハ商法第百九十九條ノ規定ヲ適用セス

第十二條ノ二　北海道拓殖銀行ハ券面金額二十圓以下ノ債券ヲ發行スル場合ニ於テハ賣出ノ方法ニ依ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ賣出期間ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社債申込證ヲ作ルコトヲ要セス

第一項ノ規定ニ依リ發行スル債券ニハ商號及商法第百七十三條第二號第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

商法第二百四條ノ三第一項ノ期間ハ債券ノ賣出期間滿了ノ日ヨリ之ヲ起算シ其ノ登記スヘキ事項ハ賣出期間內ニ於ケル債券ノ賣上總額及商法第百七十三條第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項トス

賣出ノ方法ニ依リ債券ヲ發行シタル場合ニ於ケル社債ノ登記ノ申請書ニハ賣出期間內ニ於ケル債券ノ賣上總額ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十二條ノ三　北海道拓殖銀行ハ賣出ノ方法ニ依リ債券ヲ發行セムトスルトキハ賣出期間及商法第二百三條第二項第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項ヲ公告スヘシ

第二十七條中「第十二條」ノ下ニ「又ハ第十二條ノ三」ヲ加フ

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(八) 第八回改正

大正四年一月法律第一號を以て畜產組合法發布せられ、同年七月一日より之が施行の見込なりしを以て、政府は右法律の施行に先ち、北海道拓殖銀行法中を改正し、產業組合其の他の組合と同樣畜產組合に對しても亦無抵當を以て其の資金を供給せしむるに決し、右に關する改正法律案を第三十六回帝國議會に提出し、其の協贊を經て同年六月法律二十一號を以て之を左の如く公布したり。

法律第二十一號（大正四年六月二十一日）

北海道拓殖銀行法中左ノ通改正ス

第八條中「森林組合」ノ下ニ「畜產組合」ヲ加フ

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

右改正法律は同年七月勅令第百四十四號に依り同年八月一日より施行せられたり。

(九) 第九回改正

尋いで大正五年三月に至り北海道拓殖銀行法は更に第九回の改正を施されたり。當時北海道に於ける地方產業の發達は頗る顯著なるものありたるに拘らず、有力なる銀行は何れも札幌・小樽・函館等の大集散市場に存在し、此等銀行の資金供給は他の原產地方に及ばざるの實狀に在りたり。政府は此の際北海道に於ける特殊金融機關たる拓殖銀行をして、原產地方に對し必要なる資金を供給せしめんと欲したるも、同行の營業は法律上尠からざる拘束を受け、爲に必要なる活動を爲し得ざる憾ありしを以て、政府は同銀行法中を改正し、卽ち手形割引に對する擔保上の制限を撤去して、原產地方に對する營業所の擴張に便利を與へ、更に他方北海道の實狀に鑑み、同行をして信託の業務を行はしむると共に、他銀行の代理業務に關する制限をも撤廢して、廣く同地に於ける金融の疏通を促進せんと欲し、大正五年二月右に關する改正法律案を第三十七回帝國議會に提出せり。右は議會の協贊を

經て同年三月法律第二十四號を以て左の如く公布せられたり。

法律第二十四號（大正五年三月十一日）

北海道拓殖銀行法中左ノ通改正ス

第七條第一項ニ左ノ二號ヲ加ヘ同條第三項及第四項ヲ削ル

七　信託ノ業務

八　他銀行ノ業務代理

第八條ノ二中「手形ノ割引又ハ」及但書ヲ削ル

第八條ノ三　第七條第一項第三號第四號第六號、同條第二項及前條ノ事業ニ使用スヘキ金額ハ第七條第一項第一號第二號及第八條ニ依ル貸付金總額ノ三分ノ二ヲ超過スルコトヲ得ス

第九條ノ二ヲ削ル

第二十一條ノ二　主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ北海道拓殖銀行ニ對シ支店代理店ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第二十七條第一號ヲ左ノ如ク改ム

一　第八條ノ三ノ規定ニ違反シタルトキ

（一〇）第十回改正

本改正は日本勸業銀行法及農工銀行法中改正と同時に、大正六年六月法律第十九號を以て公布せられたる所にして、其の改正の趣旨は拓殖債券の發行限度を擴張せんとするに在り。即ち拓殖債券の發行は同銀行法第十二條第一項の定むる所に依り、從來拂込金額の五倍を限り之を發行し、且つ年賦償還貸付金總高を超過することを得ざるものなりしも、信用組合其の他に對する資金融通の膨脹と共に、漸次資金に不足を愬ふるに至りしかば、茲に右の規定を改正し、以て債券發行の餘力を擴張したるものなり。其の結果從來年賦償還貸付金を見返として發行せられたる拓殖債券は、爾後定期償還貸付金をも之に加へ發行し得ることとなれり。改正法律左の如し。

法律第十九號（大正六年七月二十一日）

北海道拓殖銀行法中左ノ通改正ス

第十二條中「年賦償還貸付金總高」ノ下ニ「及定期償還貸付金總高」ヲ加フ

（一一）第十一回改正

北海道拓殖銀行は三十箇年以内に於て不動産を抵當とする年賦償還貸付を爲すことを得るものなるも、三十箇年の期限は開墾事業の如き場合には尚ほ短きに過ぐる憾あり、更に同法第八條は二十人以上の農業者又は工業者の連帶責任に對し無抵當貸付を爲し得ることを定むるも、北海道の如き人口鮮く且つ移住者の多き地方に於て、二十人以上の連帶を求むることは事情困難なるのみならず信用の不確實なるものを多數連帶せしむるよりも、寧ろ其の確實なるものを少數連帶せしむるに如かざるものありたり。茲に於てか政府は不動産抵當年賦貸付の期限を五十箇年に延長し、又二十人以上の連帶は之を十人以上の連帶を以て足ることに改むると共に、更に拓殖銀行をして一面商業金融に對しても充分に活動せしむる爲め、之に關する貸付金額を增加し、斯くて營業範圍の擴張に伴ひ債券の發行限度は之を從來の拂込資本金額の五倍より十倍に改めて、其の資金を潤澤ならしむるに決し、仍ち大正九年七月第四十三回帝國議會に此等の諸點に關する改正法律案を提出せしに、議會は異議なく之を可決せしかば、同年七月法律第二十號を以て右改正法律の公布を見るに至れり。即ち左の如し。

法律第二十號（大正九年八月二日）

北海道拓殖銀行法中左ノ通改正ス

第七條中「三十箇年」ヲ「五十箇年」ニ改ム

第八條中「耕地整理組合」ヲ「耕地整理組合若ハ其ノ聯合會」ニ「二十人」ヲ「十人」ニ改ム

第八條ノ三中「貸付金總額ノ三分ノ二」ヲ「貸付金總額」ニ改ム

第九條中「又ハ社債券」ヲ「社債券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券」ニ改ム

第十一條ノ二　無擔保ニテ借入ヲ爲シタル區町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ年賦金、定期償還金又ハ利子ノ拂込期日ヲ過キ其ノ拂込ヲ爲ササルトキ又ハ期限前ノ償還要求ニ對シ其ノ拂込ヲ爲ササルトキハ北海道拓殖銀行ハ監督官廳ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

監督官廳前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ區町村其ノ他ノ公共團體ニ命令シテ延滯金及遲延利子ヲ拂込マシムヘシ

「第四章　債券」ヲ「第四章　北海道拓殖債券」ニ改ム

第十二條中「五倍」ヲ「十倍」ニ改ム

第十五條ノ二　北海道拓殖債券ノ所有者其ノ元金又ハ利子ヲ要求セサルトキハ元金ハ十五箇年利子ハ五箇年ニシテ其ノ要求ノ權ヲ失フモノトス

附　則

本法施行前ニ發行シタル北海道拓殖銀行ノ債券ニ關シテハ第十五條ノ二ノ規定ニ依ル期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

（一二）　第十二回改正

大正十一年四月法律第六十九號を以て信託業法の公布せらるるや、同法に依り信託業と銀行業との兼營は之を認めざることとなれり。仍て政府は北海道拓殖銀行法第七條に列擧せる業務中信託の業務を削除し、唯從來信託業務の一部として行ひたる擔保附社債に關する信託事業のみは之を存續せしむることと爲し、第四十五回帝國議會の協贊を經て、大正十一年四月法律第六十九號を以て左の如く之を公布し、而して本改正法律は同年十二月勅令第五百十二號に依り、大正十二年一月一日より施行せられたり。

法律第六十九號（大正十一年四月二十一日）

北海道拓殖銀行法中左ノ通改正ス

第七條中「信託ノ業務」ヲ「擔保附社債ニ關スル信託事業」ニ改メ同條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

九　國債證券地方債證券社債券若ハ株券ノ募集、其ノ拂込金ノ受入又ハ其ノ元利金若ハ配當金ノ支拂ノ取扱

第九條中「有價證券ヲ買入ルルコトヲ得」ヲ「有價證券ノ應募、引受又ハ買入ヲ爲スコトヲ得」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（一三）　第十三回改正

大正十年四月法律第六十六號を以て住宅組合法公布せられ、爾後該組合の發達見るべきものあるに至りしかば、政府は北海道拓殖銀行をして此等の組合に對し資金を供給せしむることの必要を認め、更に從來北海道區町村制を施行せる區町村、其の他法律を以て組織せる北海道の公共團體に對して行へる無擔保の年賦又は定期貸付を、樺太の公共團體に對しても實施せしむると共に、拓殖債券の發行に就きては、商法の社債の發行に關する規定の除外例を認め、債券の應募總額が社債申込證に記

載したる社債總額に達せざるときと雖も、其の應募總額を以て社債總額と爲すことを得る途を與ふるに決し、大正十二年二月第四十六回帝國議會に對し、右に關する改正法律案を提出し、其の協贊を經て同年三月左の如く之を公布せり。

法律第四號（大正十二年三月十九日）

北海道拓殖銀行法中左ノ通改正ス

第八條中「北海道區町村制ヲ施行セル區町村及其ノ他法律ヲ以テ組織セル北海道ノ公共團體」ヲ「北海道ニ於ケル市又ハ法律ニ依リ組織スル北海道若ハ樺太ノ公共團體」ニ「農業者又ハ工業者」ヲ「農業者、工業者又ハ漁業者」ニ、「畜産組合」ヲ「畜産組合、住宅組合」ニ改ム

第十二條中「商法第百九十九條ノ下ニ」及第二百條ノ二」ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

北海道拓殖債券ヲ發行スル場合ニ於テ應募總額カ社債申込證ニ記載シタル社債總額ニ達セサルトキト雖社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ社債總額トス

（一四）第十四回改正

右に述べし如く大正十二年三月の法律改正に依り、北海道拓殖銀行は樺太に於ける公共團體に對しても無抵當に依り年賦又は定期の貸付を爲すことを得るに至りしが、尋いで同十五年に至り政府は同行をして北海道又は樺太に於ける鐵道財團又は軌道財團を抵當とする五十箇年以內の年賦償還若くは五箇年以內の定期償還貸付を爲し得る途を與ふることとせり。蓋し北海道及樺太に於ける拓殖上最も急務とする所は、交通運輸機關の整備に在るを以て、之に對し資金を供給し以て其の發達を促進せんと爲したるものなり。更に又政府に於ては當時日本勸業銀行及農工銀行をして土地區劃整理事業、重要輸出品工業組合の事業、漁業組合の事業等に對し資金を融通せしむる方針なりしを以て、同一の趣旨より北海道拓殖銀行に對しても亦此等の組合に對し資金を融通せしむることと爲し、仍ち以上二個の趣旨を以て北海道拓殖銀行法中改正法律案を第五十一回帝國議會に提出せり。右改正法律案は帝國議會の協贊を經、同年三月法律第三號を以て左の如く公布せられたり。

法律第三號（大正十五年三月二十五日）

北海道拓殖銀行法中左ノ通改正ス

第七條ニ左ノ一項ヲ加フ

北海道拓殖銀行ハ五十箇年以內ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ又ハ五箇年以內ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ北海道又ハ樺太ニ於ケル鐵道財團又ハ軌道財團ヲ抵當トスル貸付ヲ爲スコトヲ得

第八條第四項中「產業組合」ヲ「產業組合、重要輸品品工業組合」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

都市計畫法ニ依リ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ土地區劃整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

第八條ノ三中「第七條第一項第一號第二號」ヲ「第七條第一項第一號第二號、同條第四項」ニ改ム

第十一條ノ二中「區」ヲ「市」ニ改ム

以上述べし如く北海道拓殖銀行法は數次に亙り部分的に改正せられしが、今左に此等の諸改正を經たる昭和元年末現行の全法文を收錄し、以て參考に資すべし。

北海道拓殖銀行法（明治三十二年三月二十二日法律第七十六號）

第一章　總　則

第一條　北海道拓殖銀行ハ北海道及樺太ノ拓殖事業ニ資本ヲ供給スルヲ以テ目的トス

北海道拓殖銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ北海道札幌ニ置ク

第二條　北海道拓殖銀行ノ資本金ハ三百萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ增加スルコトヲ得

第三條　北海道拓殖銀行ノ存立時期ハ五十箇年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ延長スルコトヲ得

第二章　重　役

第四條　北海道拓殖銀行ニ取締役四人以上監査役三人以上ヲ置ク

第五條　取締役ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三箇年トス

監査役ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二箇年トス

第六條　取締役ハ在任中何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ職務ニ從事スルコトヲ得ス但シ營利ヲ目的トセサル職務ニシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三章　營　業

第七條　北海道拓殖銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一　五十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動產ヲ抵當トスル貸付

二　五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ不動產又ハ漁業權ヲ抵當トスル貸付

三　北海道樺太ノ拓殖ヲ目的トスル株式會社ノ株券債券ヲ質トスル貸付及其ノ社債券ノ應募引受

四　爲替荷爲替及北海道樺太ノ產物ヲ擔保トスル貸付

五　預リ金及保護預リ

六　手形ノ割引

七　擔保附社債ニ關スル信託事業

八　他銀行ノ業務代理

九　國債證券地方債證券社債券若ハ株券ノ募集其ノ拂込金ノ受入又ハ其ノ元利金若ハ配當金ノ支拂ノ取扱

拓殖銀行ハ前項第四號ニ依ルノ外仍北海道樺太ノ產物ノ貯藏ヲ主タル目的トスル倉庫內ニ貯藏スル產業上必要ノ貨物ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコトヲ得

漁業權ヲ抵當トシテ貸付クル場合ニハ有價證券又ハ不動產ヲ添擔保ニ徵スルコトヲ得

北海道拓殖銀行ハ五十箇年以內ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ又ハ五箇年以內ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ北海道又ハ樺太ニ於ケル鐵道財團又ハ軌道財團ヲ抵當トスル貸付ヲ爲スコト得

第八條　北海道ニ於ケル市又ハ法律ニ依リ組織スル北海道若ハ樺太ノ公共團體ニ對シ北海道拓殖銀行ハ無擔保ニテ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ貸付ヲ爲スコトヲ得

耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出テタルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

十人以上ノ農業者工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限リ五箇年以內ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

產業組合重要輸出品工業組合漁業組合森林組合畜產組合住宅組合又ハ其ノ聯合會ニハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

都市計畫法ニ依リ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ土地區劃整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

第八條ノ二　北海道拓殖銀行ハ前二條ニ依ルノ外預リ金ヲ以テ國債證券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ヲ擔保トスル短期貸付ヲ爲スコトヲ得

第八條ノ三　第七條第一項第三號第四號第六號同條第二項及前條ノ事業ニ使用スヘキ金額ハ第七條第一項第一號第二號同條第四項及第八條ニ依ル貸付金總額ヲ超過スルコトヲ得ス

第九條　北海道拓殖銀行ハ營業上餘裕金アルトキハ國債證券地方債證券社債券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ應募引受又ハ買入ヲ爲スコトヲ得

第十條　北海道拓殖銀行ハ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ樺太ニ於テ營ム業務ニ付主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一條　北海道拓殖銀行ハ第七條第一號及第二號ノ貸付ヲ爲シタル場合ニ於テ債務者カ貸付ノ目的ニ反シ貸付金ヲ使用シタルトキハ償還期限前ト雖其ノ貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

第十一條ノ二　無擔保ニテ借入ヲ爲シタル市町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ年賦金定期償還金又ハ利子ノ拂込期日ヲ過キ其ノ拂込ヲ爲ササルトキ又ハ期限前ノ償還要求ニ對シ其ノ拂込ヲ爲ササルトキハ北海道拓殖銀行ハ監督官廳ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

監督官廳前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ市町村其ノ他ノ公共團體ニ命令シテ延滯金及遲延利子ヲ拂込マシムヘシ

第四章　北海道拓殖債券

第十二條　北海道拓殖銀行ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限リ債券ヲ發行スルコトヲ得但シ年賦償還貸付金總高及定期償還貸付金總高ヲ超過スルコトヲ得ス

債券ハ券面金額ヲ十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

債券ヲ發行スル場合ニハ商法第百九十九條及第二百條ノ二ノ規定ヲ適用セス

北海道拓殖債券ヲ發行スル場合ニ於テ應募總額カ社債申込證ニ記載シタル社債總額ニ達セサルトキト雖社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ社債總額トス

第十二條ノ二　北海道拓殖銀行ハ券面金額二十圓以下ノ債券ヲ發行スル場合ニ於テハ賣出ノ方法ニ依ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ賣出期間ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社債申込證ヲ作ルコトヲ要セス

第一項ノ規定ニ依リ發行スル債券ニハ商號及商法第百七十三條第二號第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

商法第二百四條ノ三第一項ノ期間ハ債券ノ賣出期間滿了ノ日ヨリ之ヲ起算シ其ノ登記スヘキ事項ハ賣出期間內ニ於ケル債券ノ賣上總額及商法第百七十三條第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項トス

賣出ノ方法ニ依リ債券ヲ發行シタル場合ニ於ケル社債ノ登記ノ申請書ニハ賣出期間內ニ於ケル債券ノ賣上總額ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十二條ノ三　北海道拓殖銀行ハ賣出ノ方法ニ依リ債券ヲ發行セムトスルトキハ賣出期間及商法第二百三條第二項第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項ヲ公告スヘシ

第十三條　北海道拓殖銀行ハ年賦償還貸付金ノ償還高ニ應シ每年二回以上抽籤ヲ以テ其ノ債券ヲ償還スヘシ

第十四條　北海道拓殖銀行ハ年賦償還貸付金ノ償還延滯シテ豫期ノ金額ニ達セサルトキハ前條ト同時期ニ抽籤ヲ以テ延滯金額ニ相當スル債券ヲ償還スヘシ

第十五條　北海道拓殖銀行ハ債券借換ノ爲一時第十二條ノ制限ニ依ラス低利ノ債券ヲ發行スルコトヲ得

低利ノ債券ヲ發行シタルトキハ發行後一箇月以內ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊債券ヲ償還スヘシ

第十五條ノ二　北海道拓殖債券ノ所有者其ノ元金又ハ利子ヲ要求セサルトキハ元金ハ十五箇年利子ハ五箇年ニシテ其ノ要求ノ權ヲ失フモノトス

第五章　準備金

第十六條　北海道拓殖銀行ハ每營業年度準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ及利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第六章　政府ノ監督及補助

第十七條　政府ハ北海道拓殖銀行ノ業務ヲ監督ス

第十八條　北海道拓殖銀行ハ其ノ定款ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條　北海道拓殖銀行ハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條　北海道拓殖銀行ハ年賦償還貸付金利子ニ付每營業年度ノ初ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ經テ其ノ最高步合ヲ定ムヘシ其ノ營業年度內ニ於テ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第二十一條　主務大臣ハ北海道拓殖銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背戾シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

第二十一條ノ二　主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ北海道拓殖銀行ニ對シ支店代理店ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第二十二條　北海道拓殖銀行ハ主務大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

第二十三條　政府ハ北海道拓殖銀行監理官ヲ置キ主務大臣ノ指揮ヲ承ケテ北海道拓殖銀行ノ業務ヲ監視セシム

第二十四條　北海道拓殖銀行監理官ハ何時ニテモ北海道拓殖銀行ノ金庫、劵書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ檢査スルコトヲ得

北海道拓殖銀行監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ北海道拓殖銀行ニ命シテ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出サシムルコトヲ得

北海道拓殖銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十五條　政府ハ百萬圓ヲ限度トシ北海道拓殖銀行ノ株式ヲ引受クヘシ

第二十六條　前條ニ依リ政府ノ引受ケタル株式ニ對シテハ北海道拓殖銀行ハ其ノ創立初期ノ末日ヨリ十箇年間ハ利益配當ヲ爲スコトヲ要セス

前項ノ期限經過後仍五箇年間ハ北海道拓殖銀行ハ前條政府ノ引受ケタル株式ニ對スル配當金ヲ悉皆準備金ニ繰入ルヘシ

第七章　罰　則

第二十七條　北海道拓殖銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ取締役ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一　第八條ノ三ノ規定ニ違反シタルトキ

二　第十條ノ規定ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ

三　第十二條又ハ第十二條ノ三ノ規定ニ反シ債劵ヲ發行シタルトキ但シ第十五條第一項ニ依レルモノハ此ノ限ニアラス

四　第十三條第十四條及第十五條第二項ノ規定ニ反シ債劵ノ償還ヲ爲ササルトキ

五　本法ニ於テ認可ヲ受クヘキ場合ニ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

第二十八條　北海道拓殖銀行ノ取締役第六條ノ規定ヲ犯シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十九條　北海道拓殖銀行ノ發行スル債劵ノ模造ニ關シテハ通貨及證劵模造取締法ヲ準用ス

附　則

第三十條　主務大臣ハ北海道拓殖銀行設立委員ヲ置キ北海道拓殖銀行ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第三十一條　設立委員ハ定款ヲ作リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集ス

第三十二條　設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ銀行設立ノ認可ヲ禀請スヘシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第三十三條　創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ北海道拓殖銀行取締役ニ引渡スヘシ

第三十四條　北海道拓殖銀行ニ關シ此ノ法律ニ規定セサル事項ハ明治二十三年法律第七十二號銀行條例ヲ適用ス

附　則（大正九年法律第二十號）

本法施行前ニ發行シタル北海道拓殖銀行ノ債券ニ關シテハ第十五條ノ二ノ規定ニ依ル期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第二項　北海道拓殖銀行定款

明治三十二年三月北海道拓殖銀行法の公布せらるるや、同年五月同行設立委員の任命を見しが、右委員は同年十月二十六日に至りて株式會社北海道拓殖銀行定款の認可を申請し、翌二十七日大藏大臣の認可を得たり。今制定當初の定款全文を掲ぐれば左の如し。

北海道拓殖銀行定款（明治三十二年十月二十七日認可）

第一章　總　則

第一條　當銀行ハ明治三十二年法律第七十六號北海道拓殖銀行法ニ依リ設立シ株式會社北海道拓殖銀行ト稱ス

第二條　當銀行ハ北海道ノ拓殖事業ニ資本ヲ供給スルヲ以テ目的トス

第三條　當銀行ハ本店ヲ石狩國札幌ニ支店ヲ渡島國函館及ヒ後志國小樽ニ設置ス

第四條　當銀行ハ營業ノ都合ニ依リ內外ノ要地ニ代理店ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルコトアルヘシ

第五條　當銀行ノ存立期間ハ設立免許ノ日ヨリ滿五十箇年トス但株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其期限ヲ延長スルコトアルヘシ

第六條　當銀行ニ於テ公告ヲ爲ストキハ官報及新聞紙ニ其事項ヲ掲載スヘシ

第二章　資本及株式

第七條　當銀行ノ資本金ハ參百萬圓トシ之ヲ六萬株ニ分チ各株式ノ金額ヲ五拾圓トス

第八條　當銀行ノ株券ハ記名トシテ一株、十株、五十株ノ三種トス

第九條　當銀行ノ株券ニハ商法第百四十八條ニ規定スル事項ヲ記載シ且發行ノ年月日番號、商號及株主ノ氏名ヲ記シ社印ヲ捺シ頭取之ニ署名捺印スヘシ

株金ノ拂込アリタルトキハ其都度拂込ノ年月日及金額ヲ記入シ頭取之ニ證印スヘシ

第十條　第一回拂込ノ金額ハ資本金總額ノ四分ノ一即チ七拾五萬圓（一株ニ付キ拾貳圓五拾錢）トス第二回以後ノ拂込ノ期日及方法ハ營業ノ都合ニ依リ重役會ニ於テ之ヲ定メ少ナクトモ三週間以前ニ頭取ヨリ其旨ヲ各株主ニ催告スヘシ但シ其拂込金額ハ毎回一株ニツキ拾圓ヨリ多カラサルモノトス

第十一條　株主カ前條ノ期日ニ拂込ヲ爲ササルトキハ商法ノ規定ニ從ヒ處分スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ損害賠償トシテ其拂込期日ヨリ現拂込日マテ滯納金ニ對スル年百分ノ十二ノ割合ニ當ル金額ヲ徵收スルモノトス

第十二條　當銀行ノ株券賣買讓渡ノ場合ニ於テハ當事者雙方ノ署名捺印シタル株券ニ名義書換請求書ヲ添ヘ當銀行ニ差出スヘシ但相續又ハ遺贈ニ因リテ當銀行ノ株式ヲ取得シタル者ハ取得者ノミ其株券裏面ニ署名捺印シ證明書ヲ添ユヘシ

前項ノ請求アリタルトキハ頭取其株券ノ裏面ニ署名捺印シ讓受人ノ氏名住所ヲ株主名簿ニ記入ノ手續ヲ爲スヘシ

第十三條　當銀行ノ株券災害ニ罹リ滅失シタルトキハ其事由竝金額、番號ヲ詳記シ當銀行ノ滿足スル二名以上ノ保證人ヲ立テ當銀行ニ屆出テ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケ證跡判明ナルトキハ當銀行ハ新株券ヲ交付スヘシ其證跡判明ナラサル場合ニハ總テ紛失ノ例ニ依ル

第十四條　當銀行ノ株券ヲ紛失シ若ハ盜取セラレタルトキハ株主ハ其金額、番號ヲ詳記シ其旨ヲ當銀行ニ屆

出テ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ當銀行ハ請求人ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ一箇月ヲ經タル後當銀行ノ滿足スル二名以上ノ保證人ヲ立テシメ新株券ヲ交付スヘシ

前項ノ期間内ニ於テ請求人該株券ヲ發見シタルトキハ直ニ當銀行ニ屆出ツヘシ當銀行ハ前項ノ例ニ依リ其旨ヲ公告スルモノトス

第十五條　減失紛失若ハ盜難ノ屆出アリタル株券ニ關シ故障ノ申立テヲ爲ス者アルトキハ當銀行ハ管轄裁判所ノ判決ニ依ルニアラサレハ新株券ヲ交付セサルヘシ

第十六號　株券汚染又ハ毀損シタルトキハ株主ハ其事由ヲ詳記シ其株券ヲ添ヘテ當銀行ニ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケ其株券ヲ審査シ眞正ナリト認ムルトキハ當銀行ハ新株券ヲ交付スヘシ其眞正ナルコトヲ鑑別シ難キモノハ紛失ノ例ニ依ル

第十七條　當銀行ハ株券名義書換ノ場合ニ於テハ一通ニ付キ金五錢新株券交付ノ場合ニ於テハ金貳拾錢ノ手數料ヲ請求人ヨリ徴收スヘシ

第十八條　當銀行ハ株主總會前一箇月以内株券ノ名義書換ヲ停止ス但此場合ニ於テハ豫シメ其旨ヲ公告スヘシ

第三章　重役及重役會

第一節　重　役

第十九條　當銀行ニ取締役四人監査役三人ヲ置ク

第二十條　取締役ハ株主總會ニ於テ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ選擧スルモノトス其任期ハ三箇年トシ滿期ニ至リ再選スルコトヲ得

取締役ハ專務取締役一名ヲ互選シ之ヲ頭取トス

第二十一條　監査役ハ株主總會ニ於テ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ選擧スルモノトス其任期ハ二箇年トシ滿期ニ至リ再選スルコトヲ得

第二十二條　取締役又ハ監査役中ニ缺員アルトキハ臨時株主總會ヲ招集シ補缺選擧ヲ行フヘシ其補缺員ハ前任者ノ殘期ヲ繼クモノトス但現任者法定ノ最少人員ニ不足セサルトキハ補缺選擧ハ次ノ株主總會マテ延期スルコトヲ得

第二十三條　取締役ハ其所有ニ依ル當銀行ノ株券各百株ヲ在任中監査役ニ供託スヘシ

前項ノ株券ハ本人退職スト雖商法第百九十三條ノ規定ニ從ヒ定時總會ノ承認ヲ經ルニアラサレハ之カ返還ヲ求ムルコトヲ得ス

第二十四條　頭取ハ株主總會又ハ重役會ノ決議ニ從ヒ當銀行一切ノ事務ヲ執行ス

頭取ハ重役會ノ決議ヲ以テ營業上ノ必要及貸金代償ノ爲メ交付セラレ又ハ取引ヲ要スル地所家屋ヲ買受ケ若クハ賣却スルコトヲ得

第二十五條　頭取疾病其他ノ事故アルトキハ取締役中ニ於テ其職務ヲ行フヘシ

第二十六條　取締役監査役ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

第二節　重　役　會

第二十七條　重役會ハ取締役ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十八條　重役會ハ頭取ニ於テ必要ト認ムル場合ニハ何時ニテモ之ヲ開クモノトス

重役會ハ重役半數以上出席スルニアラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス

議事ハ多數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十九條　監査役ハ重役會ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得但可否ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第三十條　重役會ハ當銀行ノ營業上ニ必要ナル諸規則及重要ノ業務ヲ議決ス

第三十一條　重役會ニ於テ議決シタル事項ハ決議錄ニ記載シ出席員之ニ署名捺印スヘシ

第四章　株主總會

第三十二條　定時株主總會ハ毎年一月七月ノ兩度ニ之ヲ開クモノトス但總會ノ目的及議決ヲ要スル事項ハ少クトモ三週間前ニ頭取ヨリ之ヲ各株主ニ通知スヘシ

定時總會ニ於テハ頭取カ提出シタル書類及監査役ノ報告書ヲ調査シ且利益ノ配當ヲ議決スルモノトス

第三十三條　臨時株主總會ハ左ノ場合ニ限リ之ヲ開クモノトス但總會ノ目的及議決ヲ要スル事項ハ重役會ニ於テ之ヲ定メ二週間前ニ頭取ヨリ之ヲ各株主ニ通知スヘシ

一　重役會ニ於テ必要ト認ムルトキ

二　資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ總會ノ目的及其招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ其招集ヲ請求シタルトキ

頭取ハ前項第二號ノ請求書ヲ受取リタルトキハ直ニ重役會ヲ開キ二週間以内ニ之カ招集ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十四條　監査役ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時株主總會ヲ招集スルコトヲ得

第三十五條　各株主ノ議決權ハ一株ニ付一箇トス

第三十六條　株主總會ニ於テ株主ノ代理人タルコトヲ得ヘキモノハ其法定代理人若ハ當銀行ノ株主タルモノニ限ル但當銀行ノ重役ハ代理人タルコトヲ得サルモノトス

第三十七條　株主總會ノ決議ハ總株主ノ五分ノ一以上總株金ノ三分ノ一以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス但定款ノ變更債券ノ募集又ハ解散ノ議決ハ總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第三十八條　前條但書ノ場合ニ於テ出席株主其定數ニ滿タサルトキハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ假決議ヲ爲シ其旨ヲ總株主ニ通知シ更ニ一箇月ヲ下ラサル期間ニ於テ第二回ノ株主總會ヲ招集シ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ假決議ノ認否ヲ決定スルモノトス

第三十九條　株主總會ニ於テ議決シタル事項ハ之ヲ決議錄ニ記載シ議長及監査役之ニ署名捺印スヘシ

第五章　營　業

第四十條　當銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一　三十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トスル貸付

二　五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トスル貸付

三　北海道ノ拓殖ヲ目的トスル株式會社ノ株券債券ヲ質トスル貸付及其社債券ノ應募引受

四　北海道及樺太ノ產物ヲ擔保トスル貸付及荷爲替

五　預リ金及保護預リ

第四十一條　當銀行ハ北海道區町村制ヲ施行セル區町村及其他法律ヲ以テ組織セル北海道ノ公共團體ニ對シ無擔保ニテ年賦若クハ定期償還ノ方法ニ依リ貸付ヲ爲スヘシ

第四十二條　當銀行ニ於テ不動產ヲ抵當ニ徵スルトキハ總テ第一抵當ナルコトヲ要ス但舊債アル場合ニ於テ當銀行ヨリ借入ルル新債ヲ以テ其舊債ヲ償還スル效果ニ依リ新債ノ第一抵當トナルコトヲ得ヘキトキハ此限ニアラス

第四十三條　當銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル土地ハ永續スヘキ確實ナル收益ノ見込アルモノニ限ル當銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル建物ハ保險附ノモノニ限ル但抵當物ノ外ニ貸付金ニ相當スル價格ヲ有スル動產ヲ質ト爲ス場合ニ於テハ保險ニ付セサルコトヲ得

第四十四條　不動產ヲ抵當トシテ貸付クル金額ハ當銀行ニ於テ鑑定シタル價格ノ三分ノ二以内トス

第四十五條　當銀行ハ如何ナル場合ト雖モ左ニ揭クル不動產ヲ抵當トシテ貸付スルコトナシ

一　明治十七年第七號布告地租條例第四條ニ該當スル土地

二　學校、社寺、病院、劇場其ノ他共同ノ用ニ供スル建物及其敷地

三　鑛坑石坑池沼鑛泉地

四　海産干場但定期貸付ノ場合ニ於テハ此限ニアラス

五　數人共有ノ不動産但共有者一同承諾ノ上其全所有權ヲ抵當トスルモノハ此限ニアラス

第四十六條　當銀行ハ第四十一條ノ貸付ヲ除クノ外同一借主ニ對シ當銀行ノ拂込資本金ノ二十分ノ一ヲ超過スル金額ヲ貸付スルコトナシ

第四十七條　土地抵當貸付ニ對スル年賦金ハ其抵當地ノ平年收益額ヨリ公課額ヲ控除シタル殘額ヲ超過スルコトヲ得ス

第四十八條　當銀行ハ第四十條第一號及第二號ノ貸付ヲ爲シタル場合ニ於テ債務者カ契約ノ目的ニ反シ貸付金ヲ使用シタルトキハ償還期限前ト雖其ノ貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトアルヘシ

第四十九條　當銀行ハ第四十條第三號ノ事業ニ使用スヘキ金額ハ同條第一號及第二號ノ貸付金總額ノ五分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第五十條　當銀行ニ於テ餘裕金アルトキハ國債證券地方債證券社債券ヲ買入レ又ハ他ノ銀行ヘ預ケ金ヲ爲スコトヲ得

第六章　債　券

第五十一條　當銀行ヨリ發行スル債券ハ券面金額ヲ貳拾圓以上トシ無記名利札付トス但應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

第五十二條　債券ノ發行高ハ拂込資本金額ノ五倍ヲ限リトス又其發行現高ハ第四十條第一號ニ依ル貸付金總高ヲ超過スルコトヲ得ス

第五十三條　債券ノ發行高償還期限利子歩合等ハ其都度株主總會ノ議決ヲ經テ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五十四條　債券ノ利子ハ毎年二回利札引換ニ仕拂フヘシ

利子計算法ハ元金拂込ノ時ニシテ月ノ十五日以前ニアルモノハ下半箇月分ヨリ月ノ十六日以後ニアルモノハ翌月分ヨリ之ヲ付シ元金償還ノ時ニ於テハ其前月マテ月割ヲ以テ計算スヘシ

第五十五條　債券ノ償還ニ付キテハ五箇年以内ノ據置年限ヲ定ムヘシ

債券ノ償還期限ハ三十箇年以内トシ第四十條第一號ニ依ル貸付金ノ償還高ニ應シ毎年二回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

第五十六條　當銀行ハ第四十條第一號ニ依ル貸付金ノ償還延滯シテ豫期ノ金額ニ達セサルトキハ前條ト同時期ニ抽籤ヲ以テ延滯金額ニ相當スル債券ヲ償還スヘシ

第五十七條　當銀行ハ債券借換ノ爲メ一時第五十二條ノ制限ニ依ラス低利ノ債券ヲ發行スルコトアルヘシ」

前項低利ノ債券ヲ發行シタルトキハ發行後一箇月以内ニ抽籤ヲ以テ其發行券面金額ニ相當スル舊債券ヲ償還スヘシ

第五十八條　當銀行ヨリ發行スル債券ニハ左ノ事項ヲ記載シ社印ヲ押捺シ取締役各自之ニ署名捺印スルモノトス

一　債券ノ發行總額

二　各債券ノ金額

三　債券ノ利率

四　債券償還ノ方法及期限

五　債券發行ノ年月日

六　記名債券ヲ發行シタルトキハ債權者ノ氏名住所及其所得ノ年月日

第五十九條　當銀行ハ債券原簿ヲ備ヘ前條第一號乃至第六號ノ事項ヲ記載スルモノトス

第六十條　記名債券ノ讓渡ハ讓受人ノ氏名住所ヲ債券原簿ニ記載シ且其氏名ヲ債券ニ記載スルニアラサレハ當銀行ニ對シ其效ナキモノトス

第六十一條　記名債券ヲ無記名ニ無記名債券ヲ記名ニ書換ヲ爲ス場合ニ於テハ請求人ヨリ債券一通ニ付金貳拾錢ノ手數料ヲ徵スルモノトス

記名債券ノ名義書換ヲ爲ス場合ニ於テハ請求人ヨリ債券一通ニ付金五錢ノ手數料ヲ徵スルモノトス

第七章　計算及諸報告

第六十二條　當銀行ノ營業年度ハ毎年一月ヨリ六月マテ及七月ヨリ十二月マテトシ各年度ノ終ニ於テ取締役ハ諸勘定ヲ決算シ債券計算書財產目錄貸借對照表營業報告書損益計算書及利益金分配案ヲ作リテ株主總會ニ提出スヘシ

監査役ハ前項ノ書類ヲ調査シテ其意見ヲ株主總會ニ報告スヘシ

第六十三條　諸勘定ノ決算ヲ爲スニハ總益金ト總損金トヲ差引殘額ノ百分ノ五以内役員ノ賞與金及交際費ヲ引去リタルモノヲ以テ利益金トナス

第六十四條　利益金ハ左ノ割合ヲ以テ分配スヘシ

一　損失補塡準備金　當期利益金百分ノ十以上

二　配當平均準備金　當期利益金百分ノ五以上

三　株主配當金　幾千

第六十五條　當銀行ハ創立初期ノ末日ヨリ起算シ十箇年間ハ政府ノ引受株式ニ對スル配當金ハ悉皆他ノ株式ニ對スル配當金ニ加フルモノトス

附　則

第六十六條　設立準備ニ關スル一切ノ費用ハ當銀行ニ於テ負擔スルモノトス但其金額ハ創立總會ノ決議ヲ經ヘキモノトス

右の定款は其の後同行營業の發展と共に屢改正を加へられたり。然りと雖も此等の改正中主要なるものは何れも北海道拓殖銀行法の改正に伴ひて行はれたるものにして、其の趣旨に至りては既に述べし同銀行法の改正に於けると全然同樣なるを以て、茲に繰返し說明することを避くべし。尤も資本金の增加、支店の增設に伴ふ定款の改正に至りては、必ずしも銀行法の改正に關係せずと雖も此等の點に就ても亦別に記述する所あるべし。依て左に屢次の改正を經たる昭和元年末現在の同行定款の全文を揭載し、以て參考に供するに止むべし。

株式會社北海道拓殖銀行定款

第一章　總　則

第一條　當銀行ハ明治三十二年法律第七十六號北海道拓殖銀行法ニ依リ設立シ株式會社北海道拓殖銀行ト稱ス

第二條　當銀行ハ北海道及樺太ノ拓殖事業ニ資本ヲ供給スルヲ以テ目的トス(明治四四年四月改正)

第三條　當銀行ハ本店ヲ札幌市ニ支店又ハ出張所ヲ東京市、北海道函館市、岩内町、小樽市、室蘭市、瀧川町、旭川市、名寄町、帶廣町、釧路市、根室町、野付牛町、樺太豐原町、大泊町、眞岡町及野田町ニ設置ス(明治三三年七月、同三八年四月、同三九年一〇月、同四〇年八月、同四一年八月、大正二年八月、同三年二月、同五年二月、同年八月、同六年八月、同七年八月、同九年八月、同一一年二月、同一二年八月、同一五年八月改正)

第四條　當銀行ハ營業ノ都合ニ依リ内外ノ要地ニ代理店ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルコトアルヘシ

第五條　當銀行ノ存立期間ハ設立免許ノ日ヨリ滿五十箇年トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ期限ヲ延長スルコトアルヘシ

第六條　當銀行ニ於テ公告ヲ爲ストキハ官報及新聞紙ニ其ノ事項ヲ揭載スヘシ

第二章　資本及株式

第七條　當銀行ノ資本金ハ貳千萬圓トシ之ヲ四十萬株ニ分チ各株式ノ金額ヲ五拾圓トス(明治三九年一〇月、大正六年二月、同九年二月改正)

第七條ノ二　資本金增加ノ場合ハ額面以上ノ價格ヲ以テ發行スルコトアルヘシ（天正六年二月追加）

第八條　當銀行ノ株券ハ記名トシテ一株、十株、五十株ノ三種トス

第九條　當銀行ノ株券ニハ商法第百四十八條ニ規定スル事項ヲ記載シ且發行ノ年月日、番號、商號及株主ノ氏名ヲ記シ社印ヲ捺シ頭取之ニ署名捺印スヘシ

株金ノ拂込アリタルトキハ其ノ都度拂込ノ年月日及金額ヲ記入シ頭取之ニ證印スヘシ

第十條　第一回拂込ノ金額ハ資本金總額ノ四分ノ一即チ七拾五萬圓（一株ニ付キ拾貳圓五拾錢）トス

第二回以後ノ拂込ノ期日及方法ハ營業ノ都合ニ依リ重役會ニ於テ之ヲ定メ少ナクトモ三週間以前ニ頭取ヨリ其ノ旨ヲ各株主ニ催告スヘシ

第十一條　株主カ前條ノ期日ニ拂込ヲ爲ササルトキハ商法ノ規定ニ從ヒ處分スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ損害賠償トシテ其ノ拂込期日ヨリ現拂込日マテ滯納金ニ對スル年百分ノ十二ノ割合ニ當ル金額ヲ徵收スルモノトス

第十一條ノ二　資本ヲ增加スル場合ニ於テ其ノ株式ノ拂込ニ付テハ前二條ノ規定ヲ準用ス（明治三九年一〇月追加）

第十二條　當銀行ノ株券賣買讓渡ノ場合ニ於テハ當事者雙方ノ署名捺印シタル株券ニ名義書換請求書ヲ添ヘ當銀行ニ差出スヘシ但シ相續又ハ遺贈ニ因リテ當銀行ノ株式ヲ取得シタル者ハ取得者ノミ其ノ株券裏面ニ署名捺印シ證明書ヲ添ユヘシ

前項ノ請求アリタルトキハ頭取其ノ株券ノ裏面ニ署名捺印シ讓受人ノ氏名住所ヲ株主名簿ニ記入ノ手續ヲ爲スヘシ

第十三條　當銀行ノ株券災害ニ罹リ滅失シタルトキハ其ノ事由竝金額番號ヲ詳記シ當銀行ノ滿足スル二名以上ノ保證人ヲ立テ當銀行ニ屆出テ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケ證跡判明ナルトキハ當銀行ハ新株券ヲ交付スヘシ其ノ證跡判明ナラサル場合ニハ總テ紛失ノ例ニ依ル

第十四條　當銀行ノ株券ヲ紛失シ若ハ盜取セラレタルトキハ株主ハ其ノ金額番號ヲ詳記シ其ノ旨ヲ當銀行ニ屆出テ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ當銀行ハ請求人ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ一箇月ヲ經タル後當銀行ノ滿足スル二名以上ノ保證人ヲ立テシメ新株券ヲ交付スヘシ

前項ノ期間內ニ於テ請求人該株券ヲ發見シタルトキハ直ニ當銀行ニ屆出ツヘシ當銀行ハ前項ノ例ニ依リ其ノ旨ヲ公告スルモノトス

第十五條　滅失紛失若ハ盜難ノ屆出テアリタル株券ニ關シ故障ノ申立テヲ爲ス者アルトキハ當銀行ハ管轄裁判所ノ判決ニ依ルニアラサレハ新株券ヲ交付セサルヘシ

第十六條　株券汚染又ハ毀損シタルトキハ株主ハ其ノ事由ヲ詳記シ其ノ株券ヲ添ヘテ當銀行ニ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケ其ノ株券ヲ審査シ眞正ナリト認ムルトキハ當銀行ハ新株券ヲ交付スヘシ其ノ眞正ナルコトヲ鑑別シ難キモノハ紛失ノ例ニ依ル

第十七條　當銀行ハ株券名義書換ノ場合ニ於テハ一通ニ付キ金五錢新株券交付ノ場合ニ於テハ金貳拾錢ノ手數料ヲ請求人ヨリ徵收スヘシ

第十八條　當銀行ハ株主ノ請求ニ依リ株券ノ種類交換ヲ爲スヘシ但シ此ノ場合ニ於テハ新株券一通ニ付金貳拾錢ノ手數料ヲ請求人ヨリ徵收スヘシ（明治三八年四月改正）

第十九條　當銀行ハ株主總會前一箇月以內株券ノ名義書換ヲ停止ス但シ此ノ場合ニ於テハ豫メ其ノ旨ヲ公告スヘシ（明治三四年一月改正）

第三章　重役及重役會

第一節　重　役

第二十條　當銀行ニ取締役四人監査役三人ヲ置ク

第二十一條　取締役ハ株主總會ニ於テ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ選擧スルモノトス其ノ任期ハ三箇年トシ滿期ニ至リ再選スルコトヲ得

頭取ハ取締役之ヲ互選ス

取締役ハ業務ノ都合ニ依リ副頭取一人ヲ互選スルコトヲ得（明治四三年八月、大正二年八月、同四年二月改正）

第二十二條　監査役ハ株主總會ニ於テ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ選擧スルモノトス其ノ任期ハ二箇年トシ滿期ニ至リ再選スルコトヲ得（明治三八年四月本條中但書削除）

第二十三條　取締役又ハ監査役中ニ缺員アルトキハ臨時株主總會ヲ招集シ補缺選擧ヲ行フヘシ其ノ補缺員ハ前任者ノ殘期ヲ繼クモノトス

第二十四條　取締役ハ其ノ所有ニ依ル當銀行ノ株券各百株ヲ在任中監査役ニ供託スヘシ

前項ノ株券ハ本人退職スト雖モ商法第百九十三條ノ規定ニ從ヒ定時總會ノ承認ヲ經ルニアラサレハ之カ返還ヲ求ムルコトヲ得ス（明治三八年四月改正）

第二十五條　頭取ハ株主總會又ハ重役會ノ決議ニ從ヒ當銀行一切ノ事務ヲ執行ス

副頭取ハ頭取事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ頭取缺員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

副頭取及取締役ハ頭取ヲ補助シ當銀行ノ業務ヲ分掌ス（大正一一年八月改正）

第二十六條　頭取及副頭取疾病其ノ他ノ事故アルトキハ取締役中ニ於テ其ノ職務ヲ行フヘシ（明治四二年八月、大正四年二月、同一一年八月改正）

第二十七條　取締役、監査役ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

第二節　重役會

第二十八條　重役會ハ取締役ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十九條　重役會ハ頭取ニ於テ必要ト認ムル場合ニ之ヲ招集シ頭取之カ議長トナル（明治三八年四月、大正四年二月改正）

議事ハ多數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十條　監査役ハ重役會ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ可否ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第三十一條　重役會ハ當銀行ノ營業上ニ必要ナル諸規則及重要ノ業務ヲ議決ス

第三十二條　重役會ニ於テ議決シタル事項ハ決議錄ニ記載シ出席員之ニ署名捺印スヘシ（明治三八年四月改正）

第四章　株主總會

第三十三條　定時株主總會ハ毎年二月、八月ノ兩度ニ之ヲ開クモノトス但シ總會ノ目的タル事項ハ少クトモ二週間前ニ頭取ヨリ之ヲ各株主ニ通知スヘシ（明治四五年二月改正）

第三十四條　臨時株主總會ハ左ノ場合ニ限リ之ヲ開クモノトス但シ總會ノ目的タル事項ハ重役會ニ於テ之ヲ定メ二週間前ニ頭取ヨリ之ヲ各株主ニ通知スヘシ

一　重役會ニ於テ必要ト認ムルトキ

二　資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ總會ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ其ノ招集ヲ請求シタルトキ

頭取ハ前項第二號ノ請求書ヲ受取リタルトキハ直ニ重役會ヲ開キ二週間以内ニ之カ招集ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十五條　監査役ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時株主總會ヲ招集スルコトヲ得

第三十六條　各株主ノ議決權ハ一株ニ付一箇トス

第三十七條　株主總會ニ於テ株主ノ代理人タルコトヲ得ヘキモノハ其ノ法定代理人若ハ當銀行ノ株主タルモノニ限ル但シ當銀行ノ重役ハ代理人タルコトヲ得サルモノトス（明治三八年四月改正）

第三十八條　株主總會ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス但シ定款ノ變更又ハ解散ノ議決ハ總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第三十九條　前條但書ノ場合ニ於テ出席株主其ノ定數ニ滿タサルトキハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ假決議ヲ爲シ其ノ旨ヲ總株主ニ通知シ更ニ一箇月ヲ下ラサル期間ニ於テ第二回ノ株主總會ヲ招集シ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ假決議ノ認否ヲ決定スルモノトス

第四十條　株主總會ノ議長ハ頭取之ニ任ス但シ監査役ノ招集シタルモノ又ハ株主ノ請求ニ依リ招集シタル株主總會ノ議長ハ株主中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得（明治三八年四月改正）

第四十一條　株主總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ決議錄ニ記載シ議長及監査役之ニ署名捺印スヘシ（明治三八年四月改正）

第五章　營　業

第四十二條　當銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス（明治三八年四月改正）

一　五十箇年以內ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動產ヲ抵當トスル貸付（大正九年八月改正）

二　五箇年以內ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ不動產又ハ漁業權ヲ抵當トスル貸付

三　北海道及樺太ノ拓殖ヲ目的トスル株式會社ノ株券債券ヲ質トスル貸付及其ノ社債券ノ應募引受

四　爲替荷爲替及北海道及樺太ノ產物ヲ擔保トスル貸付

五　預リ金及保護預リ

六　手形ノ割引

七　擔保附社債ニ關スル信託事業

八　他銀行ノ業務代理

九　國債證券地方債證券社債券若ハ株券ノ募集其ノ拂込金ノ受入又ハ其ノ元利金若ハ配當金ノ支拂ノ取扱

十　當銀行ハ五十箇年以內ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ又ハ五箇年以內ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ北海道又ハ樺太ニ於ケル鐵道財團又ハ軌道財團ヲ抵當トスル貸付ヲ爲スコトアルヘシ（大正一五年八月改正）

當銀行ハ北海道及樺太ノ產物ノ貯藏ヲ主タル目的トスル倉庫內ニ貯藏スル產業上必要ノ貨物ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコトアルヘシ

漁業權ヲ抵當トシテ貸付クル場合ニハ有價證券又ハ不動產ヲ添擔保ニ徵スルコトヲ得（明治四三年八月改正、同四四年四月追加、大正五年五月追加削除、同一一年八月改正）

第四十三條　北海道ニ於ケル市又ハ法律ニ依リ組織スル北海道若ハ樺太ノ公共團體ニ對シ無擔保ニテ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ貸付ヲ爲スコトアルヘシ

當銀行ハ耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出テタルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトアルヘシ（明治三八年四月、大正九年八月改正）

當銀行ハ十人以上ノ農業者、工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限リ五箇年以內ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトアルヘシ（明治四〇年八月、同四二年八月、同四三年八月、同四四年四月、大正九年八月改正）

當銀行ハ產業組合、重要輸出品工業組合、漁業組合、森林組合、畜產組合、住宅組合又ハ其ノ聯合會ニハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトアルヘシ（明治四四年四月、大正五年二月、同一二年八月及同一五年八月改正）

當銀行ハ都市計畫法ニ依リ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ土地區劃整理組合若クハ其ノ聯合會ヨリ其ノ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトアルヘシ（大正一五年八月追加）

第四十三條ノ二　當銀行ハ前二條ニ依ルノ外預リ金ヲ以テ國債證券又ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ヲ擔保トスル短期貸付ヲ爲スコトアルヘシ（明治四四年四月追加、大正五年五月本條中削除）

第四十四條　當銀行ニ於テ不動產又ハ漁業權ヲ抵當ニ徵スルトキハ總テ第一抵當ナルコトヲ要ス但シ舊債

アル場合ニ於テ當銀行ヨリ借入ルル新債ヲ以テ其ノ舊債ヲ償還スル效果ニ依リ新債ノ第一抵當トナルコトヲ得ヘキトキ又ハ先順位ノ抵當權者カ當銀行ニシテ舊貸付金額及新貸付金額カ第四十六條ノ制限ヲ超ヘサルトキハ此ノ限ニアラス（明治四三年八月、大正五年五月本條中追加、大正九年八月改正）

第四十五條　當銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル土地ハ永續スヘキ確實ナル收益ノ見込アルモノニ限ル（明治三八年四月改正）

當銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル建物ハ保險付ノモノニ限ル但シ抵當物ノ外ニ貸付金ニ相當スル價格ヲ有スル動產ヲ質トス場合又ハ建物ヲ單ニ附帶擔保トシテ徵スル場合ニ於テハ保險ニ付セサルコトヲ得（明治三八年四月改正）

第四十六條　不動產又ハ漁業權ヲ抵當トシテ貸付クル金額ハ當銀行ニ於テ鑑定シタル價格ノ三分ノ二以內トス（明治四三年八月改正）

第四十七條　當銀行ハ左ニ揭クル不動產ヲ抵當トシテ貸付スルコトナシ（明治三八年四月改正）

一　公共ノ用ニ供スル建物及敷地

二　鑛坑石坑池沼鑛泉地

三　海產干場但シ定期貸付ノ場合ニ於テハ此ノ限ニアラス

四　數人共有ノ不動產但シ共有者一同承諾ノ上其ノ全所有權ヲ抵當トスルモノハ此ノ限ニアラス

第四十八條　當銀行ハ第四十三條第一項ノ貸付ヲ除クノ外同一借主ニ對シ當銀行ノ拂込資本金ノ十分ノ一ヲ超過スル金額ヲ貸付スルコトナシ

第四十九條（明治三八年四月本條削除）

第五十條　當銀行ハ第四十二條第一項第一號及第二號ノ貸付ヲ爲シタル場合ニ於テ債務者カ契約ノ目的ニ反シ貸付金ヲ使用シタルトキハ償還期限前ト雖其ノ貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトアルヘシ

第五十一條　當銀行ハ第四十二條第一項第三號第四號第六號同條第二項及第四十三條ノ二ノ事業ニ使用スヘキ金額ハ第四十二條第一項第一號第二號及同條第四項第四十三條ニ依ル貸付金總額ヲ超過スルコトヲ得ス（明治四四年四月、大正五年五月、同九年八月、同一五年八月改正）

第五十二條　當銀行ニ於テ餘裕金アルトキハ國債證券地方債證券社債券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ應募、引受、買入又ハ他ノ銀行ヘ預ケ金ヲ爲スコトヲ得（大正九年八月、同一一年八月改正）

第五十三條（明治三八年改正、大正五年五月本條削除）

第五十三條ノ二　當銀行ハ樺太ニ於テ必要ト認ムル場合ニハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ前各條ニ規定セサル業務ヲ營ムコトアルヘシ（明治四四年四月本條追加）

第五十四條　當銀行ハ營業上ノ必要及貸金代償ノ爲メ交付セラレ又ハ引取ヲ要スル物件ヲ買受ケ若ハ賣却スルコトヲ得

第五十四條ノ二　無擔保ニテ借入ヲ爲シタル市町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ年賦金定期償還金又ハ利子ノ拂込期日ヲ過キ其ノ拂込ヲ爲ササルトキハ當銀行ハ監督官廳ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得（大正九年八月本條追加、同一五年八月改正）

第六章　北海道拓殖債券

第五十五條　當銀行ヨリ發行スル債券ハ券面金額ヲ拾圓以上トシ無記名利札付トス但應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得（大正元年八月改正）

第五十六條　債券ノ發行高ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限リトス又其ノ發行高ハ年賦償還及定期償還貸付金總高ヲ超過スルコトヲ得ス（明治四二年八月、大正六年八月、同九年八月改正）

第五十七條　債券ヲ發行セムトスルトキハ重役會ニ於テ其ノ發行高償還期限利子步合等ヲ定メ豫メ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五十八條　債券ノ利子ハ每年二回利札引換ニ仕拂フヘシ（明治三八年四月、同四一年八月改正）

第五十九條　債券ノ償還ニ付テハ五箇年以內ノ據置年限ヲ定ムヘシ

債券ノ償還期限ハ五十箇年以内トシ年賦償還貸付金ノ償還高ニ應シ毎年二回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スヘシ（明治四二年八月、大正九年八月改正）

第六十條　當銀行ハ年賦償還貸付金ノ償還延滯シテ豫期ノ金額ニ達セサルトキハ前條ト同時期ニ抽籤ヲ以テ延滯金額ニ相當スル債券ヲ償還スヘシ（明治三八年四月、同四二年八月改正）

第六十一條　當銀行ハ債券借換ノ爲メ一時第五十六條ノ制限ニ依ラス低利ノ債券ヲ發行スルコトアルヘシ」

前項低利ノ債券ヲ發行シタルトキハ發行後一箇月以内ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊債券ヲ償還スヘシ

第六十二條　當銀行ヨリ發行スル債券ニハ左ノ事項ヲ記載シ社印ヲ押捺シ取締役之ニ署名捺印スルモノトス但シ賣出ノ方法ニ依リ發行スル場合ニハ第三號ニ掲クル事項ヲ記載セサルモノトス（明治四五年二月改正）

一　商　號
二　債券ノ番號
三　債券ノ總額
四　各債券ノ金額
五　債券ノ利率
六　債券償還ノ方法及期限
七　記名債券ヲ發行シタルトキハ債權者ノ氏名

第六十三條　（明治三八年七月本條削除）

第六十四條　新債券ノ交付及記名債券ノ讓渡ニ關シテハ株券ニ關スル規定ヲ準用ス（明治三八年四月改正）

第六十五條　債券若ハ利札ニシテ滅失紛失シ又ハ盜取セラレタルトキハ公示催告ノ手續ヲ爲シ無效ノ宣告アリタル後ニアラサレハ當銀行ハ新債券若ハ利札ヲ交付セサルモノトス但シ記名債券ニ付テハ第十三條乃至第十六條ノ規定ヲ準用スヘシ（明治三八年四月改正）

第六十六條　記名債券ヲ無記名ニ無記名債券ヲ記名ニ書換ヲ爲ス場合ニ於テハ請求人ヨリ債券一通ニ付金貳拾錢ノ手數料ヲ徵スルモノトス

記名債券ノ名義書換ヲ爲ス場合ニ於テハ請求人ヨリ債券一通ニ付金五錢ノ手數料ヲ徵スルモノトス（大正元年八月改正）

第七章　計算及諸報告

第六十七條　當銀行ノ營業年度ハ毎年一月ヨリ六月マテ及七月ヨリ十二月マテトシ各年度ノ終ニ於テ取締役ハ諸勘定ヲ決算シ債券計算書財產目錄貸借對照表營業報告書損益計算書及利益金分配案ヲ作リテ株主總會ニ提出スヘシ

監査役ハ前項ノ書類ヲ調査シテ其ノ意見ヲ株主總會ニ報告スヘシ

第六十八條　諸勘定ノ決算ヲ爲スニハ總益金ヨリ總損金ヲ引去リタル殘額ヲ以テ利益金ト爲ス（明治四五年二月改正）

第六十九條　利益金ハ左ノ割合ヲ以テ分配スヘシ（明治四五年三月改正）

一　損失補塡準備金　當期利益金百分ノ八以上
二　配當平均準備金　當期利益金百分ノ二以上
三　株主配當金　幾千
四　重役賞與金　當期利益（前期繰越金ヲ控除シタルモノ）百分ノ七以内（大正五年一一月改正）

第七十條　當銀行ハ創立初期ノ末日ヨリ起算シ十箇年間ハ政府ノ引受株式ニ對スル配當金ハ悉皆他ノ株式ニ對スル配當金ニ加フルモノトス

前項ノ期限經過後仍五箇年間ハ政府ノ引受株式ニ對スル配當金ハ悉皆準備金ニ繰入ルルモノトス（明治四二年八月追加）

附　則

第七十一條　設立準備ニ關スル一切ノ費用ハ當銀行ニ於テ負擔スルモノトス但シ其ノ金額ハ創立總會ノ決議ヲ經ヘキモノトス

第三項　資本金及積立金

第一目　資本金

北海道拓殖銀行の資本金及株式に關しては、北海道拓殖銀行法第二條及同定款第七條に規定せる所にして、卽ち當初は公稱資本金額を三百萬圓とし、之を株式六萬個に分ち、一株の金額を五十圓とせり。而して右六萬株の中二萬株は政府に於て之を引受け、他の四萬株は民間の申込に應じて募入を決定し、明治三十二年十二月第一回株金一株に付十二圓五十錢、總額七十五萬圓の拂込を了し、翌三十三年四月一日其の營業を開始したり。然るに同行の營業を開始するや、資金の借入を請求するもの陸續として相踵ぎ、幾くもなくして資金の不足を告ぐるに至りしかば、明治三十三年九月一株に付五圓、總額三十萬圓の拂込を行ひ、尋いで翌三十四年三月第三回の株金總額四十五萬圓の拂込を徵し、更に同年十月第四回の株金拂込を求むることとなり、拂込資本金は總額二百十萬圓に達せり。其の後三十六年三月第五回の株金六十萬圓、翌三十七年九月第六回の拂込を夫〻斷行したるを以て、茲に資本金三百萬圓は全額拂込を了することとなれり。

此の如く同行の資本金は開業後五箇年を經ずして全額拂込となりしが、他方之に對する資金借入の申込は比年激增の傾向に在り、加ふるに各地に支店又は出張所漸次設立せられ、業務自ら擴張の機運に向ひたるを以て、資金の不足は益〻甚しからんとせり。茲に於てか明治三十九年十月二十日の臨時株主總會は、從來の資本金三百萬圓を五百萬圓に增加すること、及其の方法として增加額二百萬圓は之を明治三十九年十月一日現在の株主名簿登錄株主中大藏省(二萬株卽ち百萬圓)を除きたる以外の株主に對し、舊株式一株に付新株式一株の割合を以て任意之を引受けしむることを議決したり。尤も右の內明治三十九年十月一日現在の株主は、其の後之を同年十一月一日現在の株主に改め、而して其の申込期限を同年十一月三十日と定め、期日に至り一株に付十二圓五十錢、總額五十萬圓の拂込を了せり。茲に於てか拂込資本金は總額三百五十萬圓となり、大に營業資金を充實し得たるのみならず、拓殖債券の發行又數次に亙り行はれたるを以て、其の後一兩年間は株金の拂込を徵することなく經過せしが、四十四年三月に至り第二回の株金合計四十萬圓の拂込あり、越て大正二年六月第三回の拂込として六十萬圓を徵し、更に同四年十二月第四回五十萬圓の拂込を求め、茲に明治三十九年の增資に依る新株四萬株二百萬圓は全額拂込濟となり同行の總拂込資本金は五百萬圓となるに至れり。

然るに大正六年に至るや、北海道に於ける其の後の經濟的發展に加ふるに時局の影響を以てして同行の業務は著しく膨脹し、茲に再び增資の必要を愬ふることとなり、同年二月二十一日の株主總會は、遂に從來の資本金五百萬圓を倍加して一千萬圓と爲すこと、竝に其の方法を次の如く定むることを議決するに至れり。卽ち(一)增資本金五百萬圓は之を十萬株に分ち、內八萬株は大正六年三月一日現在の株主(政府を除く)に對し、持株一株に付新株一株の割合にて任意引受を爲さしむること(二)株主の引受申込證にして豫め通知したる申込期日內に本行又は取扱銀行に到達せざるときは、該株主は新株式引受の權利を失ふこと(三)新株式の內二萬株は次の如き方法に依り額面以上の價格を以て一般より募集すること等之なり。而して其の一般よりの募集方法は(イ)募集最低價格を重役會の決定

に一任すること(ロ)募集價格は之を十萬位を單位とし、最高價格より順次募入し、同價格のもの募集株數に超過したる場合には重役會に於て適宜其の割當を定むること(ハ)額面以上の超過金は總て積立金と爲すこと等なりとす。斯くて新株の引受及一般募入の決定するや、同行に於ては同年五月十一日より十六日に亙り、一株に付十二圓五十錢、總額百二十五萬圓の拂込を徴し、茲に拂込資本金總額は六百二十五萬圓となれり。其の後大正八年に至る迄拂込を徴することなかりしが、北海道經濟界の趨勢は、同年に入り急激に同行資金の充實を促したるを以て、五月第二回、十一月第三回と二回に亙り各一株に付十二圓五十錢、總額百二十五萬圓宛の拂込を行ひ、大正八年末に於ては既に八百七十五萬圓の拂込資本金を擁することとなり、其の未拂込資本金百二十五萬圓も亦翌大正九年三月に悉皆拂込を了するに至り、茲に拓殖銀行の資本金一千萬圓は全額拂込となるに至れり。

之より嚮き大正九年一月同行に於ては、當時の資本金一千萬圓の全額拂込となりたるときは、更に之を二千萬圓に增加の計畫を樹て、同年二月十六日の株主總會に付議決定の上、三月十二日政府の認可を得たり。然るに時恰も經濟界の恐慌に際會したるを以て、暫く增資の實行を延期し、大正十一年財界恢復の緒に就くに及び、同年三月新株の募集に著手せり。而して其の當初定めたる增資方法は前回增資の場合と略同樣にして、卽ち(一)新株式一千萬圓を二十萬株に分ち、內十八萬株は(イ)一定の時に於ける現在の株主(政府を除く)に對し、持株一株に付新株一株の割合を以て任意引受けしめ(ロ)株主の引受申込證にして豫め通知したる申込期日內に本行又は取扱銀行に到著せざるときは、該株主は新株式引受の權利を失ふこととする條件の下に、之を株主に割當て(二)新株式の內二萬株は次の如き條件の下に一般より公募することとせり。(イ)募集最低價格は重役會の決定に一任すること(ロ)募集價格は最高價格より順次募入し、同價格のもの募集株數に超過したる場合には、重役會の決議に依り適宜其の割當を定むること(ハ)額面以上の超過金は總て之を積立金とすること等之なり。尙ほ其の後に至り株主割當株にして任意引受なき株式は、公募條件に準據して募集すること、及公募株式中應募なき株式は募入最低價格を以て重役に於て之を引受くることと定めたり。既にして右增資の實行は、上述の如く大正十一年二月に至り之に著手したるが、今其の實際の募集方法に就て見るに、新株式二十萬株の內十八萬株は大正十一年二月二十一日現在の株主(政府を除く)に對し、持株一株に付新株一株の割合を以て三月八日限り任意引受を行はしめ、殘餘の二萬株は額面を超ゆる價格卽ち一株の申込價格五十八圓以上を以て公募に付し、其の申込期間を三月四日より八日迄とせり。其の結果右期間に申込を受けたる總數は、割當株に於て十七萬九千六百一株にして、十八萬株に滿たざる三百九十九株は之を一般公募として取扱ひ、斯くて公募株式は結局二萬八百四十九株となりたるが、此等の株式は一株の申込價格最高六十九圓より順次募入とし、最低五十八圓の分にして大口申込の一部分四百五十株を適宜募入外とし、以て二萬三百九十九株の募入を決定せり。尋いで五月第一回拂込金一株に付十二圓五十錢、總額二百五十萬圓を徴し、茲に同行の拂込資本金は一千二百五十萬圓となり、以て大正末年に及べり。之を表示すれば次の如し。

北海道拓殖銀行資本金累年一覽表

期次	公稱資本金	拂込資本金	年末株主人員	配當步合	摘要
明治三三年上	三、〇〇〇、〇〇〇円	七五〇、〇〇〇円	一、〇五〇、〇〇〇人	二、九五八	〇・七〇	三十二年十二月第一回拂込
〃下	〃	一、〇五〇、〇〇〇	二、九五八	〇・七〇	三十三年九月第二回拂込

明治三四年	上	三,〇〇〇,〇〇〇円	一,五〇〇,〇〇〇円	二,七一四人	〇・七〇分	三十四年三月第三回払込
	下	〃	二,〇九八,四〇〇			三十四年十月第四回払込
同　三五	上	〃	二,一〇〇,〇〇〇	二,四四一	〇・八〇	
	下	〃	〃			
同　三六	上	〃	二,六九九,九三〇	二,二二七	〇・八〇	三十六年三月第五回払込
	下	〃	二,七〇〇,〇〇〇			
同　三七	上	〃	〃	二,一五八	〇・八〇	三十七年九月第六回払込（全額払込済）
	下	〃	三,〇〇〇,〇〇〇			
同　三八	上	〃	〃	二,〇四六	〇・八五	
	下	〃	〃			
同　三九	上	〃	〃	一,九二三	〇・九〇	三十九年十月増資、同年十一月第一回払込
	下	五,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇四,三七五			
同　四〇	上	〃	三,五〇〇,〇〇〇	二,〇三〇	〇・九〇	
	下	〃	〃			
同　四一	上	〃	〃	二,〇七八	〇・九〇	
	下	〃	〃			
同　四二	上	〃	〃	二,〇一〇	〇・九〇	
	下	〃	〃			
同　四三	上	〃	〃	二,〇二五	〇・九〇	
	下	〃	〃			
同　四四	上	〃	三,八九九,九八〇	二,〇一三	〇・九〇	四十四年三月第二回払込
	下	〃	三,九〇〇,〇〇〇			
大正　元	上	〃	〃	二,〇三二	〇・九〇	
	下	〃	〃			

同　二	上	〃	四,四七七,四一〇	二,〇一九	〇・九〇	二年六月第三回払込
	下	〃	四,五〇〇,〇〇〇			
同　三	上	〃	〃	二,〇一二	〇・七五	
	下	〃	〃			
同　四	上	〃	〃	一,九九六	〇・八〇	四年十二月第四回払込（全額払込済）
	下	〃	四,九八八,一八八			
同　五	上	〃	五,〇〇〇,〇〇〇	一,九六三	〇・八五	
	下	〃	〃			
同　六	上	一〇,〇〇〇,〇〇〇	六,二四九,〇六三	二,四九四	〇・九〇	六年二月増資、同五月第一回払込
	下	〃	六,二五〇,〇〇〇			
同　七	上	〃	〃	二,五六七	〇・九〇	
	下	〃	〃			
同　八	上	〃	七,四九九,二二五	二,六六七	〇・九〇	八年五月第二回払込
	下	〃	八,七四三,八五〇			八年十一月第三回払込
同　九	上	〃	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二,七八七	一・〇〇	九年三月第四回払込（全額払込済）
	下	〃	〃			
同　一〇	上	〃	〃	二,七九二	一・〇〇	
	下	〃	〃			
同　一一	上	二〇,〇〇〇,〇〇〇	一二,四九三,三六三	三,四〇二	一・〇〇	十一年三月増資、同年五月第一回払込
	下	〃	一二,五〇〇,〇〇〇			
同　一二	上	〃	〃	三,六一三	一・〇〇	
	下	〃	〃			
同　一三	上	〃	〃	三,五五一	一・〇〇	
	下	〃	〃			

大正一四年上	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	一二、五〇〇、〇〇〇円	三、五〇五人	一・〇〇
〃下	〃	〃	〃	〃
昭和元年上	〃	〃	三、四九九	〃
〃下	〃	〃	〃	〃

第二目　積立金

北海道拓殖銀行の設立は我が國策遂行上重要なる意義を有するものにして、政府は之に篤き保護を與ふると共に、他方嚴重なる監理を加ふるの方針を執りしが、尙同行業務上の信用を增進せんが爲め、利益金の社內留保卽ち積立金に關しては特に同銀行法中に明文の規定を設け、每營業年度利益金に對する一定割合を積立つべきことを命じ、以て利益金の濫費防止を期せり。而して同銀行法及定款の規定に依る積立金は準備金なる名稱の下に行はれ、之を損失補塡準備金及配當平均準備金の二種に分つと雖も、此の他に同行は明治三十四年下半期以降特別積立金なるものを置くこととせり。從て以下此等三種の積立金に就きて聊か述ぶる所あらんとす。

（一）損失補塡準備金

損失補塡準備金は資本の缺損を補ふ爲に積立つるものにして、同銀行法に於ては每期利益金の百分の八以上を積立つることを規定せしが、定款に於ては當初百分の十以上と定め、明治四十五年三月以降銀行法所定の率に改めたり。斯くて同行は創業初期以降每期其の積立を實行せしが、明治四十二年三月同銀行法中改正の結果、同年八月定款を變更し、同行創立初期の末日より滿十箇年經過の後尙五箇年間は政府の引受株式に對する配當金を悉皆準備金に繰入るることとなり、同行は總て之を損失補塡準備金に繰入れたるを以て、明治四十三年下半期以降大正四年上半期迄は該準備金の積立額は著しく增加せり。而して創立以來未だ損失補塡準備金支出の必要を見ざりしを以て、每期其の金額を增加し、昭和元年末に至りては、同期積立高を合し、三百四十萬千五百圓を算するに至れり。

（二）配當平均準備金

配當平均準備金は利益配當の平均を保ち、以て信用を維持せんが爲め積立つるものにして、同銀行法に於ては利益金の百分二以上を積立つべきことを命ぜしが、定款に於ては當初利益金の百分の五以上と定め、明治四十五年三月以降之又銀行法所定の率を積立つることと爲し每期實行せり。而して其の積立額は營業の都合により一定せずと雖も、之れ又曾て其の支出を要せざりしを以て、明治四十四年末に至り、二十萬七千七百圓となり、昭和元年末には八十一萬八千七百圓を算せり。

（三）特別積立金

同銀行法及定款に於ては上記二種の積立金に關する外に特別積立に關する規定を見ずと雖も、既述の如く同行は明治三十四年下半期に於て三萬五千圓の特別積立を爲したり。本積立金は其の後明治三十七年上半期五萬一千圓を積立て、合計八萬六千圓となりしが、同年下半期に至り全部之を支出し、尋いで翌三十八年下半期更めて一萬圓を積立て、爾來四十三年上半期迄各期三萬圓、合計二十八萬圓を積立てたり。然るに四十三年下半期九萬七千圓を支出せし爲め殘額十八萬三千圓となり、其の後大正三年下半期迄增減なかりしが、四年下半期より再び積立を開始して漸次其の額を增加し、昭和元年下半期に於ては合計三百四十五萬六千二百圓の巨額を算するに至れり。

今以上三種の積立金累年の狀況を示せば次の如し。

北海道拓殖銀行積立金累年一覽表

期次	損失補塡準備金 積立高	損失補塡準備金 期末現在高	配當平均準備金 積立高	配當平均準備金 期末現在高	特別積立金 積立高	特別積立金 期末現在高	合計 積立高	合計 期末現在高	備考
明治三三年 上	一、五六二円	一、五六二円	七八一円	七八一円	—円	—円	二、三四三円	二、三四三円	
同 下	三、〇四二	四、六〇四	一、五二〇	二、三〇二	—	—	四、五六二	六、九〇六	
同三四 上	五、五六一	一〇、一六五	二、七八一	五、〇八三	—	三五、〇〇〇	八、三四三	一五、二四八	
同 下	七、六三五	一七、八〇〇	三、八一八	八、九〇一	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	四六、四五三	六一、七〇一	
同三五 上	九、八〇〇	二七、六〇〇	四、八九九	一三、八〇〇	—	三五、〇〇〇	一四、六九九	七六、四〇〇	
同 下	一〇、〇〇〇	三七、六〇〇	五、二〇〇	一九、〇〇〇	—	三五、〇〇〇	一五、二〇〇	九一、六〇〇	
同三六 上	一〇、〇〇〇	四七、六〇〇	五、〇〇〇	二四、〇〇〇	—	三五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇六、六〇〇	
同 下	八、七〇〇	五六、三〇〇	四、四〇〇	二八、四〇〇	—	三五、〇〇〇	一三、一〇〇	一一九、七〇〇	
同三七 上	九、四〇〇	六五、七〇〇	四、七〇〇	三三、一〇〇	—	—	一五、一〇〇	九八、八〇〇	
同 下	一五、六〇〇	八一、三〇〇	七、八〇〇	四〇、九〇〇	五一、〇〇〇	—	二三、四〇〇	一三三、二〇〇	
同三八 上	一六、〇〇〇	九七、三〇〇	八、〇〇〇	四八、九〇〇	—	—	二四、〇〇〇	一四六、二〇〇	
同 下	二〇、〇〇〇	一一七、三〇〇	一〇、〇〇〇	五八、九〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一八六、〇〇〇	
同三九 上	二二、七〇〇	一四〇、〇〇〇	一一、一〇〇	七〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	六三、八〇〇	二五〇、〇〇〇	
同 下	二二、〇〇〇	一六二、〇〇〇	一一、〇〇〇	八一、〇〇〇	三〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	六三、〇〇〇	三一三、〇〇〇	
同四〇 上	二五、〇〇〇	一八七、〇〇〇	一三、〇〇〇	九四、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	六八、〇〇〇	三八一、〇〇〇	
同 下	二八、〇〇〇	二一五、〇〇〇	一六、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	七四、〇〇〇	四五五、〇〇〇	
同四一 上	二三、五〇〇	二三八、五〇〇	一二、〇〇〇	一二二、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	六五、五〇〇	五二〇、〇〇〇	
同 下	二三、〇〇〇	二六一、五〇〇	一一、五〇〇	一三三、五〇〇	三〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇	六四、五〇〇	五八五、〇〇〇	
同四二 上	二二、〇〇〇	二八三、五〇〇	一一、〇〇〇	一四四、五〇〇	三〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	六三、〇〇〇	六四八、〇〇〇	
同 下	二二、〇〇〇	三〇五、五〇〇	一一、〇〇〇	一五五、五〇〇	三〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	六三、〇〇〇	七二一、〇〇〇	

期次	損失補塡準備金 積立高	損失補塡準備金 期末現在高	配當平均準備金 積立高	配當平均準備金 期末現在高	特別積立金 積立高	特別積立金 期末現在高	合計 積立高	合計 期末現在高	備考
同四三 上	二四、〇〇〇	三二九、五〇〇	一二、〇〇〇	一六七、五〇〇	三〇、〇〇〇	一八三、〇〇〇	六六、〇〇〇	六八〇、〇〇〇	
同 下	*七五、〇〇〇	四〇四、五〇〇	一三、〇〇〇	一八〇、五〇〇	—	一八三、〇〇〇	八八、〇〇〇	七六八、〇〇〇	*内四五、〇〇〇圓は政府所有株二萬株に對する配當すべき利益を加へたるものなり（九分配當）
同四四 上	*七三、六〇〇	四七八、一〇〇	一三、三〇〇	一九三、八〇〇	—	一八三、〇〇〇	八六、九〇〇	八五四、九〇〇	*同　上
同 下	*七二、八〇〇	五五〇、九〇〇	一三、九〇〇	二〇七、七〇〇	—	一八三、〇〇〇	八六、七〇〇	九四一、六〇〇	*同　上
大正元 上	*七五、八〇〇	六二六、七〇〇	一四、二〇〇	二二一、九〇〇	—	一八三、〇〇〇	九〇、〇〇〇	一、〇三一、六〇〇	*同　上
同 下	*八〇、三〇〇	七〇七、〇〇〇	一五、二〇〇	二三七、一〇〇	—	一八三、〇〇〇	九五、五〇〇	一、一二七、一〇〇	*同　上
同二 上	*八二、〇〇〇	七八九、〇〇〇	一六、〇〇〇	二五三、一〇〇	—	一八三、〇〇〇	九八、〇〇〇	一、二二五、一〇〇	*同　上
同 下	*七四、二〇〇	八六三、二〇〇	一四、六〇〇	二六七、七〇〇	—	一八三、〇〇〇	八八、八〇〇	一、三一三、九〇〇	*同　上
同三 上	*五八、三〇〇	九二一、五〇〇	一一、七〇〇	二七九、四〇〇	—	一八三、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一、三八三、九〇〇	*内三五、〇〇〇圓同上（七分配當）
同 下	*七〇、五〇〇	九九二、〇〇〇	一五、三〇〇	二九四、七〇〇	—	一八三、〇〇〇	八五、八〇〇	一、四六九、七〇〇	*内四〇、〇〇〇圓同上（八分配當）
同四 上	*六七、〇〇〇	一、〇五九、〇〇〇	七、〇〇〇	三〇一、七〇〇	一八、〇〇〇	二〇一、〇〇〇	九二、〇〇〇	一、五六一、七〇〇	*同　上
同 下	二九、〇〇〇	一、〇八八、〇〇〇	七、三〇〇	三〇九、〇〇〇	一八、二〇〇	二一九、二〇〇	五四、五〇〇	一、六一六、二〇〇	
同五 上	三三、〇〇〇	一、一二一、〇〇〇	八、一〇〇	三一七、一〇〇	五〇、〇〇〇	二六九、二〇〇	九一、一〇〇	一、七〇七、三〇〇	
同 下	三三、〇〇〇	一、一五四、〇〇〇	八、一〇〇	三二五、二〇〇	二〇、三〇〇	二八九、五〇〇	六一、四〇〇	一、七六八、七〇〇	
同六 上	三四、〇〇〇	一、一八八、〇〇〇	八、五〇〇	三三三、七〇〇	二二、〇〇〇	三一一、五〇〇	六四、五〇〇	一、八三三、二〇〇	
同 下	*三〇三、〇〇〇	一、四九一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三四三、七〇〇	二七、七〇〇	三三九、二〇〇	三四〇、七〇〇	二、一七三、九〇〇	*内二六四、〇五七圓は新株募集較差益
同七 上	三九、〇〇〇	一、五三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五三、七〇〇	三〇、〇〇〇	三六九、二〇〇	七九、〇〇〇	二、二五二、九〇〇	
同 下	四〇、〇〇〇	一、五七〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三六三、七〇〇	三三、〇〇〇	四〇二、二〇〇	八三、〇〇〇	二、三三五、九〇〇	
同八 上	四二、五〇〇	一、六一二、五〇〇	一一、〇〇〇	三七四、七〇〇	三五、〇〇〇	四三七、二〇〇	八八、五〇〇	二、四二四、四〇〇	
同 下	五二、〇〇〇	一、六六四、五〇〇	一三、〇〇〇	三八七、七〇〇	七九、〇〇〇	五一六、二〇〇	一四四、〇〇〇	二、〇五二、二〇〇	
同九 上	六一、〇〇〇	一、七二五、五〇〇	一六、〇〇〇	四〇三、七〇〇	四〇、〇〇〇	四五六、二〇〇	一一七、〇〇〇	二、五八五、四〇〇	
同 下	七一、〇〇〇	一、七九六、五〇〇	一八、〇〇〇	四二一、七〇〇	一〇〇、〇〇〇	六五六、二〇〇	一八九、〇〇〇	二、八七四、四〇〇	
同一〇 上	七一、〇〇〇	一、八六七、五〇〇	一八、〇〇〇	四三九、七〇〇	一〇〇、〇〇〇	七五六、二〇〇	一八九、〇〇〇	三、〇六三、四〇〇	

大正一一年 下	八六、〇〇〇円	一、九五三、五〇〇円	三二、〇〇〇円	四六一、七〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	九五六、二〇〇円	三〇八、〇〇〇円	三、三七一、四〇〇円	
大正一一年 上	一〇〇、〇〇〇	二、〇〇五、五〇〇	二五、〇〇〇	四八六、七〇〇	二五〇、〇〇〇	一、二〇六、二〇〇	三七五、〇〇〇	三、七四六、四〇〇	
同 一二 下	二八三、〇〇〇	二、三三六、五〇〇	二七、〇〇〇	五一三、七〇〇	二五〇、〇〇〇	一、四五六、二〇〇	五六〇、〇〇〇	四、三〇六、四〇〇	*内一七六、五〇八圓は新株募集較差益
同 一二 上	一一〇、〇〇〇	二、四四六、五〇〇	三〇、〇〇〇	五七三、七〇〇	二五〇、〇〇〇	一、七〇六、二〇〇	三九〇、〇〇〇	四、六九六、四〇〇	
同 一三 下	一一五、〇〇〇	二、六七一、五〇〇	三〇、〇〇〇	六〇三、七〇〇	二五〇、〇〇〇	一、九五六、二〇〇	三九〇、〇〇〇	五、〇八六、四〇〇	
同 一三 上	一四六、〇〇〇	二、八一七、五〇〇	四二、〇〇〇	六四六、七〇〇	二五〇、〇〇〇	二、二〇六、二〇〇	三九五、〇〇〇	五、四八一、四〇〇	
同 一四 下	一四六、〇〇〇	二、九六三、五〇〇	四三、〇〇〇	六八九、七〇〇	二五〇、〇〇〇	二、四五六、二〇〇	四三九、〇〇〇	五、九二〇、四〇〇	
同 一四 上	一四六、〇〇〇	三、一〇九、五〇〇	四三、〇〇〇	七三一、七〇〇	二五〇、〇〇〇	二、七〇六、二〇〇	四三九、〇〇〇	六、三五九、四〇〇	
昭和元 下	一四六、〇〇〇	三、二五五、五〇〇	四三、〇〇〇	七七五、七〇〇	二五〇、〇〇〇	二、九五六、二〇〇	四三九、〇〇〇	六、七九八、四〇〇	
昭和元 上	一四六、〇〇〇	三、四〇一、五〇〇	四三、〇〇〇	八一八、七〇〇	二五〇、〇〇〇	三、四五六、二〇〇	四三九、〇〇〇	七、六七六、四〇〇	

第四項　保護及監理

第一目　保　護

既に述べたる如く、北海道拓殖銀行は北海道及樺太に於ける拓殖事業の發達を助長する目的の爲に設立せられたるものにして、其の使命は大に、其の關係する所は頗る廣汎なりと謂はざるべからず。されば政府は同行に許すに債券發行の特權を以てし、又其の創立に際しては特に資本金額の三分の一即ち百萬圓に當る株式を引受けたるのみならず、右政府の持株に對しては創立初期の末日より十箇年間、即ち明治四十三年上半期迄利益金の配當を免除し、其の金額を他の株式に對する利益配當金に加へしめ、以て其の信用の增進を期し、更に明治四十二年三月法律第十號を以て同銀行法中を改正し、右政府持株に對する配當免除期間滿了後、更に五箇年間の利益配當を免じ、其の金額を悉皆損失補塡準備金に繰入れしめ、以て銀行の基礎を鞏固ならしめたり。而して右準備金繰入額は既述の如く明治四十三年下半期以降大正四年上半期に及び、總額四十三萬圓に達したり。

第二目　監　理

政府が北海道拓殖銀行に對し右の如き重篤なる保護を與ふる所以のものは、畢竟北海道及樺太に於ける拓殖事業の達成を目的とするに在り。仍て他方に於ては此等の保護の濫用を戒め、業務の發展を期し、其の營業方針をして愆らしめざるやう嚴重なる監督を加へざるべからず。依て政府は同銀行法中特に監理規定を設け、即ち同行に對し同法中に規定せざる業務を行ふことを禁じ、又同行は之を直接大藏大臣の監督下に置き、定款の變更・株主配當金の分配等に關しては主務大臣の認可を受けしめ、且つ同法第七條第一號の貸付に關する最高利子歩合は、毎營業年度の初に於て主務大臣の認可を受けしめ、營業年度內に於て之が變更の場合も亦同樣とし、更に主務大臣は同行に命じて其の營業に關する諸般の景況及計算報告書を提出せしむることと爲したる外、營業上法律命令又は定款に背戻し若くは公益を害する事件ありと認むるときは主務大臣は之を制止し、且つ同行取締役に對する制裁の規定を設くる等、只管遺憾なきを期したり。

更に又同法は主務大臣は特に北海道拓殖銀行監理官を置きて同行業務を監督せしむるものとし監理官は何時にても同行の金庫・券書庫・帳簿及諸般の文書を檢査することを得、且監視上必要なりと認むるときは、何時にても同行に命じて營業に關する諸般の景況及計算報告書を差出さしむるを得

又株主總會其の他諸般の會議に出席して意見を陳述することを得しめたり。右規定に基き政府は創立と共に同行監理官一名を任命し、明治三十三年三月大藏大臣達を以て北海道拓殖銀行監理官處務規程を制定して、之に依りて監督に任ぜしめしが、後監理官を二名に增加し、北海道內務部長及札幌稅務監督局長をして之に當らしむることと爲せり。又其の後大正十四年同行は東京支店に券書事務を移管せるを以て、政府は更に大藏省より同行監理官一名を任命することと爲したり。左に北海道拓殖銀行監理官處務規程の全文を揭ぐべし。

北海道拓殖銀行監理官處務規程（明治三十三年三月三十日大藏大臣達）

第一條　北海道拓殖銀行監理官ハ每月二回以上北海道拓殖銀行本店ニ就キ北海道拓殖銀行法第二十四條第一項ノ檢査ヲ爲スヘシ

前項檢査ノ景況ハ翌月十日マテニ大藏大臣ニ報告スヘシ

第二條　北海道拓殖銀行監理官ハ必要ト認ムルトキハ北海道拓殖銀行ノ各支店ニ就キ前條ノ檢査ヲ爲スヘシ

前項檢査ノ結果ハ五日以內ニ大藏大臣ニ報告スヘシ

第三條　北海道拓殖銀行監理官ハ銀行ノ營業上法律命令定款ニ背戾シ又ハ公益ヲ害シ若クハ害セントスル事件アリト認ムルトキハ速ニ大藏大臣ニ具申シテ其指揮ヲ請フヘシ

第四條　北海道拓殖銀行監理官ハ銀行將來ノ方針又ハ業務ノ改善又ハ內規其他ノ諸規則ニ改正スヘキモノアリト認ムルトキハ其意見ヲ大藏大臣ニ具申スヘシ

第五條　北海道拓殖銀行監理官ニ於テ北海道拓殖銀行法第二十四條第二項ニヨリ北海道拓殖銀行ヨリ徵スル營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ハ必ラス主任取締役ヲシテ署名捺印セシムヘシ

第六條　北海道拓殖銀行監理官ハ株主總會又ハ取締役會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得但可否ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第七條　北海道拓殖銀行監理官ハ債券ノ製造發行ヲ監視シ抽籤執行ノ際之ニ立會フヘシ

第八條　北海道拓殖銀行監理官ハ北海道拓殖銀行ヨリ大藏大臣ニ差出ス一切ノ書類ヲ檢印シ意見アルトキハ其旨ヲ副申スヘシ

第九條　北海道拓殖銀行監理官ハ監視上必要ナル帳簿ヲ備ヘ調査事項ヲ記入スヘシ

第十條　北海道拓殖銀行監理官ハ監視上ニ使用スル印章ヲ定メ印鑑二葉ヲ製シ一葉ハ北海道拓殖銀行ニ交付シ一葉ハ大藏大臣ニ差出スヘシ之ヲ改刻スルトキ亦同シ

右の處務規程は大正二年十二月第二條中『各支店』の下に『出張所』を加へられたる外何等の改正なく施行せられしが、大正十五年六月特別銀行監理官處務規程の制定施行せらるるに及びて廢止せられたり（第一章第四節第二款參照）。

第二款　北海道拓殖銀行の營業

第一項　營業の範圍

北海道拓殖銀行の業務は同銀行法及定款中に規定せらるる所にして、卽ち之を創業當初に就て見るに左の如し。

（一）三十箇年以內の期限を以てする不動產抵當年賦償還貸付

（二）五箇年以內の期限を以てする不動產抵當定期償還貸付

（三）不動產抵當貸付金總高の二分の一を限度とし、北海道の拓殖を目的とする株式會社の株券債

券を質とする貸付及其社債の應募又は引受

（四）北海道の農産物を擔保とする貸付及荷爲替

（五）預り金及保護預り

然るに其の後業務の發展と共に、右の營業範圍は狹隘に過ぎ却て經營上阻碍を與ふるものあるに至りしかば、明治三十八年三月法律第五十號を以て新たに左の業務を追加せり。

（一）爲替業務。

（二）北海道の產物に非ざるも、產業上必要なる各種の貨物を擔保として貸付を爲すこと。

（三）北海道の產物又は北海道の拓殖を目的とする株式會社の株券及債券を擔保として手形割引を爲すこと。但し同行の主たる目的は不動產貸付に在るを以て、此等商業的短期融通金額の總高をして不動產抵當貸付金高の二分の一を超過せしめざる制限を附す。

（四）二十人以上の農業者又は工業者申合せ連帶責任を以て借用を申出たるときは、其の信用の確實なるものに限り、五箇年以內の定期償還無抵當貸付を爲すこと。

（五）產業組合法により設立したる無限責任の信用組合・販賣組合・購買組合及生產組合に對し五箇年以內の定期償還無抵當貸付を爲すこと。

（六）日本勸業銀行・日本興業銀行の代理店となること。

右の中產業組合に對する貸付に就きては、其の後漸次範圍の擴張を見たり。卽ち明治四十年四月に至りて無限・有限を問はず、一般に產業組合に對して前記の貸付を行ふこととせられ、同四十三年四月更に之を改めて、產業組合聯合會及之に加入せざる產業組合に對して從來の無抵當定期の貸付の外無抵當年賦の貸付をも行ひ得ることとなり、尋いで翌四十四年三月に至り右貸付は一般に產業組合又は其の聯合會に對して之を實施することとせられ、同時に漁業組合に對しても亦產業組合に準じ無抵當貸付を開始し、以て多年の懸案たりし水產業資金供給の途を拓き、且漁業權抵當を認め個人漁業者に對しても定期償還貸付を爲し、以て斯業の發展を助長することとなれり。

尋いで明治四十四年三月に至り法律第二十九號を以て拓殖銀行の營業上重要なる改正を加へしが、今其の條項を摘記すれば左の如し。

（一）樺太の拓殖事業に對しても資金を供給すること。

（二）耕地整理法に依り耕地整理を施行する場合に於て耕地整理組合より借用を申出たるとき、又は共同施行者が連帶責任を以て借用を申出たるときは年賦若くは定期償還の方法に依り無抵當貸付を爲すこと。

（三）森林組合又は其の聯合會には年賦若くは定期償還の方法に依り無抵當貸付を爲すこと。

（四）年賦及定期不動產貸付金總高二分の一を限度として預り金を以て國債證券又は主務大臣の認可を受けたる有價證券を擔保とする手形割引又は短期貸付を爲すこと。

（五）樺太に於ては特に主務大臣の認可を受け、拓殖銀行法の制限以外の業務を營み得ること。

卽ち右の改正に依り、同行の業務は獨り北海道に限らず樺太に迄擴大せられたるのみならず、其の他耕地整理事業・森林組合に對し無抵當にて資金を供給することとなり、且有價證券を擔保とする商業的貸出を加へられしが、更に大正六年四月に至り右無抵當貸付は之を畜產組合にも及ぼすこととなれり。

越えて大正五年三月に至るや、更に同銀行法に改正を行ひしが、其の内業務に關する規定に就ては手形割引に對する擔保上の制限を撤廢し、且信託業務及他銀行の業務代理の兩者を營業項目に加ふると共に他方他銀行の業務代理に關する制限を撤去する等の改正を加へたり。此の結果從來手形割引は北海道・樺太の產物又は其の拓殖を目的とする株式會社の株券債券を擔保に供するもの及國債證券又は大藏大臣の認可を受けたる有價證券を擔保とするものに限られたるも、其の制限は撤廢せられ、更に又從來他銀行の業務代理を行ひ得るは日本銀行・日本勸業銀行及日本興業銀行の三銀行に限られしも、爾後他の銀行の代理業務をも之を行ひ得ることとなれり。但し右の信託業務は大正十一年四月の法律改正に依りて擔保附社債に關する信託事業に改められたり。

以上述べし外、屢次の法律改正に依り同行の營業範圍は次第に擴張せられ、昭和元年末現行の同銀行法第七條に列記せる所は(一)五十箇年以內の不動產抵當年賦貸付(二)五箇年以內の不動產又は漁業權を抵當とする定期貸付(三)北海道・樺太の拓殖を目的とする株式會社の株券・債券を質とする貸付及其の社債券の應募・引受(四)爲替・荷爲替及北海道・樺太の產物を擔保とする貸付(五)預り金及保護預り(六)手形の割引(七)擔保附社債に關する信託事業(八)他銀行の代理業務(九)國債證券・地方債證券若くは株券の募集・其の拂込金の受入又は其の元利金若くは配當金の支拂の取扱等なりとす。

第二項　營業所

北海道拓殖銀行は明治三十三年四月一日札幌本店に於て其の營業を開始したるが、業務の伸張と共に明治三十四年先づ小樽支店を開設し、爾後道內各地に相尋いで支店又は出張所を設置せり。而して同行本店は僻遠の地に位し、株式其の他の事務及資金運轉上各種の不便尠からざりしを以て、創業後幾くもなく明治三十三年七月同行第一回株主總會の後、東京に出張所を設置するの議を決せしが、同三十八年二月に至りて漸く出張所を設け、三月一日より開業、同月十四日之を支店に改めたり。又明治三十七八年戰役の結果、樺太の我領有に歸するや、同行は政府の特命に依り三十八年十月二十一日コルサコフ（大泊）に派出所を設け、中央金庫派出事務の取扱に當りしが、四十一年一月一日より派出所を廢して樺太出張所を置き、從來取扱ひたる金庫事務の外、銀行營業の一部を行ふ目的を以て準備を遂げ、新領土に於ける金融機關たることを期せり。次で同年八月樺太廳の豐原に移轉すると共に、樺太出張所も亦之を同地に移轉せしが、明治四十四年北海道拓殖銀行法の改正に依り、樺太島の同行營業區域に加へらるるに及びて一般業務を營むこととなり、大正七年八月以降出張所を支店に改め、更に同島中樞要の地に漸次支店を設置するに至れり。尙ほ北海道に於ては大正十五年糸屋銀行の破綻するに及び、拓殖銀行は之が整理に當りしが、右糸屋銀行の道內支店の閉鎖に因り此等地方に金融機關の缺如することを防ぐが爲め、拓殖銀行は支店所在地以外の糸屋銀行の各支店を派出所として存置することと爲し、爾後漸次之を整理すると共に、將來努めて其の跡に支店を設置することとせり。昭和元年末に於ける同行支店數は道內十五箇所、樺太六箇所、內地一箇所、合計二十二箇所なりとす。卽ち次の如し。

北海道拓殖銀行營業所一覽表

店名	開所年月	所在地	備考
本店	明治三十三年四月	札幌市大通西三丁目	

東京支店	明治三十八年三月	東京市日本橋區元四日市町	當初出張所、明治三十八年四月以降支店と改稱	
小樽支店	同　三十四年十月	小樽市色内町		
函館支店	同　三十八年四月	函館市船場町	當初出張所、大正七年八月以降支店と改稱	
旭川支店	同　年十月	旭川市二條通	當初出張所、大正十年四月以降支店と改稱	
釧路支店	大正二年七月	釧路市眞砂町	當初出張所、大正十三年十二月以降支店と改稱	
根室支店	同　五年三月	根室郡根室町	當初派出所、大正七年八月以降出張所、同十三年十二月以降支店と改稱	
帶廣支店	同　年九月	河西郡帶廣町	當初派出所、大正九年九月以降出張所、同十三年十二月以降支店と改稱	
野付牛支店	同　六年九月	常呂郡野付牛町	當初出張所、大正十三年十二月以降支店と改稱	
名寄支店	同　七年一月	上川郡名寄町	當初派出所、大正七年八月以降出張所、同十三年十二月以降支店と改稱	
岩内支店	同　七年八月	岩内郡岩内町	當初派出所、大正九年九月以降出張所、同十三年十二月以降支店と改稱	
瀧川支店	同　年九月	空知郡瀧川町	當初出張所、大正十三年十二月以降支店と改稱	
室蘭支店	同　九年九月	室蘭市濱町		
苫小牧支店	同　十年四月	勇拂郡苫小牧町	當初派出所、大正十五年九月以降支店と改稱	
紋別支店	同　年十月	紋別郡紋別町	當初派出所、大正十五年九月以降支店と改稱	
網走支店	同　十一年五月	網走郡網走町	當初派出所、大正十五年九月以降支店と改稱	
稚内支店	同　十二年五月	宗谷郡稚内町	當初派出所、大正十五年九月以降支店と改稱	
豐原支店	明治四十一年八月	樺太豐原郡豐原町	當初出張所、大正七年八月以降支店と改稱	
大泊支店	大正三年四月	樺太大泊郡大泊町	當初出張所、大正七年八月以降支店と改稱	
眞岡支店	同　月	樺太眞岡郡眞岡町	當初出張所、大正七年七月以降支店と改稱	
泊居支店	同　八年七月	樺太泊居郡泊居町	當初派出所、大正十五年九月以降支店と改稱	
野田支店	同　十年十二月	樺太眞岡郡野田村	當初派出所、大正十一年四月以降出張所、同十三年十二月以降支店と改稱	
本斗支店	同　十五年九月	樺太本斗郡本斗町		

第三項　營業の趨勢

既に述べし如く北海道拓殖銀行は、明治三十三年四月資本金三百萬圓、拂込資本金七十五萬圓を以て其の營業を開始したるが、時恰も北海道に於ける各種事業の著手時期に屬し、事業家の資金を同行に求むるもの頗る多く、同行の貸付業務は繁忙を極めたり。爾後一般經濟界の變動、戰爭事變等の影響に依り、營業上時に消長ありしは爭ふべからざる所なりと雖も、概して比年順調なる發展を遂げたり。即ち明治三十三年に於て七百十萬餘圓なりし總貸付金は、同四十四年に至り三千二百三十一萬餘圓となり、大正八年には一億五千五百三十萬餘圓を算し、同十二年以降に於ては毎年二億圓を遙に超過し、昭和元年末の如きは、實に二億六千八百二十二萬餘圓に達せり。此の間同行に於ては既述の如く資本金を增加して信用の基礎を鞏固ならしむると共に、他方拓殖債券の發行に依りて廣く資金を蒐集し、又預り金業務の發展を圖りて預金の吸收に努めたり。拓殖債券は明治三十八年始めて八十萬圓を發行したるが、爾後昭和元年末に至る迄に九十八回に亙り發行し、明治四十四年の總發行高一千百三十八萬餘圓なりしもの、昭和元年に於ては一億五千二百八十六萬餘圓に達し、同年末現在高亦九千八百六十四萬九千餘圓を算せり。此等貸付金及拓殖債券に就ては後に詳說する所を參照すべし。

次に預り金に就て見るに、元來同行は廣く拓殖資金供給の目的を有し、其の貸付業務は單に不動產抵當の長期貸付を爲すのみならず、進みて短期貸付・爲替・手形割引等の業務を營むことを得るものなるを以て、預金の受入に就ても亦勢ひ無制限に之を認められたり。抑〻同行の預金取扱たるや、預金者

に財産保全の途を與ふるのみならず、他面に於て北海道・樺太の如き殖民的狀勢の下に於て、特に貯蓄の美風を醸成せしむるものにして、其の意義は頗る重要なるものと謂ふべく、從て同行に於ては預金奬勵の主旨より、特に普通銀行の業務を侵害せざる範圍に於て、預金利率を可及的高率に爲したり。而して開業當時は既述の如く農業・漁業を始め、各産業共に資金を需要する事大にして、一般に餘裕少く且收穫の時期に在らざりしを以て、預金高の如きは勢ひ微々たるものにして、開業年末には僅に五萬三千餘圓に止まりしも、其の後漸次增加し、明治四十四年末には七百八十萬圓を超え、昭和元年末に於ては更に增加して四千九百四十三萬餘圓を算せり。此の如きは當座貸越の開始、支店の增加等同行營業施設の整備に基く所尠からずと雖も、他方北海道・樺太に於ける産業の發展顯著なるものあり一般に經濟力の充實したるに因る所大なりと謂はざるべからず。之を表示すれば左の如し。

北海道拓殖銀行預り金累年表

（イ）累年預金總括表

年次	上半期 總預高	上半期 殘高	下半期 總預高	下半期 殘高	一年總預高
明治三三年	二三、九二五円	一〇、七七九円	二六三、三二〇円	五三、九五一円	二七六、四六六円
同三四年	三六七、三一三	一三四、〇〇五	九〇二、〇〇七	二一九、二三〇	一、一三五、三一五
同三五年	一、一一三、四九五	三〇七、七一六	一、八一〇、一八四	四〇〇、五四七	二、六一五、九六三
同三六年	一、四七〇、九七〇	四八四、五二八	二、七九一、三三五	七四六、八八五	三、七七七、七七七
同三七年	三、一五九、九七七	九〇〇、八〇九	四、七七二、八八八	一、〇八六、一四九	七、〇三二、〇五六
同三八年	四、七三二、四二七	一、二二七、七三六	一六、〇三七、九〇二	二、七五七、八一一	一九、五四二、五九三
同三九年	一五、四二六、二三四	三、一五八、二二四	二五、五三三、五七一	三、五二九、五二九	三七、八〇一、五八一
同四〇年	二三、四九四、八七三	四、一四七、三五八	三五、五七七、五一五	三、九四六、七一四	五四、九二五、〇〇〇
同四一年	二四、八〇七、五八八	三、六一四、〇三八	二九、七四七、〇六一	四、七一五、三四八	五〇、九四〇、六一一
同四二年	二四、四三六、二六二	四、七八六、八五九	二八、七七九、三五四	五、五一三、六三五	四八、四二八、七五七
同四三年	二七、八九七、八二八	七、四〇五、七四三	三三、四九七、七六四	七、六二〇、八九六	五三、九八九、八四九
同四四年	二八、四〇八、二四五	七、一三九、五五九	三五、八七八、三四九	七、八〇五、三九一	五七、一四七、〇三五
大正元年	三一、八三八、三二八	七、七〇三、〇〇四	三八、二七三、七七〇	六、三四七、五五四	六二、四〇九、〇九四
同二年	二六、六〇六、六五四	五、九二四、二八四	三六、五四一、二七九	八、五六三、七五五	五七、二二三、六四九
同三年	三六、八三九、六六九	九、一一〇、七五〇	四二、四五四、一〇二	九、四〇〇、九二八	七〇、一八三、〇二一
同四年	三七、一八一、九〇八	九、一八五、五六五	五〇、九六四、一三六	一一、六六五、六一二	七八、九六〇、四七九
同五年	五二、〇五四、一八一	一二、二八五、七二一	一一〇、七六六、二三〇	一五、六二二、六九三	一五〇、五三四、六九〇
同六年	一二三、四〇三、三〇三	一六、〇九〇、六七九	一九〇、三九五、七〇三	一八、九四八、六三五	二九七、七〇八、三二七
同七年	一八八、五三七、八五三	二二、三一五、八三一	二八八、三九四、三二三	二八、五五一、六八三	四五四、六一六、三四五
同八年	二五三、六七〇、三一五	二九、〇六五、六九四	三八七、八〇三、九六九	三七、三一二、二九七	六一二、四〇八、五九〇
同九年	三六一、二二七、八〇二	三〇、八三四、三二〇	三四三、三八一、四七〇	三五、一一二、五六八	六七三、七七四、九五二
同一〇年	三二五、四八七、九五九	三四、九一八、八五四	四八八、八五九、九二二	三七、四二七、二八七	七七九、四二九、〇二七
同一一年	四二七、六九九、二七一	四〇、〇六七、〇七五	五五九、七六七、七三二	四五、七九二、三二七	九四七、三九七、九二八
同一二年	四二九、一九六、六〇六	三六、〇六七、六三六	三二八、六四七、一四七	三九、九六二、六一一	三二八、七七六、一一七
同一三年	三〇六、七八五、五三九	四〇、二五五、五六一	四〇八、八一〇、五六一	四三、二四五、〇八七	六七五、三四〇、五三九
同一四年	三四〇、五四七、二〇〇	四五、七三八、五八九	四二二、七八四、七四六	四五、九三三、二八九	七一七、五九三、三五七
昭和元年	三五九、八七〇、二五六	四八、四二七、六九九	四二七、五二二、三三七	四九、四三七、七九〇	七三八、九六四、八九四

（備　考）本表中貸借對照表の金額と符合せざるは本支店間の未達勘定に依る。

（ロ）累年預金内譯表（年末現在高）

年次	定期預金	當座預金	特別當座預金	別段預金	合計
明治三三年	一八、七三四円	六、八九八円	二六、一二〇円	二、一九九円	五三、九五一円
同三四年	五五、九二五	三一、一一五	一二六、二〇六	五、九八四	二一九、二三〇
同三五年	一四〇、〇九一	八七、八三八	一六一、九五一	一〇、六六七	四〇〇、五四七
同三六年	二〇五、六四四	二二九、六四四	三〇一、二八七	一〇、三一〇	七四六、八八五
同三七年	二六二、五二二	二四五、五三八	三六一、四〇一	二一六、六八八	一、〇八六、一四九
同三八年	八三七、三三一	九四九、四九七	六三二、五〇八	三三八、四七五	二、七五七、八一一
同三九年	一、二一九、二二九	一、三七〇、五五七	七九八、四二七	一四一、三一六	三、五二九、五二九
同四〇年	一、六八二、六七七	一、二六八、九七五	九四〇、六〇四	五四、四五八	三、九四六、七一四
同四一年	二、〇〇九、七二四	一、三二九、四〇〇	一、三二八、四三四	四七、七九〇	四、七一五、三四八
同四二年	二、七四三、六一一	一、一四四、六五二	一、五八六、二五三	三九、一一九	五、五一三、六三五
同四三年	四、二〇九、〇四八	一、二七二、四六一	二、〇四三、四七二	九五、九一五	七、六二〇、八九六
同四四年	三、五四四、一三六	一、一九六、八四九	二、二一九、二七六	八七二、一三〇	七、八〇五、三九一
大正元年	三、四六〇、五八三	八二三、〇九二	一、九八四、八九五	七八、九八四	六、三四七、五五四
同二年	四、四六七、三三〇	一、三四一、一五八	一、七九四、四五九	九〇四、五五五	八、五六三、七五五
同三年	四、七九八、五五一	八七四、四九四	二、二八九、九四七	一、九三三、四二四	九、四〇〇、九二八
同四年	六、九〇二、六一二	一、四八四、六三八	四、〇二五、六六八	九八八、四一五	一一、六六五、六一二
同五年	七、二九五、八七九	二、三六二、八三三	五、二〇六、九一八	一、九三八、三一三	一五、六二二、六九三
同六年	八、二九九、一〇三	三、五四六、八八九	七、七〇四、七八七	一、八九五、七二五	一八、九四八、六三五
同七年	一二、八〇八、五八四	七、四四五、三四二	八、二二二、六三五	五九二、九七〇	二八、五五一、六八三
同八年	一五、六八三、九八三	一二、六一六、〇九二	九、二三三、一二四	七八九、五八七	三七、三一二、二九七
同九年	一四、七六二、九一一	九、二三三、一二四	一〇、二三六、一〇二	八八〇、四三一	三五、一一二、五六八

年次	定期預金	當座預金	特別當座預金	別段預金	合計
同一〇年	一三、六三七、六四五	一〇、〇二四、二一七	一二、八九二、七六五	八七二、六六〇	三七、四二七、二八七
同一一年	一五、六〇一、〇五一	一六、八〇三、五二五	一二、一六七、八九五	一、二一九、八五六	四五、七九二、三二七
同一二年	一七、二六六、八八一	八、一九二、三八七	一三、三九一、五四〇	一、一一一、八〇三	三九、九六二、六一一
同一三年	二一、三六二、一七二	六、七〇五、七八六	一五、〇五〇、六五五	一二六、四七四	四三、二四五、〇八七
同一四年	二四、五七四、〇六〇	六、〇九四、五六八	一五、〇三四、一四九	二三〇、五一二	四五、九三三、二八九
昭和元年	二六、四六一、一三九	六、一八三、四七九	一五、四二四、五六六	一、三六八、六〇六	四九、四三七、七九〇

更に爲替及荷爲替業務に就て見るに、同行は明治三十八年北海道拓殖銀行法の改正に依りて其の營業範圍を擴張せられ、一般爲替業務を開始するに至れり。之れ北海道は勿論内地各都市との取引上の利便を圖り、併せて資金の流通を圓滑にする要ありしを以てなり。而して其の事務の繁激を加ふると共に、同行は全國樞要の地に於ける各銀行の本支店と爲替の聯絡を保ち、以て北海道・内地・樺太・朝鮮・臺灣等の間に於ける移輸出入貿易を援助せり。就中歐洲大戰以來北海道特産物の海外諸國に輸出せられ、次第に重要なる地歩を占むるに伴ひ、歐米其の他の主要地と爲替上聯絡の忽諸に付すべからざるを認め、從來よりコルレスポンデンスを締結せる支那・印度・浦鹽方面の外、倫敦・紐育・桑港・哈爾賓に爲替取引を開始するに至れり。又荷爲替は當初より認められたる業務なりしも、其の取扱高は極めて僅少にして、明治三十七年に及び漸く四十七萬五千餘圓、年末殘高五萬五千餘圓に過ぎざりき。此の如きは當初荷爲替を單に北海道の農産物に限定したる結果なり。仍て明治三十八年に至り其の範圍を擴張すると共に、該取引は急激に增加し、明治三十八年末に於ける貸付殘高二十五萬圓に上り、前年に比して五倍近き增加を示せり。而して爾來函館の海産物及小樽に於ける農産物出廻の增進に伴ひ、荷爲替手形の取扱高は逐年遞增し、歐洲大戰勃發後我貿易

の異常なる活況を呈するに及び貸付高激増して大正八年四百六十七萬餘圓に達し、昭和元年末には三百五十萬餘圓に及びたり。即ち左の如し。

北海道拓殖銀行爲替取扱高累年表

年次	證金手形 振出	證金手形 受込	荷爲替手形 振出	荷爲替手形 受込	代金取立手形 爲替手形 常所	代金取立手形 爲替手形 他所	代金取立手形 約束手形 常所	代金取立手形 約束手形 他所	代金取立手形 小切手及證書 常所	代金取立手形 小切手及證書 他所	代金取立手形 合計 常所	代金取立手形 合計 他所
明治三三年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
同　三四年	—	—	二二、七八	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　三五年	—	—	三〇、三四	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　三六年	—	—	五六、五九	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　三七年	—	—	四〇、六三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　三八年	—	—	四五、六三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同　三九年	三、三五、〇七	四、三五、〇〇	一、九三、五九	九七、一三	三八、四九	一七、三〇	一六、〇九	三〇	一三、三五	七、九八	四七、六一	二四、七三
同　四〇年	九、七三、一七	一〇、六八、一九	四三、七七、六三	一、九五、三〇	八〇、一八、八八	二六、九七	三六、〇〇	一三、五八	一七、一四	一四〇、四六	一、一〇、七一	四八、九一
同　四一年	一七、三三、一三	一五、一〇、六、三五	六、三六、三六	一、九七、六〇	九、五四、四一	五六、四、六五	一四、一六、九六	六〇、九六	三五、〇一	一三、一三	一、五七、九八	一、〇〇〇、六六
同　四二年	一六、三九、一三	一五、五九、〇七、三	五、八四、四八、一	一、六六、一六	七、五六、八三	四四、四、五五	三〇、七一、〇一	一、一六、八一	一、一三、八三	一、八一、三一	一、〇七、九五、九
同　四三年	一八、三六、一六	一七、五八、九、八	六、一六、八、三六	二、四七、〇、三三	九、一四四、七	五六、四、四三	三〇、七、五〇	一四、一一、一	三四、五一、九	四、六六、一五	一、三六、〇七	九、五六、七四
同　四四年	一九、〇三、五一	一九、三五、八三	六、一〇、二七、八	二、六七、六六	一、三〇、八五、八	九、五、五六	六、一〇、一四七	九、五、三六	四、三九、九三	三四、九、三七	一、四四、八六、九	一、〇、三一、九一
大正元年	一九、三八、八二	一九、六七、六、九	七、一四九、四四	四、三、五七	一四、七、九六	一、〇、一一、一四	七、三、一四八	一〇、五、〇一	四六、〇、九九	四五、九六、六	二、六六、一一、三	一、五五、一、五一
同　二年	一八、八四、四四	一八、一四、一五、一	六、一六、九、一七	四、九、八、五六	二、五九、一四〇	一、一、九、四〇	八、五、七、八	九、二、八四八	四〇、五四、〇一	三〇、一一、六	三、三四、一四九	一、五四、四六一
同　三年	一八、二一、七四六	二〇、二五、五、一〇	七、八、九、一三六	四、八、六六、七	三、六六、四、一三	一四、四、五、五三	九、六、七、四	一四、四、四、五	一三、七、一一	三四、一、一六	四、一三、一一、一	一、四、一〇、一一
四年	一六、一五、一四一	一八、四七、九、九	九、四七、〇、〇三	五、三〇、六、八	二、〇八、一、五	一、三〇、六、五五	一、六〇、八、九	五、六、八、五	一、六、一、一	四、一、一三、四	一、四、三六、八六	一、四、五六、一六

第六章　北海道拓殖銀行

第一節　總說

拓殖銀行の主要業務は概ね以上の如くなるも、此の他に附隨的業務も亦尠からず。其の一は北海道・樺太の拓殖を目的とする會社の社債券の應募及引受なり。蓋し同行は間接的に拓殖に資する目的を以て當初より北海道の拓殖を目的とする會社の社債券の應募及引受を爲し、明治四十四年より樺太に對しても之を認められたるものとす。其の二は保護預り にして、同行は當初より之を行ひ、國債・地方債・社債及株式等の有價證券を預り、之を安全に確保し、元利金の取立又は公示催告等の事故の取調を行ふものなり。然れども業務微々として特に擧ぐるに足らざるものとす。其の三は擔保附社債に關する業務之なり。即ち大正五年拓殖銀行法中改正せられ、同行は信託業務を營むを得ることとなりしが、右は蓋し當時北海道は各種企業の勃興著しく、其の經營亦見るべきものの尠からざりしかば此等企業會社中確實なるものに對し、擔保附社債信託契約を締結し、社債の募集又は引受を行ひ

以て其の事業資金を供給し得るの途を與へられたるものなり。然りと雖も此の種業務の成績は必ずしも見るべきものなく、大正五年旭川電氣株式會社との信託契約に依り、同會社の工場を抵當として、三十四萬圓の社債應募を爲したるを以て嚆矢とせり。其の後信託法改正の結果、信託業と銀行業との兼營を許さゞるに至りしかば、大正十一年四月法律の改正行はれ、爾後擔保附社債信託に依る信託業のみ之を營み得ることゝなれり。其の四は他銀行の業務代理なり。明治三十八年法律改正の結果日本勸業銀行及日本興業銀行の代理店たる事を得ることゝなりしが、大正五年更に其の範圍を擴め一般に他銀行の代理業務を取扱ふことを得るに至れり。其の五は國債・地方債・社債及株式に關する業務にして、大正十一年四月以降の取扱に係れり。其の六は有價證券の應募・引受及買入にして營業上の餘裕金運用の爲に之を行ひ、其の範圍は從來國債・地方債及社債の買入に限られしが、大正九年八月より有價證券の買入をも認められ、更に大正十一年四月に至り、買入のみならず、應募引受をも爲し得ることゝなれり。其の景況を表示せんに次の如し。

北海道拓殖銀行各種有價證券買入高累年表

年次	國債證券		社債券		外國債證券		合計		
	總買入高	年末現在高	總買入高	年末現在高	總買入高	年末現在高	一年總買入高	年末現在高	同上實價
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
明治三三年	三五,〇〇〇	三五,〇〇〇	—	—	—	—	三五,〇〇〇	三五,〇〇〇	三五,〇〇〇
同 三四年	七五,〇〇〇	七五,〇〇〇	—	—	—	—	七五,〇〇〇	七五,〇〇〇	六六,〇〇〇
同 三五年	七五,一〇〇	七五,〇〇〇	—	—	—	—	七五,一〇〇	七五,〇〇〇	六七,五〇〇
同 三六年	七五,〇〇〇	七五,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	—	—	三二五,〇〇〇	三二五,〇〇〇	三一一,〇〇〇
同 三七年	三五五,七五〇	三五五,七五〇	三五〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	—	—	七〇五,七五〇	七〇五,七五〇	五一七,三三一
同 三八年	五五二,〇五〇	四二五,六二五	三九五,〇〇〇	三八九,二〇〇	—	—	九四七,〇五〇	八一四,八二五	七七一,三三[illegible]
同 三九年	九七三,四五〇	五九六,〇五〇	三八九,二〇〇	二三二,三〇〇	—	—	一,三六二,六五〇	八二八,三五〇	七八五,五〇〇
同 四〇年	九〇一,二二五	八九四,〇五〇	三一七,三〇〇	二〇六,〇〇〇	—	—	一,二一八,五二五	一,一〇〇,〇五〇	一,〇四五,七〇〇
同 四一年	一,二八四,九七五	七七八,一五〇	二〇六,〇〇〇	九六,七〇〇	—	—	一,四九〇,九七五	八九二,八五〇	八三三,〇三[illegible]
同 四二年	一,九九〇,二五五	五九二,一一五	三六六,七〇〇	二〇八,六〇〇	—	—	二,三五六,九五五	八〇〇,七二五	七六六,四二五
同 四三年	二,八一三,七七五	七五四,二五〇	二〇八,六〇〇	一九八,三〇〇	—	—	三,〇二一,三七五	九五二,五五〇	九〇七,四〇[illegible]
同 四四年	一,二五四,二五〇	七四〇,九〇〇	二四八,三〇〇	二三七,四〇〇	—	—	一,五〇二,五五〇	九七八,三〇〇	九一八,七九八
大正元年	一,三七〇,九〇〇	七七〇,九〇〇	四二七,四〇〇	八七,二〇〇	—	—	一,七九八,三〇〇	一,一五八,一〇〇	一,〇四八,七六七
同 二年	八〇〇,九〇〇	五五六,四〇〇	三八七,二〇〇	三六四,三〇〇	—	—	一,一八八,一〇〇	九二〇,七〇〇	八四三,七四八
同 三年	七〇六,四〇〇	五二〇,四〇〇	三六四,三〇〇	一〇一,九〇〇	—	—	一,〇七〇,七〇〇	六二二,三〇〇	五一二,〇〇九
同 四年	一,九八〇,四〇〇	一,三九二,四〇〇	三五一,九〇〇	三三四,〇〇〇	—	—	二,三三二,三〇〇	一,七二六,四〇〇	一,五七三,九六一
同 五年	一,三九二,四〇〇	一,三四七,四〇〇	三五二,〇〇〇	三〇二,〇〇〇	一,三八四,〇〇〇	一,三八四,〇〇〇	三,一二八,四〇〇	三,〇三三,四〇〇	二,八九五,三六九
同 六年	一,三四七,五五〇	一,二八七,五五〇	三〇二,〇〇〇	二九七,〇〇〇	三,四二八,〇〇〇	一,四四一,〇〇〇	五,〇七七,五五〇	三,〇二五,五五〇	二,八九七,三八四
同 七年	二,七九二,五〇〇	二,七九二,五〇〇	八三七,〇〇〇	五五六,二〇〇	二,九四一,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	六,五七〇,五〇〇	四,八四八,七〇〇	四,六三一,九〇六
同 八年	二,八二三,五〇〇	二,八二三,五〇〇	五五六,二〇〇	五五四,四〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	六,三七八,七〇〇	四,八七六,九〇〇	四,六〇二,六七七
同 九年	三,三二八,三五〇 法 四,四〇〇,〇〇〇	三,三二八,三五〇 四,〇〇〇,〇〇〇	五五四,四〇〇	五五二,六〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	—	五,二八二,七五〇 四,四〇〇,〇〇〇	三,七八〇,九五〇 四,〇〇〇,〇〇〇	四,七六八,八二七
同 一〇年	三,四九八,三五〇 磅 一〇一,〇〇〇 法 四,〇〇〇,〇〇〇	二,七四八,三五〇 一〇一,〇〇〇 四,〇〇〇,〇〇〇	五五二,六〇〇	五五〇,八〇〇	—	—	四,〇五〇,九五〇 磅 一〇一,〇〇〇 法 四,〇〇〇,〇〇〇	三,二九九,一五〇 一〇一,〇〇〇 四,〇〇〇,〇〇〇	五,三三六,一八四
同 一一年	五,〇三三,三五〇 磅 一〇一,〇〇〇 法 四,〇〇〇,〇〇〇	三,五二八,四〇〇 五一,〇〇〇 四,〇〇〇,〇〇〇	五五〇,八〇〇	二四九,〇〇〇	—	—	五,五八四,一五〇 磅 一〇一,〇〇〇 法 四,〇〇〇,〇〇〇	三,七七七,四〇〇 五一,〇〇〇 四,〇〇〇,〇〇〇	五,二一八,〇六三
同 一二年	六,九七七,三七五 磅 五一,〇〇〇 法 四,〇〇〇,〇〇〇	六,一〇七,三七五 五一,〇〇〇	二四九,〇〇〇	七,二〇〇	—	—	七,二二六,三七五 磅 五一,〇〇〇 法 四,〇〇〇,〇〇〇	六,一一四,五七五 五一,〇〇〇	六,一三六,五〇[illegible]
同 一三年	一一,〇四八,三二五 磅 五一,〇〇〇	六,五九二,二〇〇	七,二〇〇	五,四〇〇	—	—	一一,〇五五,五二五 磅 五一,〇〇〇	六,五九七,六〇〇	六,一一三,一五六
同 一四年	六,九四八,五〇〇	六,七四六,八五〇	五,四〇〇	三,六〇〇	—	—	六,九五三,九〇〇	六,七五〇,四五〇	六,一〇六,六三[illegible]

昭和元年	六、七四一、八五〇円	六、七三九、八五〇円	三、六〇〇円	一、八〇〇円	—円	—円	六、七五〇、四五〇円	六、七四一、六五〇円	六、〇九八、九三三円

（備　考）明治四十二年上半期中地方債證券一八、〇〇〇圓の買入ありしも、年末現在殘高なし。此の數額は便宜上國債證券の數額に之を加算せり。

右の外に預ヶ金及借入金なるものあり。兩者は銀行業務に附隨して生ずるを常とす。前者に就ては日本勸業銀行及農工銀行に於けるが如く、法律に於て之を規定することなきも、支拂準備金として重要なる性質を有するを以て常に相當の額を留めたり。後者は拓殖銀行が債券發行銀行たるの性質上、常に之を存するにあらずと雖も、一面債券發行上の關係に依り、一時日本銀行其の他より借入金を爲し、以て貸付資金に充當したることあり。之を表示すれば左の如し。

（一）北海道拓殖銀行預ヶ金累年表

年次	總預ヶ高	年末現在高	年末現在高種類別 定期預ヶ金 總預ヶ高	定期預ヶ金 年末現在高	當座預ヶ金 總預ヶ高	當座預ヶ金 年末現在高	別段預ヶ金 總預ヶ高	別段預ヶ金 年末現在高
明治三三年	二、四〇七、一〇〇円	三七九、五八八円	三〇、〇〇〇円	—円	二、二九四、一〇〇円	三二六、五八八円	八三、〇〇〇円	五三、〇〇〇円
同　三四年	四、六二九、〇九七	七七三、七二七	九三、〇〇〇	九、〇〇〇	三、三七六、四六一	五二五、四六七	一、一五九、六三六	二三九、二六〇
同　三五年	五、一六四、三三四	四四六、二七〇	四一、二〇〇	三、六〇〇	二、七八九、八六〇	二九四、五五〇	二、三三三、二七四	一四八、一二〇
同　三六年	四、九八四、五一八	六二六、五七九	七、六〇〇	—	三、三五一、五二六	四五八、五八八	一、六二五、三九二	一六七、九九一
同　三七年	四、五六〇、四五四	三四二、〇九三	一〇、〇〇〇	—	三、六七四、五八六	一七〇、〇九三	八七五、八六八	一七二、〇〇〇
同　三八年	一〇、一〇四、〇七〇	六六二、八四九	四一、三〇〇	四一、三〇〇	七、八三六、二七〇	七九、八四九	二、二二六、五〇〇	五四一、七〇〇
同　三九年	二六、六八二、二三八	一八四、二七九	一三一、三〇〇	—	二三、八六七、五三八	一三、〇五九	二、六九三、四二〇	一七二、二二〇
同　四〇年	四三、二五〇、三三三	二八一、九八〇	一〇五、〇〇〇	—	四一、一四九、一一九	九一、六三〇	一、九九六、二〇三	一九〇、三五〇
同　四一年	四七、三六六、〇七八	五六五、二六七	—	—	四四、九八八、四三八	二六八、〇七七	二、三七七、六四〇	二九七、一九〇

同　四二年	五九、六七一、九三八	九九七、〇六三	—	—	五六、三一〇、一二三	四六五、一〇三	三、三六一、八一五	五三二、九六〇
同　四三年	七一、五六〇、九二七	一、五九一、〇二七	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	六七、〇五四、四五四	四三六、七五八	四、一〇六、四七三	七五四、二六九
同　四四年	七一、二〇九、二七〇	一、七三四、二五四	一、一七〇、〇〇〇	—	六五、三四六、六七八	八八九、二六五	四、六九二、五九二	八四四、九八九
大正　元年	八六、五〇一、三四二	二、二七二、五二三	二、七〇〇	一、〇〇〇	八一、〇七〇、九四六	七一〇、九一三	五、四二七、六九六	一、五六〇、六〇九
同　二年	八三、二七一、四九一	二、九三三、五二九	二〇一、〇〇〇	二〇〇、七〇〇	六七、三一〇、〇二四	七三六、五六一	一五、七六〇、四六七	一、九九六、二六八
同　三年	八八、〇五七、〇八二	五、七九四、〇三六	七八五、〇七六	一五一、六七六	七三、九五一、九七九	二、五九七、七四八	一三、三二〇、〇二七	三、〇四四、六一三
同　四年	一〇二、二二五、九九八	六、九八三、二五二	一、四三九、九七六	五八〇、〇〇〇	九二、五六七、八〇九	四、五五四、一一八	八、二〇八、二一三	一、八四九、一三四
同　五年	一七二、八三五、三六七	五、〇一三、二一一	五八〇、〇〇〇	五八〇、〇〇〇	一六六、七六七、一四一	三、三八四、三六三	五、四八八、二二六	一、〇四八、八四八
同　六年	二八〇、一一六、六六九	六、五一二、二八七	五八〇、〇〇〇	—	二七三、二五八、五六二	五、五七九、九一九	六、二七八、一〇七	九三二、三六八
同　七年	三八四、八六二、六二一	二、七〇七、二二三	五四〇、〇〇〇	—	三七四、五〇二、一〇五	一、七〇九、七五〇	九、八二〇、五〇六	九九七、四六二
同　八年	四三一、〇二九、二〇七	二、八七五、四八八	—	—	四二〇、二八八、二二五	一、四一三、六三一	一〇、七四〇、九五二	一、四六一、八五七
同　九年	四九〇、二〇六、八三三	八、三〇一、〇八一	—	—	四七三、二八〇、五七七	六、二七八、二一〇	五、三四七、六二〇 *一一、五七八、六三五	一、七三八、〇六七 二八四、八〇四
同　一〇年	五四七、六三四、八五〇	七、二二八、六八九	—	—	五三四、九〇五、六五三	五、三九七、二八二	二、三一八、〇〇五 *一〇、四一一、一九二	一、六二三、五八五 二〇七、八二三
同　一一年	四六二、六一四、〇六八	五、三七五、三一六	—	—	四四六、二四六、三九二	三、〇七七、八三三	五、二四〇、二五九 *一一、一三七、四一七	二、三二四、五六八 七二、九一五
同　一二年	四八九、三四七、七一六	六、九四六、一九五	—	—	四七〇、九一七、五八三	四、五五七、八七六	七、七七七、九〇三 *一〇、六五三、二三一	二、〇三〇、五三七 三六七、七九二
同　一三年	四〇七、七七五、五七〇	二、一七八、六六六	—	—	三九二、四三三、二四八	四〇二、〇九八	五、四五四、八二〇 *九、八八七、五〇二	一、六三三、八三六 一四二、七三二
同　一四年	三九五、八八九、〇三六	七七五、三三〇	—	—	三八四、〇六三、〇四〇	三六一、八九八	二、〇七九、〇七五 *九、七四六、九二一	三〇八、二〇〇 一〇五、二三三
昭和　元年	三四一、七七五、二〇六	一、〇九八、二七四	—	—	三二九、三五六、一八八	二二三、四〇三	八二一、八九三 *一一、五九七、一二五	五九〇、六七四 二九五、一九七

（備　考）別段預ヶ金中にある＊印は郵便振替貯金を示す。

（二）北海道拓殖銀行借入金累年表

年次	總借入高	年末現在高
明治三八年	五四九、五四〇円	二四三、五〇〇円
同　三九年	一、五九八、五〇〇	四七〇、〇〇〇
同　四〇年	三、八九〇、〇〇〇	六九〇、〇〇〇
同　四一年	三、二三〇、〇〇〇	—
明治四二年	二〇〇、〇〇〇円	—円
同　四三年	—	—
同　四四年	一、一〇〇、〇〇〇	—
大正一一年	四、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
大正一二年	四八、五〇六、六九二円	五、二四〇、〇〇〇円
同　一三年	二三、四八七、八四〇	四、一〇〇、〇〇〇
同　一四年	九、一〇〇、〇〇〇	—
昭和　元年	五、二五〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇

（備　考）大正元年より同十年に至る間は借入金なし。

第一節附表

第一表　北海道拓殖銀行損益勘定累年表

期次	總益金	前期繰越金	合計	總損金	純益金	損失補塡準備金	配當平均準備金	配當金	特別積立金	賞與金	後期繰越金
明治三三年　上	四〇、九二六円	—円	四〇、九二六円	二五、三〇五円	一五、六二一円	一、五六二円	七八一円	—円	—円	八二三円	一三、二七八円
下	五五、五五七	一三、二七八	六八、八三五	二五、一四一	四三、六九四	三、〇四二	一、五三〇	二一、〇〇〇	—	一、六〇一	一八、一三二
同　三四年　上	八〇、八二八	一八、一三二	九八、九六〇	二五、二一九	七三、七四一	五、五六二	二、七八一	二九、七五〇	—	二、九二六	三五、六四八
下	一一五、七二八	三五、六四八	一五一、三七六	三九、三七九	一一一、九九七	七、六三五	三、八一八	四五、四〇〇	三五、〇〇〇	四、〇一八	二〇、一四四
同　三五年　上	一四五、三九七	二〇、一四四	一六五、五四一	四八、二三七	一一七、三〇四	九、八〇〇	四、八九九	五六、〇〇〇	—	五、一一四	四六、六〇五
下	一六五、五五九	四六、六〇五	二一二、一六四	六七、五六八	一四四、五九六	一〇、〇〇〇	五、二〇〇	五六、〇〇〇	—	五、一五七	七三、三九六
同　三六年　上	一五四、六三五	七三、三九七	二二八、〇三二	六二、九〇一	一六五、一三一	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	六四、〇〇〇	—	四、八二六	八六、一三一
下	一九四、三〇六	八六、一三一	二八〇、四三七	一〇七、三九二	一七三、〇四五	八、七〇〇	四、四〇〇	七二、〇〇〇	—	四、五七四	八七、九四五
同　三七年　上	一七三、一二三	八七、九四五	二六一、〇六八	七九、一六〇	一八一、九〇八	九、四〇〇	四、七〇〇	七二、〇〇〇	五一、〇〇〇	四、九四五	四四、八〇八
下	二九二、三八五	四四、八〇八	三三七、一九三	一八一、七一〇	一五五、四八三	一五、六〇〇	七、八〇〇	七六、〇〇〇	—	五、八二五	五六、〇八三
同　三八年　上	二二一、二二二	五六、〇八三	二七七、三〇五	一一七、六四一	一五九、六六四	一六、〇〇〇	八、〇〇〇	八〇、〇〇〇	—	五、四五二	五五、六六四
下	三三一、八九三	五五、六六四	三八七、五五七	一九四、五五一	一九三、〇〇六	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、二三八	六三、〇〇六
同　三九年　上	三九六、八九五	六三、〇〇六	四五九、九〇一	二四二、七六五	二一七、一三六	二一、七〇〇	一一、一〇〇	九〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	八、一一三	六三、三三六
下	四一三、四八九	六三、三三六	四七六、八二五	二五九、八七九	二一六、九四六	二一、〇〇〇	一一、一〇〇	九〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	八、〇八四	六三、九四六
同　四〇年　上	四八五、二四三	六三、九四六	五四九、一八八	三〇五、八三四	二四三、三五四	二五、〇〇〇	一三、〇〇〇	一一〇、四〇〇	三〇、〇〇〇	九、四四二	六四、九五四
下	六二〇、九四四	六四、九五四	六八五、八九八	四三二、〇二〇	二五三、八七八	二八、〇〇〇	一六、〇〇〇	一一三、四〇〇	三〇、〇〇〇	九、九四三	六七、四七八
同　四一年　上	六六三、三五九	六七、四七八	七三〇、八三七	四九八、九三八	二三一、八九九	二三、五〇〇	一三、〇〇〇	一一三、四〇〇	三〇、〇〇〇	八、六五〇	五三、九九九
下	六八三、一三九	五三、九九九	七三七、一三八	五〇七、一八九	二二九、九四九	二三、〇〇〇	一一、五〇〇	一一三、四〇〇	三〇、〇〇〇	九、二六〇	五三、〇四九
同　四二年　上	七〇三、二九九	五三、〇四九	七五六、三四八	五三六、三九八	二一九、九五〇	二三、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一三、四〇〇	三〇、〇〇〇	八、七八〇	四四、五五〇
下	八七九、四七八	四四、五五〇	九二四、〇二八	七〇六、九七四	二一七、〇五四	二三、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一三、四〇〇	三〇、〇〇〇	九、〇七〇	四一、六五四
同　四三年　上	八〇五、一三八	四一、六五四	八四六、七九二	六一五、四八八	二三一、三〇四	二四、〇〇〇	一三、〇〇〇	一一三、五〇〇	三〇、〇〇〇	九、九八〇	五二、八〇四
下	一、〇〇九、〇八一	五二、八〇四	一、一五八、八八五	九〇三、八四一	二五五、〇四四	七五、〇〇〇	一三、〇〇〇	一一三、五〇〇	—	一〇、六四〇	五四、五四四
同　四四年　上	九四七、四七三	五四、五四四	一、〇〇二、〇一七	七三六、一三四	二六五、八八三	七三、六〇〇	一三、三〇〇	一一三、三四五	—	一一、一二〇	五六、六三八
下	一、〇六八、六六一	五六、六三八	一、一二五、二九九	八四七、六二二	二七七、六七七	七二、八〇〇	一三、九〇〇	一三〇、五〇〇	—	一一、六三〇	六〇、四七七
大正　元年　上	一、二六六、四四六	六〇、四七七	一、三二六、九二三	一、〇四四、六九二	二八二、二三一	七五、八〇〇	一四、二〇〇	一三〇、五〇〇	—	一一、〇八〇	五〇、六五一
下	一、四五七、三三八	五〇、六五一	一、五〇七、九八九	一、二〇五、六八〇	三〇二、三〇九	八〇、三〇〇	一五、二〇〇	一三〇、五〇〇	—	一三、五八〇	六三、七二九
同　二年　上	一、三八七、六九五	六三、七二九	一、四五一、四二四	一、一三六、二二六	三一五、一九八	八二、〇〇〇	一六、〇〇〇	一三三、五八九	—	一三、五七三	七二、〇三六
下	一、五八九、九六四	七二、〇三六	一、六六二、〇〇〇	一、三七〇、二〇三	二九一、七九七	七四、二〇〇	一四、六〇〇	一五七、五〇〇	—	八、四〇〇	三七、四九七
同　三年　上	一、六三八、七九四	三七、四九七	一、六七六、二九一	一、四四四、一四〇	二三二、一五一	五八、三〇〇	一一、七〇〇	一三三、五〇〇	—	五、〇〇〇	三四、六五一
下	一、九八九、一五五	三四、六五一	二、〇二三、八〇六	一、七一九、七六三	三〇四、〇四三	七〇、五〇〇	一五、三〇〇	一四〇、〇〇〇	—	一三、〇〇〇	六五、二四三
同　四年　上	一、九九八、五六八	六五、二四三	二、〇六三、八一一	一、七二九、五〇二	三三四、三〇九	六七、〇〇〇	七、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	一三、〇〇〇	八九、三〇九
下	二、二二六、三二九	八九、三〇九	二、三〇五、六三八	一、九四三、四〇六	三六二、二三二	二九、〇〇〇	七、三〇〇	一八二、五〇〇	一八、二〇〇	一三、〇〇〇	二一一、七三三

大正五年上	二、三二二、五五〇	一一一、七三三	二、四三三、二八二	二、〇三一、一一七	四〇三、一六五	三三、〇〇〇	八、一〇〇	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一四、五〇〇	九六、五六五
同　下	二、五六六、三二五	九六、五六五	二、六六二、八九〇	二、二五七、九二三	四〇四、九六七	三三、〇〇〇	八、一〇〇	二二五、〇〇〇	二〇、三〇〇	二〇、〇〇〇	九八、五六七
同六年上	二、五三四、七一三	九八、五六七	二、六三三、二七九	二、二〇九、二三〇	四二四、〇四九	三四、〇〇〇	八、五〇〇	二三九、〇〇〇	二二、〇〇〇	二一、〇〇〇	九九、五四九
同　下	三、一五二、六二〇	九九、五四九	三、二五二、一六九	二、五〇四、七六三	七四七、四〇六	三〇三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二八一、二五〇	二七、〇〇〇	二五、〇〇〇	一〇〇、四五六
同七年上	三、二九一、三九一	一〇〇、四五六	三、三九一、八四七	二、九〇四、五九八	四八七、二四九	三九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二八一、二五〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一〇一、九九九
同　下	四、〇一四、七八六	一〇一、九九九	四、一一六、七八五	三、六一六、九九四	四九九、七九一	四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二八一、二五〇	三三、〇〇〇	二五、〇〇〇	一一〇、五四一
同八年上	四、六六二、六一五	一一〇、五四一	四、七七三、一五六	四、二四五、三三九	五三七、八一七	四二、五〇〇	一一、〇〇〇	三〇三、〇〇〇	三五、〇〇〇	二五、〇〇〇	一一一、三一七
同　下	五、七四八、八九八	一一一、三一七	五、八六〇、二二五	五、二二一、三八五	六三八、八三〇	五二、〇〇〇	一三、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	七九、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一一四、八三〇
同九年上	六、五四九、三四七	一一四、八三〇	六、六六四、一七七	五、九一〇、一四八	七五四、〇二九	六一、〇〇〇	一六、〇〇〇	四七七、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	一三三、〇二九
同　下	七、五〇五、〇四六	一三三、〇二九	七、六二七、〇七五	六、七四三、四〇五	八八三、六七〇	七一、〇〇〇	一八、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	一四九、六七〇
同一〇年上	七、九五五、四二四	一四九、六七〇	八、一〇五、〇九四	七、二三〇、四四四	八八四、六五〇	七一、〇〇〇	一八、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇	一五二、六五〇
同　下	九、〇八四、一一八	一五二、六五〇	九、二三六、七六八	八、一七二、七九二	一、〇六三、九七六	八六、〇〇〇	二三、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	五四、〇〇〇	二〇一、九七六
同一一年上	九、八七三、四一八	二〇一、九七六	一〇、〇七五、三九四	八、八六四、一三一	一、二二一、二七三	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	五四〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	五四、〇〇〇	二四二、二七三
同　下	一一、二七一、一〇四	二四二、二七三	一一、五一三、三七七	一〇、〇一七、九六七	一、四九五、四一〇	二八三、〇〇〇	二七、〇〇〇	六二五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	六四、〇〇〇	二四六、四一〇
同一二年上	一一、四六〇、三八七	二四六、四一〇	一一、七〇六、七九七	一〇、三六七、七七一	一、三三九、〇二六	一一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	六二五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	二六四、〇二六
同　下	一三、三二一、九七三	二六四、〇二六	一三、四八五、九九九	一一、一四三、八五〇	一、三四二、一四九	一一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	六二五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	二六七、一四九
同一三年上	一三、三五〇、〇九〇	二六七、一四九	一三、六一七、二三九	一二、二三五、七〇三	一、三八一、五三六	一一五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	六二五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	三〇一、五三六
同　下	一四、二七九、一三三	三〇一、五三六	一四、五八〇、七六九	一三、三四三、九二四	一、二三六、八四五	一四六、〇〇〇	四三、〇〇〇	六二五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	五七、〇〇〇	一一五、八四五
同一四年上	一三、九一三、九九九	一一五、八四六	一四、〇二九、八四五	一三、七八六、五三九	一、二四三、二五六	一四六、〇〇〇	四三、〇〇〇	六二五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	五七、〇〇〇	一三一、二五六
同　下	一三、八五三、二七七	一三一、二五六	一三、九七五、五三三	一三、〇六七、八二三	一、三六七、七一二	一四六、〇〇〇	四三、〇〇〇	六二五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	五七、〇〇〇	二四六、七一一
昭和元年上	一三、二八八、八九三	二四六、七一〇	一三、五三五、六〇三	一三、一六七、二七七	一、三六八、三三六	一四六、〇〇〇	四三、〇〇〇	六二五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	五七、〇〇〇	二四七、三三六
同　下	一三、一六五、一四〇	二四七、三三六	一三、四二三、四六六	一二、〇二一、〇五四	一、三九一、四一三	一四六、〇〇〇	四三、〇〇〇	六二五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	五七、〇〇〇	二七〇、四一三

（備考）一、明治四十四年以前の賞與金（交際費）は總て總損金中より支出したるものなり。

二、明治四十三年下半期合計欄中には特別積立金繰入九七、〇〇〇圓を包含せり。

第二表　北海道拓殖銀行資產負債累年表

(イ)　資產之部

期　次	貸出金	預ケ金	有價證券	他店貸	所有物	株主勘定	各種勘定	金銀在高	合　計
明治三三年上	一四〇、一三五	五八四、三七一	三一、八五〇	七、五七四	九、六六八	二、二五〇、〇〇〇	一四一	三、四八三	三、〇二七、二二三
同　下	七〇三、五四四	三七九、五八八	三一、七四五	一三、六一八	一〇、一五一	一、九五〇、〇〇〇	三四七	一三、三九七	三、一〇〇、三九〇
同三四年上	一、一一一、七二八	五四〇、四〇二	三一、五〇〇	一〇、八〇九	一〇、四七四	一、五〇〇、〇〇〇	二二一	一八、二七六	三、二二三、四一〇
同　下	一、五〇一、六〇六	七七三、七二七	六六、〇〇〇	三一、六六二	三〇、八〇三	九〇一、六〇〇	五八八	五四、五四九	三、三六〇、五三四
同三五年上	一、六七〇、八四五	七五九、三五二	六六、〇〇〇	二五、六九〇	三八、〇九一	九〇〇、〇〇〇	二、一九三	四三、三六九	三、五〇五、五四〇
同　下	二、一〇三、八五七	四四六、二七〇	六七、五〇〇	一一、三三九	三八、五六三	九〇〇、〇〇〇	九三五	六九、一八五	三、六三六、六四九
同三六年上	二、〇四八、三六五	一、〇三四、〇六五	二一六、〇〇〇	五七、八七六	三八、四八二	三〇〇、〇七〇	三七五	七一、七三五	三、七六六、九六八
同　下	二、六四六、二七八	六二六、五七九	三一一、〇〇〇	五二、三八四	五二、一四〇	三〇〇、〇〇〇	三〇四	八一、一八四	四、〇六九、八六九
同三七年上	二、五四三、八〇九	八六四、八四八	三三六、四五六	二七、五一五	三五、九三七	三〇〇、〇〇〇	一、二二四	一一五、九四一	四、二二五、七二〇
同　下	三、三八五、九〇三	三四二、〇九三	五一七、三三一	三六、〇七六	三六、五六九	—	四二三	一一六、二七二	四、四三四、六六五
同三八年上	三、五二四、四三三	一八三、六九六	六七九、八五九	五一、〇一三	四四、〇七九	—	六五九	七二、六三九	四、五五六、三七八
同　下	五、三三五、七四二	六六二、八四九	七七一、二二一	一四六、八三六	五八、七九三	—	二、三〇四	三一六、〇八九	七、三二二、八三四
同三九年上	五、二二四、五八七	一、一三八、六三四	七二三、〇九九	七〇、一一三	九六、四八七	—	二九、三九一	一六六、二三一	七、四三八、五六三
同　下	六、八六五、一〇五	一八四、二七九	七八五、五〇〇	五〇、九七一	一四三、二八七	一、九九五、六二五	五、六二八	三八七、三九四	一〇、四一七、七八九
同四〇年上	七、八五〇、四五三	三二一、四九七	七七八、五二〇	五四、一三七	二〇七、〇九六	一、五〇〇、〇〇〇	四、四一五	四〇二、八六〇	一一、一一八、九七八
同　下	九、九九六、三三四	二八一、九八〇	一、〇四五、七〇〇	一七五、八八一	二五四、二二八	一、五〇〇、〇〇〇	七五、一九四	四四五、六三五	一三、七七四、九五二
同四一年上	九、九九六、一一九	五九一、八八九	九一九、八三九	一三一、一一三	二九五、四七一	一、五〇〇、〇〇〇	一三三、八〇四	三六七、二四四	一三、九三五、四八八
同　下	一二、〇九五、一一五	五六五、二六七	八三三、〇三二	一六五、四八〇	四一五、七九二	一、五〇〇、〇〇〇	一三〇、〇三八	六〇七、八九四	一五、三二二、六五八

明治四二年	上	二一、四四八、五九七円	二、三八〇、七三〇円	九六六、八九八円	一三五、五五八円	四五六、八〇三円	一、五〇〇、〇〇〇円	一三二、五五〇円	五一五、五五二円	一七、五三六、六八七円
	下	一三、二三八、九九五	九九七、〇六三	七六六、四二五	三一〇、五〇九	五一五、五三八	一、五〇〇、〇〇〇	一二一、三八九	八一二、五七四	一八、二六二、四九三
同 四三年	上	一三、三九六、〇六五	二、九二七、三八六	一、〇一一、九五五	二四六、六一二	五五四、三三三	一、五〇〇、〇〇〇	二、四七三、八三九	二、六六三、四〇一	二四、七七三、五九一
	下	一四、七二〇、三七一	一、五九一、〇二七	九〇七、四〇二	三〇九、七四二	五四九、〇三九	一、五〇〇、〇〇〇	四四六、九九九	九四六、一二五	二〇、九七〇、七〇五
同 四四年	上	一四、八四九、三〇二	二、一四〇、四二二	九〇五、四〇七	二三五、九一三	五六二、一〇三	一、一〇〇、〇〇〇	五三四、四〇五	五三一、八六七	二〇、八五九、四三八
	下	一七、五三七、八六七	一、七三四、二五四	九一八、七九八	四二六、六七八	五九四、九八九	一、一〇〇、〇〇〇	五八三、九三七	七九四、八五五	二三、六九一、三七八
大正 元年	上	一七、六〇七、三二四	四、三二四、五一三	一、五五〇、六四四	三三六、七三三	六〇四、三二四	一、一〇〇、〇〇〇	六五九、〇五六	七四二、八七二	二六、九二五、四六四
	下	二〇、一九一、九三七	二、二七二、五三三	一、〇四八、七六七	二九〇、二三八	六八五、一九六	一、一〇〇、〇〇〇	六九六、四三九	八一〇、五二八	二七、〇九五、六一七
同 二年	上	一九、九四四、二二一	四、二四三、三九八	八五七、〇五七	二一七、八八五	七二八、九七三	五三二、五九〇	七四三、一七三	六六九、八二五	二七、九二七、一一三
	下	二四、四五九、四九九	二、九三三、五二九	八四三、七四八	三〇二、九二一	九二七、一四四	五〇〇、〇〇〇	八二四、五三一	八四〇、二九七	三一、六三一、六六九
同 三年	上	二五、一九〇、一八五	三、四六九、六五六	四七六、八二〇	一六六、〇六二	一、〇〇四、四七九	五〇〇、〇〇〇	八二三、〇七六	六三〇、五四四	三三、二六〇、八二三
	下	二七、〇二〇、三五六	五、七九四、〇三六	五一二、〇〇九	一九五、七七二	一、〇一二、七三五	五〇〇、〇〇〇	八五五、八六一	七九八、八〇八	三六、六八九、五七七
同 四年	上	二六、九五〇、〇九九	五、四〇八、五五四	七一九、七五九	一八七、六一九	一、〇四四、三三一	五〇〇、〇〇〇	八二四、九五七	六五四、七四一	三六、二九〇、〇六〇
	下	二六、〇一九、九〇六	六、九八三、二五二	一、五七三、九六一	六二三、六八七	九九六、七一八	一一、八一三	七九五、二六〇	八二三、九四八	三九、八二八、五六四
同 五年	上	二八、五五一、四三五	六、五一六、九七二	二、一四六、六〇五	五一八、八六五	一、〇六七、八二九	—	七七一、三八九	七二三、〇五五	四〇、二九五、一五〇
	下	三三、四二三、九六三	五、〇一三、二一一	二、八九五、三六九	八三二、四九四	一、〇一七、四一七	—	八五三、五一三	一、三三三、四〇〇	四五、三六九、三六六
同 六年	上	三四、七五〇、五〇四	五、三〇〇、九八〇	三、七八九、三八四	四七六、四七六	九四七、六八三	三、七五〇、九三七	八一二、五六三	一、二六二、八九一	五一、〇九一、四一七
	下	三八、九二〇、二八五	六、五一三、二八七	二、八九七、三八四	九五六、〇〇一	一、〇〇九、一八四	三、七五〇、〇〇〇	八二四、〇一三	一、五六三、三七八	五六、四三二、五三三
同 七年	上	四三、〇〇八、一六七	三、九九二、五三四	四、六〇七、六三三	八七三、〇五六	九七九、三六二	三、七五〇、〇〇〇	八一七、一九六	一、三六八、八四八	五九、三九六、七九五
	下	五六、〇九二、八一七	二、七〇七、二一三	四、六三一、九〇六	一、三六六、六五三	一、〇八〇、七三八	三、七五〇、〇〇〇	九七九、三六八	三、〇二九、五四二	七三、六三八、二三六
同 八年	上	六一、二九三、三九四	三、一〇三、〇七二	四、六〇八、一九六	一、七〇一、九八〇	一、一四〇、四九八	二、五〇〇、七七五	九六四、七三〇	二、三三七、三五一	七七、六四八、九九六
	下	七六、三九五、六一六	二、八七五、四八八	四、六〇二、六七七	二、六二九、三三九	一、二三六、四〇五	一、二五六、一五〇	一、一一九、二三一	四、三六九、四四九	九四、五〇四、三五五
同 九年	上	七五、七九〇、五〇四	四、五七一、〇〇四	四、九四五、二二七	一、四三〇、五〇〇	一、二九二、一八一	—	一、二〇六、〇九三	三、三三八、八七〇	九二、五七四、三七九
	下	九〇、九九一、五八一	八、三〇一、〇九二	四、七六八、八二七	一、一二七、九四〇	一、五二五、〇六二	—	一、三九八、七五七	四、一七二、一二三	一一三、二八五、三七一
同 一〇年	上	一〇〇、五一五、四九三	五、一四九、三六四	四、六五五、六三一	一、二二二、八六四	一、五二九、四四七	—	一、三六八、八七四	二、七四二、〇三三	一一七、一七三、七〇六
	下	一一一、五八四、二二四	七、二三八、六八九	五、三二六、一八四	一、九四〇、八二三	一、六四七、一八五	—	一、三〇六、五四七	四、一〇一、一二九	一三三、二三四、七七一
同 一一年	上	一三二、一三六、一五五	四、六三八、〇五二	五、三七九、二二四	一、五三一、〇九九	一、八〇四、五二〇	七、五〇六、六三七	一、五四六、六四六	三、〇四八、四五〇	一四七、五八〇、八一三
	下	一三九、二八六、四八四	五、三七五、三一六	五、二八一、〇六三	二、〇八六、三二一	二、四七九、八二七	七、五〇〇、〇〇〇	一、六二九、五六八	六、〇五九、〇四七	一五九、六三四、六二六
同 一二年	上	一三五、四二五、四七〇	三、八〇二、四七三	六、三六七、四〇二	一、三六二、五六八	三、八六一、九三一	七、五〇〇、〇〇〇	一、五二一、一〇九	四、三七〇、八〇九	一六四、二〇一、七六二
	下	一四七、八一八、二一九	六、九四六、一九五	六、一三六、五〇二	一、七九五、〇〇七	四、八二七、九三三	七、五〇〇、〇〇〇	一、七六五、六四七	五、五〇一、一七九	一八二、二八〇、六八一
同 一三年	上	一五〇、七一四、五六二	五、一七一、〇七七	六、一三五、六四七	一、二二三、七三八	五、二二六、六五九	七、五〇〇、〇〇〇	一、四四四、四四五	二、七九九、四〇三	一八〇、二二五、五三一
	下	一五九、六五七、五七九	四、七七八、六六六	六、一一三、一五六	二、三八九、四八三	五、八三五、五八〇	七、五〇〇、〇〇〇	一、四九六、八九九	五、四三七、〇三〇	一九三、二〇八、三九二
同 一四年	上	一六一、五二九、一四三	八、一三九、四六二	六、一〇七、五二三	一、五九九、〇七九	六、一四九、六九一	七、五〇〇、〇〇〇	一、二三九、七七〇	三、八〇七、一〇二	一九六、〇七一、七六七
	下	一六六、二八五、四四三	一、八二五、三三〇	六、一〇六、六二三	二、一九一、八〇八	六、五八三、七五五	七、五〇〇、〇〇〇	一、六七四、八〇八	四、五二二、五八〇	一九六、六九〇、三三六
昭和 元年	上	一六五、六七一、六〇三	四、九二八、四六七	六、一〇五、七二三	一、三八九、四四一	六、七九四、四八四	七、五〇〇、〇〇〇	一、二二三、二七四	三、六〇七、七八四	一九七、二三〇、七七五
	下	一六九、七五二、二六五	二、五九六、四九二	六、〇九八、九二三	二、六〇三、六九六	七、四八四、七七七	七、五〇〇、〇〇〇	一、〇七四、二〇九	四、七九五、七六七	二〇一、九〇六、一三九

(備考) 一、貸出金中には年賦・定期・代理貸付・特別擔保・別口貸付・當座貸越の外、荷爲替手形及明治四十四年下半期より割引手形を合算す。

二、預ケ金中には、當座預ケ金・別段預ケ金・コールローンを合算す。

三、各種勘定中には未決算勘定・債券整理勘定・代理店勘定・信託金・日本勧業銀行勘定を合算す。

四、集計と合計と符合せざるは圓位未滿切捨に依る。

(ロ) 負債之部

期次		株主勘定	預り金	他店借	借入金	債券勘定	各種勘定	利益金	合計
明治三三年	上	三、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、七七九円	—円	—円	—円	八三円	一五、六二二円	三、〇二七、三三三円
	下	三、〇〇二、三四三	五三、九五一	四〇一	—	—	—	四三、六九五	三、一〇〇、三九〇

		円	円	円	円	円	円	円	円
明治三四年	上	三、〇〇七、三九四	一三四、〇〇五	八、二七〇	—	—	—	七三、七四一	三、二二三、四一〇
	下	三、〇一五、九六六	二一九、二五九	一三、三二三	—	—	—	一一一、九九七	三、三六〇、五三四
同　三五年	上	三、〇六三、七八七	三〇七、七一六	一七、七三三	—	—	—	一一七、三〇四	三、五〇五、五四〇
	下	三、〇七七、九八六	四〇〇、五四七	一三、五一九	—	—	—	一四四、五九七	三、六三六、六四九
同　三六年	上	三、〇九二、五一八	四八四、五二八	二四、七九一	—	—	—	一六五、一三一	三、七六六、九六八
	下	三、一〇七、七〇九	七四六、八八九	四二、二三六	—	—	—	一七三、〇四五	四、〇六九、八六九
同　三七年	上	三、一三〇、八二四	九〇〇、八〇九	三二、一七九	—	—	—	一八一、九〇八	四、二二五、七二〇
	下	三、〇九九、九六四	一、〇八六、一四九	九三、〇七〇	—	—	—	一五五、四八二	四、四三四、六六五
同　三八年	上	三、一三三、八〇九	一、二三七、七三六	四二、四四六	—	—	二、七二三	一五九、六六四	四、五五六、三七八
	下	三、一四八、一六九	二、七八六、四一一	一四〇、五八八	二四三、五〇〇	八〇〇、〇〇〇	一、一六〇	一九三、〇〇六	七、三一二、八三四
同　三九年	上	三、一八九、〇九二	三、一五八、二二四	七二、七四八	—	八〇〇、九〇六	四五六	二一七、一三六	七、四三八、五六二
	下	五、二五二、二九九	三、五二九、五二九	一四一、九一二	四七〇、〇〇〇	八〇二、〇一九	五、〇八五	二二六、九四六	一〇、四一七、七八九
同　四〇年	上	五、三一六、二七三	四、一七五、一九六	一五五、九六九	四四〇、〇〇〇	七八三、六〇八	四、五七八	二四三、三五四	一一、一一八、九七八
	下	五、三八六、二七一	三、九七〇、五〇三	二三八、九一三	六九〇、〇〇〇	三、二三二、四三五	二、九五三	二五三、八七八	一三、七七四、九五二
同　四一年	上	五、四五九、九一七	三、五八六、九六四	一三二、五九三	三五〇、〇〇〇	四、一八二、〇三四	三、〇八一	二三一、八九九	一三、九三五、四八八
	下	五、五二六、〇八九	四、七四〇、一三八	一五七、九四三	—	四、六五七、九〇四	六三五	二三九、九四九	一五、三一二、六五八
同　四二年	上	五、五九二、〇二八	四、八七九、三九五	二二六、五四四	—	六、六一六、九七九	一、七九一	二一九、九五〇	一七、五三六、六八七
	下	五、六五五、三三三	五、五三七、九九三	三〇一、九八六	—	六、五四八、六四七	一、四七九	二一七、〇五五	一八、二六二、四九三
同　四三年	上	五、七一九、二七六	七、四二九、六九五	二七八、八八四	—	一一、一〇四、五一一	九、九二二	二三一、三〇四	二四、七七三、五九一
	下	五、六八八、九三一	七、六四二、三九七	二一五、七六八	—	七、一六五、一六一	三、四〇四	二五五、〇四四	二〇、九七〇、七〇五
同　四四年	上	五、七八〇、一七四	七、一九一、六八二	一八六、六二九	—	七、四三二、七九〇	二、二八〇	二六五、八八三	二〇、八五九、四三八
	下	五、八六八、五八五	七、八六〇、一〇一	一五八、二六二	—	九、三三二、一六〇	一九四、五九三	二七七、六七七	二三、六九一、三七八
大正　元年	上	五、九五六、〇九八	七、七八三、三五七	二六六、八五六	—	一三、三四八、四六〇	二六八、四六二	二八二、二三一	二六、九二五、四六四
	下	六、〇四四、四四二	六、四四四、〇六七	二九八、八〇六	—	一三、七九五、一六〇	二一〇、七三三	三〇一、三一〇	二七、〇九五、六一七

同　二年	上	六、一三八、二六五	六、〇三六、〇八六	三六九、七三三	—	一四、八二九、三二〇	二三八、五三二	三一五、一九八	二七、九二七、一一三
	下	六、二三五、七一七	八、七一五、二七八	五九〇、六四五	—	一五、五三四、六七〇	二六三、五六二	二九一、七九七	三一、六三一、六六九
同　三年	上	六、三二四、六四〇	九、三三四、九五〇	二〇八、五八三	—	一五、八八五、二三〇	二七五、二六八	二三二、一五一	三二、二六〇、八二三
	下	六、三九五、一九九	九、五九五、〇六一	三四九、二八七	—	一九、七四七、四三〇	二九八、五五七	三〇四、〇四三	三六、六八九、五七七
同　四年	上	六、四八一、八三四	九、五三五、九六六	二四九、〇九三	—	一九、三四四、一八〇	三四四、六七八	三三四、三〇九	三六、二九〇、〇六〇
	下	六、五七三、一〇〇	一三、〇〇六、二六九	四九六、九一一	—	一九、九四五、〇八〇	四四四、九七二	三六二、二三二	三九、八二八、五六四
同　五年	上	六、六二八、四六〇	一三、五六七、六〇〇	四五二、六一九	—	一九、八三九、七四〇	四〇四、五六六	四〇二、一六五	四〇、二九五、一五〇
	下	六、七二一、四七六	一五、九七三、五一〇	九〇八、七三一	—	二〇、九〇二、一四〇	四五八、五四一	四〇四、九六八	四五、三六九、三六六
同　六年	上	一一、七八四、一一〇	一六、五五三、四二四	六九五、七七六	—	二〇、七二八、〇九〇	九〇五、九六八	四二四、〇四九	五一、〇九一、四一七
	下	一一、八四三、七三二	一九、二〇五、一九一	一、二八四、五一六	—	二三、三五九、八四〇	九九〇、八四六	七四七、四〇六	五六、四三二、五三二
同　七年	上	一三、一八五、八七二	二三、五〇五、九〇六	一、一五一、八〇一	—	二三、〇六三、九四〇	一、〇〇二、二二七	四八七、二四九	五九、三九六、七九五
	下	一三、二六九、五四〇	二九、〇〇七、一九三	二、二九〇、二一三	—	二八、二九六、三九〇	一、二七五、一一〇	四九九、七九一	七三、六三八、二三六
同　八年	上	一三、三五三、三六〇	二九、八三三、九九三	一、七四九、七四〇	—	三一、七六六、四四〇	一、四一七、六四六	五二七、八一七	七七、六四八、九九六
	下	一三、四四二、五四八	三七、六六〇、九三一	三、五二六、一一一	—	三八、六九三、一四〇	一、五四二、七九五	六三八、八三〇	九四、五〇四、三五五
同　九年	上	一三、五九三、六三九	三一、二九三、二六五	二、〇四六、一八六	—	四三、五六六、三九〇	二、三一〇、八七〇	七五四、〇二九	九二、五七四、三七九
	下	一三、七一一、三四〇	三五、三一四、三三九	二、三八三、四一三	—	五八、六九〇、〇九〇	二、三〇一、五三〇	八八三、六七〇	一一二、二八五、三七一
同　一〇年	上	一三、九〇五、四八四	三五、〇五四、〇八一	二、三三四、三一六	—	六四、一六三、四九〇	一、八三一、六八五	八八四、六五〇	一一七、一七三、七〇六
	下	一三、〇九九、一八八	三七、六七八、二九〇	三、五三四、四二三	—	七五、七三八、九七〇	二、一一九、九二四	一、〇六三、九七六	一三三、二三三、七七一
同　一一年	上	二三、四一四、九二七	四〇、二三三、八九四	二、〇〇八、七一三	—	七八、三九九、四〇〇	二、三一三、六〇七	一、二一一、二七三	一四七、五八〇、八一三
	下	二三、七九三、八四七	四五、九四九、八三一	二、六六〇、一〇八	二、〇〇〇、〇〇〇	八一、〇八三、一一〇	二、六五二、二三〇	一、四九五、四一〇	一五九、六三四、六二六
同　一二年	上	二四、三六五、〇一七	三八、二七三、一〇七	二、二〇五、二一九	六、五三〇、〇〇〇	八八、八四四、五一〇	二、六五四、八八三	一、三三九、〇二六	一六四、二〇一、六七三
	下	二四、七六九、〇八一	四一、九八四、三四八	二、八九〇、八四七	五、二四〇、〇〇〇	一〇三、七四八、五九〇	三、三〇五、六六六	一、三四二、一四九	一八二、二八〇、六八一
同　一三年	上	二五、一四三、九五三	四三、五九〇、〇一四	一、七二六、四〇五	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇三、八三〇、六六〇	三、五四二、九六三	一、三八一、五三六	一八〇、二一五、五三一
	下	二五、五四一、二三三	四七、五九八、五四六	三、四八六、八四〇	四、一〇〇、〇〇〇	一〇七、六四一、六八〇	三、六〇三、二五八	一、二三六、八四五	一九三、二〇八、三九二

大正一四年（下）	二五、九八三、四五三	四八、五〇九、三九八	二、二四七、四四二	三、九四〇、〇〇〇	二二、一六五、二五〇	二、九七二、〇六八	一、二四三、二六五	一六、〇七一、七七七
昭和元年（上）	二六、四二六、七六二	五六、一〇三、五五四	三、三六〇、〇四五	—	一〇六、四七四、一八〇	二、九九二、〇八四	一、三六七、七二一	一六、六九〇、三三六
昭和元年（下）	二六、八七二、四五一	五九、八四二、二三八	二、四九一、一四〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇四、〇五二、〇〇〇	二、九四四、六二〇	一、三六八、三三六	一七、三三〇、七七五
	二七、三二、六〇〇	六五、一三五、七八二	四、二九二、一三四	二、〇〇〇、〇〇〇	九八、六四九、〇五〇	三、一三六、〇八一	一、五九一、四一三	二〇一、九八六、一二九

（備　考）一、株主勘定中には公稱資本金損失補塡準備金・配當平均準備金・特別積立金・配當金を合算す。
二、債券勘定中には當初は債券發行高の外、當籤未拂債券利息・債券利金所得稅・募集金を合算し來りしが、明治四十四年下半期より債券發行高のみを掲ぐ。
三、各種勘定中には假拂金（未決算勘定）・各特別銀行勘定・信託金を合算す。
四、預り金中には定期・當座・特別當座・代理貸付・保證・別段・日本銀行勘定・仕拂爲替・コールマネーを合算す。
五、集計と合計と符合せざるは圓位未滿切捨に依る。

第二節　拓殖債券

第一款　發行及償還の制度

北海道拓殖銀行の債券發行額は當初拂込資本金の五倍以内に限らるると共に、不動產抵當年賦償還貸付金現在高を超過し得ざることとせられ、只借換の爲め低利債券を發行する場合にのみ一時此の制限に依らざることを得るものとせられたり。蓋し政府が同行に對し債券發行の特典を賦與せし所以のものは、其の任務北海道拓殖事業に對する資金の供給に在るが故に、若し債券發行の特典を濫用するが如きことあるに於ては、啻に同行の發展を阻碍するのみならず、延て拓殖資金の供給に支障を來す虞あるを以て、先づ其の發行總額を拂込資本金額の五倍に限り、更に不動產抵當年賦償還貸付金を債券發行の引當と見、其の現在高を超過せしめざることと爲したるものなり。然れども其の後拓殖事業の進捗、北海道自治制の施行等に伴ひ、無抵當年賦償還貸付金の漸增を見るに至り、一面此の種年賦償還貸付を債券發行の引當たらしむるも何等不都合なかりしのみならず、他面同行に對する借入請求著增の事實に鑑み、更に債券發行餘力を備ふるの必要あるに至りしを以て、前に述べし如く政府は明治四十二年三月法律第十號を以て北海道拓殖銀行法中を改正し、不動產抵當たると無抵當たるとに拘らず、一般に年賦償還貸付金現在高を以て債券發行の見返と爲すことに改め、次で大正六年七月法律第十九號を以て年賦償還貸付金總高に加ふるに定期償還貸付金總高を以てし、更に大正九年八月法律第二十號に依り、從來拂込資本金總額の五倍に制限せられしものを十倍と爲すに至り、同行の債券發行餘力は大いに擴張せられたり。

而して債券發行の手續は最初は商法の一般社債發行の規定に依るものなりしが、斯くては實際上幾多の不便あるべきを以て、既に日本勸業銀行法及農工銀行法に於て右商法の規定に對し例外の規定を設けたる事情に鑑み、未だ同行債券の發行を見ざるに先立ち、明治三十八年三月政府は同銀行法中を改正して商法に對する除外規定を設け、降て明治四十五年四月商法の改正せらるるに及び、更に同銀行法中を改正し、依然債券發行に關する除外規定を存續せしめたり。

次に拓殖債券の償還は債券の引當たる不動產抵當年賦償還貸付金の償還高に應じ、每年二回以上抽籤を以て行ふことを要し、且右貸付金の償還延滯して豫期の金額に達せざるときは、右の抽籤償還と同時期に抽籤を以て延滯金額に相當する債券を償還すべく、又借換の爲め一時制限を超えて低利の債券を發行したるときは、發行後一箇月以内に其の發行券面金額に相當する舊債券の抽籤償還を

行ふべきものとす。蓋し債券の信用を維持增進し其の發行を容易ならしめんとするの趣旨に出でたるものなり。而して債券發行の引當たる貸付金額に關する制限の擴張と共に、償還に關する制限も亦同一標準に據りたるや論なし。

右に述べし所は北海道拓殖銀行法及定款に規定せらるる所なるが、債券の發行、償還及利子支拂其の他に就きては、同行に於て制定せる債券規程に於て更に詳細なる規定を設けたり。本規程は明治三十九年に始めて制定せられ、其の後必要に應じ屢次改正する所ありしが、其の顚末に就きては之を省略し、左に昭和元年末現行の全文を採錄すべし。

債券規程

第一章　債券發行

第一條　債券ハ券面金額ヲ十圓以上トシ無記名利札付トス但應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名トナスコトヲ得

第二條　債券ノ發行高ハ拂込資本金額ノ五倍ヲ限リトス其發行現高ハ年賦償還貸付金總額ヲ超過スルコトヲ得ス

債券借換ノ爲メ一時低利ノ債券ヲ發行スルトキハ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第三條　債券ヲ發行セントスルトキハ重役會ニ於テ其發行高、償還期限、利子歩合、發行及拂込ノ方法等ヲ定メ豫メ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四條　債券募集ノ場合ニハ應募者ヨリ申込ノ際申込證及證據金ヲ徵スヘシ但賣出ノ方法ニ依ル場合ハ此ノ限ニアラス

前項ノ證據金ハ募入トナリタルモノハ之ヲ拂込金ニ振リ込、募入外レノトキハ之ヲ還付スヘシ

第五條　債券ノ應募高發行額ニ超過スルモノノ處分方法及ヒ前條ノ應募證據金額等ハ債券發行ノ都度之ヲ定ム

第六條　債券ノ募入確定シタルトキハ其旨各應募者ニ通知シ拂込完了ノ後債券交付ノ手續ヲ爲スヘシ

第七條　債券應募者ニシテ拂込期日内ニ拂込ヲ爲ササルトキハ其期日ノ翌日ヨリ遲延利息ヲ徵シ拂込期日後申込證記載ノ期間ヲ過キ尙ホ拂込ヲ爲ササルモノアルトキハ其債券ハ便宜ノ方法ニヨリ之ヲ處分シ且ツ證據金ハ之ヲ還付セサルモノトス

第八條　債券ノ募入確定シ全額又ハ每回ノ拂込完了シタルトキハ二週間以内ニ本店及ヒ各支店ノ所在地ニ於テ商法第二百四條ノ三ニ依ル登記申請ノ手續ヲ爲スヘシ

第九條　賣出ノ方法ニ依リ二十圓以下ノ債券ヲ發行スル場合ニ於テハ賣出期間及商法第二百三條第二項第一號乃至第三號ニ揭ケタル事項ヲ官報及新聞紙ニ公告スヘシ

第十條　債券ノ賣出期間滿了シタルトキハ二週間以内ニ本店及各支店ノ所在地ニ於テ賣出期間内ニ於ケル債券ノ賣上總額及商法第百七十三條第一項第四號乃至第六號ニ揭ケタル事項ノ登記申請ノ手續ヲ爲スヘシ前項ノ登記申請書ニハ賣出期間内ニ於ケル債券ノ賣上總額ヲ證スル書面ヲ添付スヘシ

第十一條　債券ノ發行、元利金ノ支拂等ニ關スル取扱ハ本、支店、代理店、取扱店及郵便局ニ於テ之ヲ爲ス

第二章　債券償還及ヒ利子仕拂

第十二條　債券ノ償還ハ發行ノ時定メタル方法ニ基キ年賦償還貸付金ノ償還高ニ應シ每年二回以上抽籤ヲ以テ之ヲ行フヘシ但抽籤執行ノ際ハ監理官ノ立會ヲ請フモノトス

第十三條　前條ノ外當銀行ニ於テ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ債券ノ買入償却ヲナスコトヲ得

債券ノ買入償却ヲナシタルトキハ直ニ買入償却ヲ必要トシタル事由ヲ具シ其種類、券面金額及買入價格等ヲ大藏大臣ニ屆出ツルモノトス但買入價格ハ券面額及買入當時迄ノ利子額ノ合計額ヲ超ユルヲ得サルモノトス

第十四條　年賦償還貸付金ノ償還延滯シテ豫期ノ金額ニ達セサルトキハ第十二條ト同時期ニ於テ抽籤ヲ以

テ延滯金額ニ相當スル債券ヲ償還スヘシ

第二條　第二項ニヨリ低利ノ債券ヲ發行シタルトキハ發行後一ケ月以内ニ抽籤ヲ以テ其發行券面金額ニ相當スル舊債券ヲ償還スヘシ

第十二條　但書ノ規定ハ本條ニ適用ス

第十五條　債券ノ償還ヲ爲サントスルトキハ官報及新聞紙ヲ以テ豫メ其償還スヘキ債券ノ記號、金額及抽籤ノ日時、場所等ヲ公告スヘシ

第十六條　償還債券ノ抽籤ヲ了シタルトキハ其當籤債券ノ種類、記番號、枚數金額及元利金支拂期日ヲ遲滯ナク官報及新聞紙ニ公告シ且其旨大藏大臣ニ屆出ツルモノトス

第十七條　償還當籤ニ係ル債券元金ハ債券引換ニ支拂フヘシ

第十八條　債券ノ償還ヲ了シタルトキハ遲滯ナク其旨登記申請ノ手續ヲ爲スヘシ

第十九條　債券ノ利子ハ毎年二回發行ノ時定メタル月ニ於テ利札引換ニ支拂フヘシ

債券利子支拂ノ際徵收スヘキ第二種所得稅ハ各利札毎ニ法定ノ算出法ニヨリ計算スヘシ

第二十條　當籤債券又ハ利札ノ時效ニ罹ルモノアルトキハ少ナクトモ一ケ月前ニ其債券又ハ利札ノ支拂ヲ請求スヘキ旨ヲ官報及新聞紙ニ公告シ且知レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スヘシ

第二十一條　時效ニ罹リタル債券又ハ利札ニ屬スル金額ハ前條ノ公告文ヲ添ヘ大藏大臣ノ認可ヲ受ケテ處分スヘシ

第三章　債券ノ取扱

第二十二條　債券若クハ利札ノ減失、紛失又ハ盜難ノ屆出アリタルトキハ無記名債券ノ場合ニハ權利者ノ費用ヲ以テ公示催告ノ手續ヲ爲シ無效ノ宣告アリタル後又記名ノ場合ハ所有者ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ一ケ月ヲ經タル後二名以上ノ保證人ヲ立テシメ代リ債券若クハ利札ヲ交付スヘシ

償還又ハ渡期ニ屬スル債券若クハ利札ニアリテハ前項ノ手續ヲ了シタル上代リ債券若クハ利札ヲ交付セスシテ直チニ元利金ノ支拂ヲナスヘシ

第二十三條　汚染、毀損ノ爲メ代リ債券若クハ利札ノ引換ヲ請求スルモノアルトキハ其請求書ニ債券ヲ添ヘテ差出サシメ審査ノ上代リ債券若クハ利札ヲ交付スヘシ

前條第二項ノ規定ハ本條ニ適用ス

第二十四條　減失、紛失又ハ盜難ノ場合ニ調製スヘキ代リ債券ハ先キノ債券ト同記號ニシテ番號ハ同記號結尾ノ追次番號ヲ用ヒ利札ノミニアリテハ先ノ利札ト同記番號ヲ付シ特ニ再製ノ印章ヲ押捺スヘシ

汚染、毀損ノ場合ニ調製スヘキ代リ債券若クハ利札ハ總テ先キノ債券若クハ利札ト同記番號ヲ用ユヘシ

第二十五條　無記名債券ヲ記名ニ、記名債券ヲ無記名ニ書換ノ請求アリタルトキハ社債原簿ニ記載シ記名ニ書換ノモノニ對シテハ其債券ニ記名臺紙ヲ貼付ノ上記名ノ印章ヲ押捺シ且記名欄ニ所有者ノ名ヲ記シ證印ヲ施シ又無記名ニ書換ノモノニ對シテハ新ニ同記番號ノ代リ債券ヲ交付スヘシ

第二十六條　記名債券ノ名義書換ヲ請求スルモノアルトキハ普通讓渡ノ場合ニアリテハ當事者双方ノ連署ヲ以テ又相續、遺贈ノ場合ニアリテハ取得者ヨリ證明書ヲ添付シタル請求書ヲ差出サシメ社債原簿及ヒ債券面ノ名義書換ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十七條　債券ノ種類交換ヲ請求スルモノアルトキハ其請求書ニ債券ヲ添ヘテ差出サシメ同記番號結尾ノ番號ヲ付シタル代リ債券ヲ交付スヘシ

第二十八條　記名債券ヲ無記名ニ、無記名債券ヲ記名ニ書換ヲ爲シタル場合及代リ債券ヲ交付シタル場合ハ債券一通ニ付金貳拾錢代リ利札交付ノ場合ハ利札一枚ニ付金五錢ノ手數料ヲ徵スヘシ

記名債券ノ名義書換ニ付テハ一通ニ付金五錢ノ手數料ヲ徵スヘシ

第四章　債券及利札ノ廢棄

第二十九條　償還濟又ハ種類交換、汚染、毀損等ノ爲メ引換ヲ爲シタル債券及利札ニハ其要部ニ打拔ヲ施スヘシ

第三十條　前條ノ債券及利札ハ之ヲ取纏メ一定ノ時期ニ於テ調書ヲ作成シ取締役立會ノ上燒棄ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十一條　支店代理店又ハ取扱店ニ於テ支拂ヲ了シタル債券又ハ利札ニ付テハ其裏面ニ「支拂濟年月日」及「何々支店代理店又ハ取扱店支拂濟」ノ旨ヲ記シテ之ヲ本銀行ニ送付セシメ前二條ノ手續ヲ爲スヘシ

第二款　募債機關

同行の債券を發行せんとするや、固より其の本支店・出張所等に於て之が募集に努むる所なりと雖も、而も債券資金は主として內地に需めらるる關係上、內地に募債上の施設を行ふの必要あり。卽ち同行に於ては、明治三十八年三月東京に出張所を設け、次で之を支店に改めたること前に述べし所の如くなるが、同年拓殖債券の發行を實行せんとするに及び、定款第四條の規程に基き、八月三日日本興業銀行其の他大阪・名古屋・福井等の諸銀行と債券事務に關する代理店契約を締結し、募集・元利金支拂・債券竝に利札の引換交付等に關する事務を委囑し、以て資金蒐集に遺憾なきを期せり。今代理契約書例を掲記すれば左の如し。

代理契約書

株式會社北海道拓殖銀行（以下甲銀行ト稱ス）ハ其代理事務ノ取扱ヲ　銀行（以下乙銀行ト稱ス）ニ囑託スルニ付當事者間ニ代理約定ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條　甲銀行ハ乙銀行ヲ以テ其代理店ト定メ左ノ條項ノ事務ヲ取扱フコトヲ囑託ス

一　甲銀行ノ債券ノ募集ニ關スル事項及ヒ其募集金ノ受入

但シ債券募集ノ場合ニハ其都度豫メ甲銀行ヨリ通知スヘシ

二　甲銀行ノ債券元利金支拂ニ關スル事務

三　前記債券幷ニ利札ノ引換交付等ノ事務

第二條　乙銀行ハ甲銀行ノ代理事務ヲ左記ノ場所ニ於テ取扱フモノトス

一、

第三條　乙銀行ハ甲銀行ノ定ムル事務取扱手續ニ依リ其事務ヲ取扱フヘシ

第四條　乙銀行ハ甲銀行ト協議ノ上便宜ノ地方ニ取扱店ヲ設置シ代理事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

乙銀行ハ其取扱店ノ行爲ニ關シ甲銀行ニ對シ一切其責ニ任スヘシ

乙銀行ハ其取扱店ヲ設置シ又ハ廢止シタルトキハ直ニ之ヲ甲銀行ニ通知スヘシ

第五條　乙銀行ハ代理事務ニ屬スル各項ニ對シ一切ノ責任ヲ有スルモノトス

第六條　乙銀行ハ代理事務ニ屬スル現金ヲ甲銀行ヘ回送ヲ要スルトキハ其期日アルモノハ期日マテニ期日ナキモノハ通知ヲ受ケタル日ノ翌日マテニ之ヲ發送スヘシ若シ其期日ニ遲レタルトキハ別ニ定ムル所ノ利息ヲ支拂フモノトス

但シ已ムヲ得サル事由ノ爲此規定ニ依リ難キ場合ハ此限リニ非ス

第七條　甲銀行ハ別ニ定ムル割合ニ依リ代理事務取扱手數料ヲ乙銀行ニ支拂フヘシ代理事務取扱ニ要スル經費ハ乙銀行ノ負擔トス

但シ特別ノ費用ニシテ此規定ニ依リ難キモノハ豫メ甲銀行ヨリ其種目ヲ指定スヘシ

第八條　甲銀行ハ債券元利金ノ支拂基金ヲ乙銀行ニ回送スヘシ

前項基金不足シ回金到達ヲ待チ難キトキハ乙銀行ハ一時其本業部ヨリ立替置キ直ニ甲銀行ニ拂戻ヲ請求スヘシ其立替金ニ對シテハ立替ノ日ヨリ拂戻ヲ受ケタル日迄別ニ定ムル所ノ利息ヲ甲銀行ヨリ乙銀行ヘ支拂フヘシ

第九條　本約定ハ明治　年　月　日ヨリ明治　年　月　日マテヲ限リトス尤モ甲乙何レカ一方ノ都合ニ依

リ期限内ト雖モ一ケ月前ノ豫告ヲ以テ解約スルコトヲ得但シ解約ノ場合ニ於テ解約後尚代理店ニ屬スル殘務アルトキハ其事務結了ニ至ルマテ甲乙銀行共ニ尚ホ其責ヲ免レサルモノトス

右約定ヲ締結シタル證トシテ正書貳通ヲ製シ双方署名調印ノ上其壹通ハ甲銀行ニ其壹通ハ乙銀行ニ保存スルモノナリ

即ち右契約書に依れば、各代理店は拓殖銀行と協議の上、便宜の地に取扱店を設け、代理事務を行はしむることを得るものにして、それ等の取扱店數は之を詳かにせざれども、募集上の便益は蓋し尠少に非ざりしなり。斯くて同三十八年九月第一回拓殖債券の發行を見たるが、爾來其の回を累ぬると共に、代理店・取扱店等の募債機關網も亦之を全國的に擴張するの必要を認め、明治四十一年十月乃至十二月の間に、三十有餘の代理店を設定し、其の後に於ても必要に應じ屢〻之を設けたるを以て、大正末年には全國主要各府縣に亙り其の數五十七箇所を算するに至れり。即ち左表の如し。

契約年月日	所在地	代理店名
明治三十八年八月三日	東京市	株式會社日本興業銀行
同	大阪市	同鴻池銀行
同		同播陽銀行
同	名古屋市	同明治銀行
同		同愛知銀行
同	福井縣敦賀町	同大和田銀行
同 四十一年十月廿七日	仙臺市	同七十七銀行
同	上田市	同第十九銀行
同	山形市	同兩羽銀行
同		同
明治四十一年十月廿七日	高田市	株式會社百三十九銀行
同 年十月廿八日	新潟市	同第四銀行（新潟銀行改名）
同 年十月三十日	和歌山市	同四十三銀行
同	岐阜市	同十六銀行
同 年十月廿一日	大垣市	同大垣共立銀行
同 年十一月一日	松江市	同松江銀行
同	岡山市	同第一合同銀行（倉敷銀行合併により繼承）
同 年十一月二日	高松市	同高松百十四銀行
同 年十一月九日	佐賀市	同佐賀百六銀行

同 年十一月十日	愛知縣半田町	同中埜銀行
同	盛岡市	同盛岡銀行
同	福島市	同第百七銀行
同	岩手縣一關町	同第八十八銀行
同	長崎市	同十八銀行
同	栃木縣栃木町	同四十一銀行
同 年十一月十二日	東京市	同川崎銀行
同	埼玉縣川越町	同第八十五銀行
同	滋賀縣彦根町	同百三十三銀行
同	長岡市	同六十九銀行
同	横濱市	同第二銀行
同	甲府市	同第十銀行
同	三重縣桑名町	同桑名銀行
同	東京市	同中井銀行
同	姫路市	同三十八銀行
同	松山市	同五十二銀行
同	富山市	同十二銀行
同	大分市	同二十三銀行
同	靜岡市	同三十五銀行
同 年十一月十三日	鹿兒島市	同第百四十七銀行
同 年十一月十四日	下ノ關市	同百十銀行
同 年十一月廿四日	德島市	同阿波商業銀行
同 年十二月廿二日	宇都宮市	同宇都宮銀行
同 四十二年四月九日	岡崎市	同岡崎銀行
同 四十四年十月廿八日	横濱市	同横濱正金銀行
同 年五月十六日	大阪市	同近江銀行
同 年五月廿一日	東京市	同西脇銀行
同 大正八年八月二日	北海道壽都町	同壽都銀行
同 年八月四日	小樽市	同北海道銀行
同 年十一月六日	旭川市	同絲屋銀行
同	大阪市	同大阪野村銀行
同 九年九月廿四日	濱松市	同遠州銀行（西遠銀行改名）
同 年十月廿八日	大阪市	同三十四銀行
同	四日市市	同四日市銀行
同 十年八月廿九日	東京市	同東海銀行
同 十二年四月七日	秋田市	同秋田銀行
同 年十一月一日（追約）	東京市	同安田銀行
同 十三年二月廿二日	福岡市	同十七銀行
同	岡崎市	同額田銀行

第三款　發行の概況

北海道拓殖銀行の創業は恰も拓殖資金涸渇の時期に投じたるを以て、開業と共に資金を需むるもの陸續として絶えず、當時既に債券發行の必要なきに非ざりしが、會〻經濟界の實狀は未だ以て同行債券發行の時期に至らざる事情ありき。是を以て同行は當初資本金の拂込を增加し、之を以て貸出資源に供用せしが、明治三十八年九月に至り、前述の如く代理店の設置等諸般の準備を整へたる上、遂に第一回拓殖債券の發行を決行するに至れり。

第一回發行債券に就きては、時恰も日露戰役に際し、一般の應募必ずしも充分ならざりしも、大藏省及宮內省の援助を受け、七分利付債券八十萬圓を額面以上の價格を以て發行することを得たり。次で明治四十年八月利率六分五厘、發行價格九十六圓以上の條件を以て二百萬圓を發行し、尋いで七分乃至七分五厘の利率を以て四百萬圓の債券を發行したりき。然るに當時漸く緩慢の傾向に在りたる金融界は、明治四十三年に入り更に著しくして、金利自ら低落したるを以て、右の如き高率の債券を低利債券に借換せんと欲し、セール・フレザー商會に交渉を累ねたる末、同商會をして五分利債券五百萬圓を引受けしむると共に、明治四十四年七月更に五分利債券三百萬圓を募集し、以て高利債券の借換整理を了することを得たり。此の間據置期間の滿了せるものに就きては、抽籤に依り漸次定期償還を爲したるや論を俟たざる所なり。斯くて明治四十四年末現在に至る發行總高は一千六百六十五萬八千圓にして、其の內償還したるもの七百三十二萬五千八百四十圓、殘高九百三十三萬二千百六十圓なりき。

既にして同行に於ては資本の拂込增加と、債券の發行とに依り大いに拓殖資金の充實を圖りしが他方北海道及樺太に於ける經濟界の發展頗る顯著にして、爾後資金の需要は比年增加の一途を辿り大正八年末の如きは債券の現在高三千八百六十九萬三千百四十圓を算するに至れり。茲に於てか前に述べし如く大正九年の法律改正に依り、從來の發行限度たる拂込資本金の五倍を十倍に擴張し、爾後益〻債券發行高の累增を見、昭和元年に於ける總發行高は一億五千二百八十六萬九千八百圓に達し、同年末の現在高九千八百六十四萬九千五十圓を算せり。而して大正時代に於ける發行利率は概ね七分前後にして、大正九年十一年及十二年の初期に互りて發行したる債券は八分の高率を示したるも、大正十五年に於ては一般に金利低下の傾向を示し、發行利率も亦漸次低落することを得たり。當初以來の發行及償還の概況を表示すれば次の如し。

年次	總發行高	年末現在高	年次	總發行高	年末現在高	年次	總發行高	年末現在高
	円	円		円	円		円	円
明治三八年	八〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	大正二年	一六、八八三、七六〇	一五、五三四、六七〇	大正一〇年	八三、三三一、〇九〇	七五、七三八、九七〇
同　三九年	八〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	同　三年	二〇、〇一七、六七〇	一九、七四七、四三〇	同　一一年	八三、三三八、九七〇	八一、〇八三、一一〇
同　四〇年	三、三〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	同　四年	二〇、五五七、四三〇	一九、九四五、〇八〇	同　一二年	一〇四、六八三、一一〇	一〇一、七四八、五九〇
同　四一年	五、二三〇、〇〇〇	四、六四八、七〇〇	同　五年	二五、五六七、〇八〇	二〇、九〇二、一四〇	同　一三年	二一、〇四八、五九〇	一〇七、六四一、六八〇
同　四二年	六、六四八、七〇〇	六、五八八、〇〇〇	同　六年	二四、一六八、八四〇	二三、三五九、八四〇	同　一四年	一一五、六七一、六八〇	一〇六、四七四、一八〇
同　四三年	一一、六二四、〇〇〇	七、〇九六、〇〇〇	同　七年	二八、九五九、八四〇	二八、二九六、三九〇	昭和元年	一五二、八六九、八〇〇	九八、六四九、〇九〇
同　四四年	二一、三八二、一六〇	九、三三二、一六〇	同　八年	三九、四一六、八九〇	三八、六九三、一四〇			
大正元年	一四、六八〇、一六〇	一三、七五五、二六〇	同　九年	五九、四〇三、七四〇	五八、六九〇、〇九〇			

尙茲に一言せざるべからざるは、大藏省預金部の同行債券引受は、明治三十八年九月第一回債券八十萬圓中五十萬圓を引受けたるを以て最初と爲し、爾後四十年十二月第三回債券五十萬圓、翌四十一年九月第五回債券五十萬圓等の引受ありしが、

以上は何れも主として同行資金充實に關する政府の臨時援助の趣旨に出づるものにして、從て其の利率の如きも亦一般市場の景況と著しき相違なかりしものなり。然るに日露戰役以來郵便貯金の增加極めて顯著なるに當り、却て地方產業資金は缺乏を見るの狀態に在り、都鄙金融の不均衡の形勢を招來するに及びしかば、政府は郵便貯金の地方還元を行ひ以て地方產業資金の涸渴に備へんとするの案を樹て、遂に明治四十二年度以降郵便貯金の自然增加額の四分の一、竝に奬勵の結果に依る增加額の二分の一を下らざる範圍內に於て、每年預金部に於て勸業債券及拓殖債券を引受け、以て勸業・農工及拓殖銀行の貸出資金に充てしむるの制度を確立するに至れり。之れ所謂地方貸付資金にして、其の第一回たる明治四十二年度資金は四十三年五月第七回拓殖債券の引受に依りて供給せられ、爾來概ね年々此の種資金の供給を得たり。而して地方貸付資金は當初專ら公共團體に對する貸付に供用せしめられしが、其の後耕地整理組合・產業組合・漁業組合・畜產組合等に對しても融通を開始し、大正四年九月には更に樺太に於ける產業資金をも包含せしむるに至れり。

之より嚮、明治四十四年度よりは、小農保護の目的を以て、五百圓以下の小口貸付に對しても、右の方法に準じ低利資金供給の途を開き、更に又大正二年に於ける北海道未曾有の凶作に因り、農村の疲弊困憊其の極に達し、救濟最も切なるものあるや、政府は拓殖銀行に對し低利資金を供給し、以て之が救濟に當らしめたり。

以下拓殖債券の各回發行高及發行條件等の明細を表示すべし。

北海道拓殖債券一覽表

回數	發行時期	券面	利率	償還の方法	募集高	應募別 政府	應募別 一般	發行高
回	年月	円	分厘		円	円	円	円
一	明治三八・九	一〇、一〇〇／一、〇〇〇	七〇	明治三十八年十月より一箇年據置以後五箇年間每年二回（四、十月）に抽籤償還	八〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇
二	同　四〇・八	一〇、一〇〇／一、〇〇〇	六五	明治四十年九月より二箇年據置以後八箇年間每年二回（三、九月）に抽籤償還	三、〇〇〇、〇〇〇	—	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
三	同　一二	五〇〇、〇〇〇	七〇	明治四十一年三月全部償還	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	—	五〇〇、〇〇〇
四	同　四一・三	一〇、〇〇〇／一、〇〇〇	七〇	明治四十一年五月より二箇年據置以後六箇年間每年二回（五、十一月）に抽籤償還	一、五〇〇、〇〇〇	—	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
五	同　九	一、〇〇〇	七五	明治四十二年三月迄據置同四十二年四月以降大正七年九月迄每年二回（四、十月）に償還	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	—	五〇〇、〇〇〇
六	同　四二・五	一〇、〇〇〇／一、〇〇〇	七〇	明治四十二年五月より二箇年據置以後八箇年間每年二回（六、十二月）に抽籤償還	二、〇〇〇、〇〇〇	—	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
七	同　四三・五	一〇、〇〇〇／一、〇〇〇	五五	明治四十四年九月迄據置以後大正十三年四月迄每年二回（四、十月）に抽籤償還	九六、〇〇〇	九六、〇〇〇	—	九六、〇〇〇
八	同　六	一〇〇／五〇	五〇	明治四十三年七月より三箇年據置以後二十箇年以內每年二回に抽籤償還	五、〇〇〇、〇〇〇（外債）	—	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
九	同　四四・一	一、〇〇〇	四五	明治四十四年九月迄據置以後大正十二年四月迄每年二回（四、十月）に抽籤償還	二、三〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	—	二、三〇〇、〇〇〇
一〇	同　四	一、〇〇〇	四五	明治四十四年九月迄據置以後大正十五年迄每年二回（四、十月）に抽籤償還	七四二、〇〇〇	七四二、〇〇〇	—	七四二、〇〇〇
一一	同　七	一〇〇／五〇／一、〇〇〇	五〇	大正三年五月迄據置以後十七箇年間每年二回（六、十二月）に抽籤償還	三、〇〇〇、〇〇〇	—	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
一二	同	一、〇〇〇	四五	明治四十五年五月迄據置以後大正十五年六月迄每年二回（六、十二月）に抽籤償還	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	—	三〇〇、〇〇〇
一三	同　四五・二	一、〇〇〇	四五	大正元年九月迄據置同十月より同十六年四月迄每年二回（四、十月）に抽籤償還	九二、〇〇〇	九二、〇〇〇	—	九二、〇〇〇

一四回	明治四五年・四月	一〇〇円	四五 分厘	大正元年九月迄据置同十月より同十二年四月迄毎年二回(四、十月)に償還	六,〇〇〇円	六,〇〇〇円	—円	六,〇〇〇円
一五	同 五	一〇〇・五〇〇・一,〇〇〇	六〇	大正四年五月迄据置以後二十箇年以内毎年二回(六、十二月)に抽籤償還	三,〇〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二,七〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
一六	大正 元・一一	一〇〇・五〇〇・一,〇〇〇	六〇	大正三年十月迄据置以後二十箇年以内毎年二回(五、十一月)に抽籤償還	二,〇〇〇,〇〇〇	—	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
一七	同	一〇〇・五〇〇・一,〇〇〇	六〇	第十六回に同じ	二五〇,〇〇〇	—	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇
一八	同 二・四	一〇〇・五〇〇・一,〇〇〇	四五	大正二年九月迄据置以後十一箇年以内毎年二回(四、十月)に抽籤償還	八八,五〇〇	八八,五〇〇	—	八八,五〇〇
一九	同 五	五〇・一〇〇・五〇〇・一,〇〇〇	六〇	大正四年四月迄据置以後二十箇年以内毎年二回(五、十一月)に抽籤償還	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
二〇	同 一二	一〇〇・五〇〇・一,〇〇〇	六五	大正四年十一月迄据置以後二十箇年以内毎年二回(六、十二月)に抽籤償還	二,〇〇〇,〇〇〇	—	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
二一	同 二	一,〇〇〇	四五	大正三年十一月迄据置以後十一箇年以内毎年二回(六、十二月)に抽籤償還	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	—	二五〇,〇〇〇
二二	同 四	一,〇〇〇	四五	第二十一回に同じ	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	—	一五〇,〇〇〇
二三	同	一,〇〇〇	四五	大正三年九月迄据置以後同十九年四月迄毎年二回(四、十月)に抽籤償還	八三,〇〇〇	八三,〇〇〇	—	八三,〇〇〇
二四	同 一二	五〇・一〇〇・五〇〇・一,〇〇〇	七五	大正五年十月迄据置以後五箇年以内毎年二回(五、十一月)に抽籤償還	二,五〇〇,〇〇〇	—	二,五〇〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇
二五	同	五〇・一〇〇・五〇〇・一,〇〇〇	七五	第二十四回に同じ	一,五〇〇,〇〇〇	—	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇
二六	同 四・九	一〇〇・一,〇〇〇	七〇	二箇年間据置以後十八箇年以内毎年二回(六、十二月)に抽籤償還	七五〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇	—	七五〇,〇〇〇

二七	同	一,〇〇〇	五〇	大正五年十月迄据置同二十四年五月迄毎年二回(五、十一月)に抽籤償還	六〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	—	六〇,〇〇〇
二八	同 五・三	一,〇〇〇	五〇	大正五年十一月迄据置以後同二十四年六月迄毎年二回(六、十二月)に抽籤償還	二八〇,〇〇〇	二八〇,〇〇〇	—	二八〇,〇〇〇
二九	同 四	一,〇〇〇	四五	大正五年九月迄据置以後同十九年四月迄毎年二回(四、十月)に抽籤償還	二九三,〇〇〇	二九三,〇〇〇	—	二九三,〇〇〇
三〇	同	一,〇〇〇	五五	大正五年九月迄据置以後同十八年四月迄毎年二回(四、十月)に抽籤償還	四九,〇〇〇	四九,〇〇〇	—	四九,〇〇〇
三一	同 三	五〇・一〇〇・五〇〇・一,〇〇〇	六〇	大正七年十月迄据置以後十八箇年間毎年二回(五、十一月)に抽籤償還	四,〇〇〇,〇〇〇	—	四,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
三二	同	〃	六〇	第三十一回に同じ	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
三三	同 六・二	一〇〇・一,〇〇〇	五〇	大正六年九月迄据置以後十九箇年以内毎年二回(四、十月)に抽籤償還	五一〇,七〇〇	五一〇,七〇〇	—	五一〇,七〇〇
三四	同 一一	一,〇〇〇	六〇	大正八年十一月迄据置以後十八箇年以内毎年二回(六、十二月)に抽籤償還	一,三〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	—	一,三〇〇,〇〇〇
三五	同 一二	一,〇〇〇	四八	大正七年九月迄据置以後同二十六年十月迄毎年二回(四、十月)に抽籤償還	一,四五六,〇〇〇	一,四五六,〇〇〇	—	一,四五六,〇〇〇
三六	同 七・一一	五〇・一〇〇・五〇〇・一,〇〇〇	七〇	大正十年十一月迄据置以後十七箇年以内毎年二回(六、十二月)に抽籤償還	五,〇〇〇,〇〇〇	—	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
三七	同	五〇・一〇〇・五〇〇・一,〇〇〇	七〇	第三十六回に同じ	一,五〇〇,〇〇〇	—	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇
三八	同 一二	一,〇〇〇	四八	大正九年四月迄据置以後十八箇年以内毎年二回(五、十一月)に抽籤償還	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	—	一〇〇,〇〇〇
三九	同 八・二	一,〇〇〇	四八	第三十八回に同じ	八二〇,〇〇〇	八二〇,〇〇〇	—	八二〇,〇〇〇
四〇	同 三	一〇〇・五〇〇・一,〇〇〇	七〇	大正十一年三月迄据置以後十七箇年以内毎年二回(六、十二月)に抽籤償還	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
四一	同 四	一〇〇・五〇〇・一,〇〇〇	七〇	大正十一年四月迄据置以後十七箇年以内毎年二回(六、十二月)に抽籤償還	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

回	年 月	円	分厘		円	円	円	円
四二	大正 八・六	一,〇〇〇 五〇〇 一〇〇	七〇	大正十一年六月迄据置以後十七箇年以内毎年二回(五、十一月)に抽籤償還	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
四三	同 一一	一,〇〇〇 五〇〇 一〇〇	七〇	大正十年十一月迄据置以後八箇年以内毎年二回(五、十一月)に抽籤償還	五,〇〇〇,〇〇〇	—	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
四三乙	同	一,〇〇〇 五〇〇 一〇〇	七〇	第四十三回に同じ	三〇〇,〇〇〇	—	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
四四	同 一二	二〇	六七	大正十一年十一月迄据置以後十七箇年以内毎年二回(六、十二月)に抽籤償還	五〇〇,〇〇〇	—	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇
四五	同	一,〇〇〇 一〇〇	四八	大正十年四月迄据置以後十八箇年以内毎年二回(五、十一月)に抽籤償還	一,三〇〇,五〇〇	一,三〇〇,五〇〇	—	一,三〇〇,五〇〇
四六	同	一,〇〇〇	四八	第四十五回に同じ	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	—	二〇〇,〇〇〇
四七	同 九・四	一,〇〇〇 五〇〇 一〇〇 五〇	七五	大正十一年四月迄据置以後八箇年以内毎年二回(五、十一月)に抽籤償還	二,〇〇〇,〇〇〇	—	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
四八	同	一,〇〇〇 五〇〇 一〇〇 五〇	七五	第四十七回に同じ	二,五〇〇,〇〇〇	—	二,五〇〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇
四九	同 五	一,〇〇〇 五〇〇 一〇〇	四八	大正九年八月迄据置以後二十九箇年以内毎年二回(三、九月)に抽籤償還	四四九,六〇〇	四四九,六〇〇	—	四四九,六〇〇
五〇	同	一,〇〇〇 五〇〇	七〇	第四十九回に同じ	四六〇,〇〇〇	—	四六〇,〇〇〇	四六〇,〇〇〇
五一	同 七	一,〇〇〇 五〇〇 一〇〇 五〇	七五	大正十一年七月迄据置以後八箇年以内毎年二回(五、十一月)に抽籤償還	二,〇〇〇,〇〇〇	—	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
五二乙	同	一,〇〇〇	五二	大正十二年五月迄据置以後十七箇年以内毎年二回(五、十一月)に抽籤償還	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	—	七〇〇,〇〇〇
五二	同 九	一,〇〇〇 五〇〇 一〇〇 五〇	八〇	大正十一年九月迄据置以後八箇年以内毎年二回(四、十月)に抽籤償還	二,〇〇〇,〇〇〇	—	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇

五三	同	一,〇〇〇 五〇〇 一〇〇 五〇	八〇	第五十二回に同じ	一,四〇〇,〇〇〇	—	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇
五四	同	一,〇〇〇	八〇	大正十一年九月迄据置以後八箇年以内毎年二回(四、十月)に抽籤償還	六〇〇,〇〇〇	—	六〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇
五五	同 一一	一,〇〇〇 五〇〇 一〇〇 五〇	八〇	大正十一年十一月迄据置以後十六箇年以内毎年二回(六、十二月)に抽籤償還	五,〇〇〇,〇〇〇	—	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
五六	同	一,〇〇〇 五〇〇 一〇〇 五〇	八〇	第五十五回に同じ	六〇〇,〇〇〇	—	六〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇
五七	同 一二	一,〇〇〇	八〇	大正十三年四月迄据置以後十六箇年以内毎年二回(五、十一月)に抽籤償還	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	—	一,五〇〇,〇〇〇
五八	同	一,〇〇〇	八〇	第五十七回に同じ	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	—	一,五〇〇,〇〇〇
五九	同 一〇・二	一,〇〇〇 一〇〇 五〇	四八	大正十一年四月迄据置以後十八箇年以内毎年二回(五、十一月)に抽籤償還	一,五〇二,七〇〇	一,五〇二,七〇〇	—	一,五〇二,七〇〇
六〇	同 五	一,〇〇〇	八五	大正十三年五月迄据置以後十七箇年以内毎年二回(六、十二月)に抽籤償還	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	—	二,〇〇〇,〇〇〇
六一	同 六	一,〇〇〇	五二	大正十二年六月迄据置以後五十箇年以内毎年二回(三、九月)に抽籤償還	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	—	二五〇,〇〇〇
六二	同	一,〇〇〇	八五	大正十三年六月迄据置以後十七箇年以内毎年二回(二、八月)に抽籤償還	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	—	二,〇〇〇,〇〇〇
六三	同 八	一,〇〇〇	五二	大正十三年七月迄据置以後十七箇年以内毎年二回(三、九月)に抽籤償還	三五〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	—	三五〇,〇〇〇
六四	同 九	一,〇〇〇 五〇〇 一〇〇	七〇	大正十二年八月迄据置以後三箇年以内毎年二回(三、九月)に抽籤償還	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
六五	同 一二	一,〇〇〇 五〇〇 一〇〇 五〇 五〇	七五	大正十三年三月迄据置以後五箇年以内毎年二回(三、九月)に抽籤償還	二,〇〇〇,〇〇〇	—	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇

回	年月	円	分厘		円	円	円	円
六六	大正一〇・一二	一〇〇 五〇〇 一,〇〇〇	七五	第六十五回に同じ	四,三〇〇,〇〇〇	—	四,三〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
六七	同	一〇〇 一,〇〇〇	四八	大正十三年十月迄据置以後十七箇年以内毎年二回(五、十一月)に抽籤償還	二,一三八,三〇〇	二,一三八,三〇〇	—	二,一三八,三〇〇
六八	同 一一・四	五〇 一〇〇 五〇〇 一,〇〇〇	七五	大正十三年九月迄据置以後五箇年以内毎年二回(四、十月)に抽籤償還	二,〇〇〇,〇〇〇	—	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
六九	同	五〇 一〇〇 五〇〇 一,〇〇〇 五,〇〇〇 一〇,〇〇〇	七五	第六十八回に同じ	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
七〇	同 九	五〇 一〇〇 五〇〇 一,〇〇〇	八〇	大正十二年九月迄据置以後四箇年以内毎年二回(三、九月)に抽籤償還	三,〇〇〇,〇〇〇	—	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
七一	同	一〇〇 五〇〇 一,〇〇〇 一〇,〇〇〇	八〇	第七十回に同じ	一,五〇〇,〇〇〇	—	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇
七二	同 一二・四	一,〇〇〇	四八	大正十四年四月迄据置以後十七箇年以内毎年二回(五、十一月)に抽籤償還	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	—	一,五〇〇,〇〇〇
七三	同 三	五〇 一〇〇 五〇〇 一,〇〇〇 一〇,〇〇〇	八〇	大正十三年三月迄据置以後四箇年以内毎年二回(三、九月)に抽籤償還	五,〇〇〇,〇〇〇	—	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
七四	同	五〇 一〇〇 五〇〇 一,〇〇〇 一〇,〇〇〇	八〇	第七十三回に同じ	五,〇〇〇,〇〇〇	—	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
七五	同 四	一,〇〇〇	四八	大正十四年四月迄据置以後十七箇年以内毎年二回(五、十一月)に抽籤償還	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	—	七〇〇,〇〇〇
七六	同	一,〇〇〇	五二	大正十四年八月迄据置以後五箇年以内毎年二回(三、九月)に抽籤償還	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	—	一五〇,〇〇〇
七七	同	一,〇〇〇	五二	大正十五年二月迄据置以後十七箇年以内毎年二回(三、九月)に抽籤償還	二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	—	二五〇,〇〇〇
七八	同 七	五〇 一〇〇 五〇〇 一,〇〇〇 一〇,〇〇〇	八〇	大正十三年九月迄据置以後四箇年以内毎年二回(四、十月)に抽籤償還	五,〇〇〇,〇〇〇	—	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
七九	同	五〇 一〇〇 五〇〇 一,〇〇〇 一〇,〇〇〇	八〇	第七十八回に同じ	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
八〇	同 一〇	五〇 一〇〇 五〇〇 一,〇〇〇 一〇,〇〇〇	八〇	大正十四年一月迄据置以後四箇年以内毎年二回(二、八月)に抽籤償還	五,〇〇〇,〇〇〇	—	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
八一	同 一一	一〇〇 五〇〇 一,〇〇〇 一〇,〇〇〇	八〇	第八十回に同じ	四,〇〇〇,〇〇〇	—	四,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
八二	同 一三・三	一,〇〇〇	四八	大正十五年三月迄据置以後十七箇年以内毎年二回(四、十月)に抽籤償還	一,三〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	—	一,三〇〇,〇〇〇
八三	同 九	五〇 一〇〇 五〇〇 一,〇〇〇 一〇,〇〇〇	八〇	大正十五年十一月迄据置以後五箇年以内毎年二回(六、十二月)に抽籤償還	三,〇〇〇,〇〇〇	—	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
八四	同	五〇 一〇〇 五〇〇 一,〇〇〇 一〇,〇〇〇	八〇	第八十三回に同じ	四,〇〇〇,〇〇〇	—	四,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
八五	同 一四・四	一〇〇 五〇〇 一,〇〇〇 一〇,〇〇〇	七八	昭和二年四月迄据置以後八箇年以内毎年二回(五、十一月)に抽籤償還	五,〇〇〇,〇〇〇	—	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
八六	同	五,〇〇〇	四八	昭和三年三月迄据置以後十七箇年以内毎年二回(四、十月)に抽籤償還	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇

八七回	大正一四年・六月	五、〇〇〇円	四八分五厘	昭和三年七月迄据置以後十七箇年以内毎年二回(一、八月)に抽籤償還	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	
八八 同 一一	五、〇〇〇	四八	昭和三年十一月迄据置以後十七箇年以内毎年二回(六、十二月)に抽籤償還	六八〇、〇〇〇	六八〇、〇〇〇	六八〇、〇〇〇	—		
八九 同 一二	一、〇〇〇	七五	昭和三年十月迄据置以後十五箇年以内毎年二回(五、十一月)に抽籤償還	三四〇、〇〇〇	—	三四〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇		
九〇 同	一、〇〇〇	五二	昭和三年十一月迄据置以後七箇年以内毎年二回(六、十二月)に抽籤償還	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	—	一四〇、〇〇〇		
九一 同 一五・三	一、〇〇〇、〇〇〇	七	昭和三年二月迄据置以後八箇年以内毎年二回(三、九月)に抽籤償還	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇、〇〇〇		
九二 同	五、〇〇〇	四八	昭和四年五月迄据置以後十七箇年以内毎年二回(六、十二月)に抽籤償還	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	—		
九三 同 六	一、〇〇〇	七五	昭和三年一月迄据置以後十五箇年以内毎年二回(一、八月)に抽籤償還	二四〇、〇〇〇	—	二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇		
九四 同 七	五、〇〇〇	四八	昭和六年七月迄据置以後十五箇年以内毎年二回(一、八月)に抽籤償還	七六〇、〇〇〇	七六〇、〇〇〇	—	七六〇、〇〇〇		
九五 同 九	一、〇〇〇、五〇〇	七	昭和三年八月迄据置以後八箇年以内毎年二回(三、九月)に抽籤償還	五、〇〇〇、〇〇〇	—	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇		
九六 同	一、〇〇〇、五〇〇	七	第九十五回に同じ	一、五九〇、〇〇〇	—	一、五九〇、〇〇〇	一、五九〇、〇〇〇		
九七 昭和元・一二	五、〇〇〇	四八	昭和六年十一月迄据置以後二十箇年毎年二回(六、十二月)に抽籤償還	一、六〇五、〇〇〇	一、六〇五、〇〇〇	一、六〇五、〇〇〇	—		

第三節　拓殖金融

拓殖資金の融通方法に就きては、同銀行法及定款等に規定せる所なるが、以下少しく概括的に之を説述せんと欲す。

第一款　資金融通の方法

第一　年賦貸付及定期貸付

年賦貸付及定期貸付は同行の性質上最も主要なる金融方法なり。年賦貸付は不動産を擔保として年賦濟崩の方法に依り元利金を償還するものにして、當初償還期限は三十箇年に限られしが、之を以てしては短きに過ぐる嫌ありたるを以て、大正九年三月に至り五十箇年に延長せり。又定期貸付は五年以内に於て、定期償還の方法に依り、不動産又は漁業權を擔保として貸付くるものにして、當初は擔保物件を不動産に限りしも、明治四十三年法律改正の結果、漁業權を之に加ふることを得るに至れり。而して同行の定期貸付に就ては、日本勸業銀行及農工銀行に於けるが如き、拂込資本金及積立金總高に相當する金額を限り之を許すの制限を設けず。此の點は預り金の運用に就き、勸業・農工兩銀行の如き嚴格なる規定を設けざることと其の軌を一にするものにして、卽ち其の業務に普通銀行業務を加味したると相俟ち、拓殖銀行が勸業・農工兩銀行と幾分其の設立の趣旨を異にし、北海道及樺太の拓殖を迅速ならしむる爲め資金を融通するの使命を有するに基くものなり。

同行は又市及公共團體・耕地整理組合・各種組合・土地區劃整理組合等に對し、無抵當にて年賦及定期の貸付を行ひ、十人連帶の農工・漁業者に對し定期貸付を爲すことを得るものなり（後述參照）。

第二　抵當貸付及無抵當貸付

拓殖銀行が抵當貸付の擔保に徵することを得る抵當物は、田・畑・鹽田・山林・牧場・宅地・建物・漁業權・工場財團・漁業財團・鐵道財團及軌道財團等にして、鐵道財團及軌道財團は大正十五年三月の法律改正の結果加へられたり。次に無抵當貸付は當初北海道區町村制を施行せる區町・村及其の他法律を以て組織せる北海道の公共團體に對して行はれしが、其の後北海道に市制施行せられ、且つ樺太に於ける公共團體へ貸付を實施することとなりし結果、大正十二年三月以後は北海道の市及法律に依り組織せる北海道若は樺太の公共團體に對して行はるることとなり、以て大正末年に及べり。而して同行が無抵當貸付を爲したる公共團體は、明治三十五年三月法律第十二號に依りて組織せられたる北海道土功組合を以て最初と爲し、次で明治三十八年三月產業組合法に依りて設立せられたる無限責任の信用組合・販賣組合・購買組合及生產組合に對し五箇年以內に於て定期貸付を爲し得ることとなり、明治四十年四月には更に有限責任の組合に對しても之を擴張したるが、同四十二年四月には更に貸出範圍を擴張して、產業組合聯合會又は之に加入せざる產業組合に及ぼし、翌四十三年四月定期貸付以外に年賦貸付を認め、漁業組合をも之に加へ、同四十四年三月には更に森林組合及其の聯合會を、大正四年六月には畜產組合及其の聯合會を、大正十二年三月には住宅組合を之に加へたり。尙ほ明治四十四年三月の法律改正に際しては、別に耕地整理組合又は耕地整理共同施行者に對する連帶責任の無抵當貸付を認め、大正九年には耕地整理法改正の結果、其の聯合會に對し之を及ぼしたり。以上の外大正十五年三月の法律改正に依り、主要輸出品工業組合及土地區劃整理組合に對する無抵當貸付を認めらるることとなれり。又所謂十人以上連帶貸付は、明治三十八年二十人以上の農業者・工業者に對し、連帶責任に依る五箇年以內の定期貸付を認めたるに始まり、大正九年之を十人以內に改め、同十二年漁業者をも之に加ふるに至りしものとす。

第三　短期貸付

前に一言したる如く、北海道拓殖銀行は日本勸業銀行及農工銀行に比し、聊か其の設立の趣旨を異にし、其の業務にも普通銀行業務を加味せられしを以て、創業當初既に各種の預金を吸收すると共に短期貸付を行ひ、以て年賦・定期貸付と相俟ちて拓殖金融に資したり。而して當初認められたる短期貸付は(一)不動產抵當貸付金總高の五分の一を限度として、北海道の拓殖を目的とする株式會社の株券・債券を質とする貸付(二)北海道の農產物を擔保とする貸付の兩者なりしが、設立當初は年賦及定期の兩貸付に努むる事急なりしのみならず、元來短期資金の融通は普通銀行に俟つべきものなりしを以て、拓殖銀行の短期貸付は其の長期貸付に比し遜色あるを免れざりしなり。然るに其の後營業の發展と共に短期資金の需要增加し、預金亦累增したるを以て、明治三十八年法律を改正し、北海道の拓殖を目的とする株式會社の株券・債券を質とする貸付總額に對し從來附せられたる制限（不動產抵當貸付の五分の一）を撤廢し、更に北海道の產物の貯藏を主たる目的とせる倉庫內に貯藏せらるる產業上必要なる貨物を擔保として貸付を爲す途を開けり。次で明治四十四年に至り樺太に對する貸付を認められ、樺太の拓殖を目的とする株式會社の株券・債券を質とし及樺太の農產物を擔保として行ふ貸付を認められ、又同年より預り金を以て國庫證券又は主務大臣の認可を受けたる有價證券を擔保とする短期貸付をも之を爲し得ることとなれり。

第四　手形割引

同行は當初は手形割引業務を認められざりしが、明治三十八年法律改正の結果、之を行ひ得るに至

れり。蓋し手形割引の認められざるに於ては、短期資金は總て短期貸付に用ふるの外なきも、斯くては其の手續煩瑣なるのみならず、手形割引に比して多額の印紙稅を負擔せざるを得ざるを以て、借入者の蒙る不便大なりと謂はざるべからず。從て手形割引を認むるは借入者の利益たるのみならず又融通手續を容易ならしめ、銀行を裨益する所尠からざるを以て、明治三十八年の法律改正に當り、北海道の產物又は北海道の拓殖を目的とする株式會社の株券及債券を擔保とする手形割引を認むるに至れり。然れども之を以てしては、尙ほ手形割引の範圍狹小に過ぎたるを以て、明治四十四年三月以後預り金の運用に就き、國債證券又は主務大臣の認可を受けたる有價證券を擔保とする手形割引を認めたり。然るに其の後北海道內原產地方の發達顯著なるものありしに拘らず、有力銀行は何れも札幌・小樽・函館等の如き大集散市場にのみ集中し、其の活動未だ各地を潤すに至らざりしを以て、拓殖銀行の手形割引に對する擔保上の制限を撤廢して原產地金融の圓滑を期する爲め大正五年法律の改正行はれ、爾來確實なる擔保あるに於ては、總て手形割引の依賴に應ずることを得るに至れり。

第五　當座貸越

同行は當座預金は創業の當初より開始せるが、之と關聯する當座貸越は明治四十年に至り始めて其の取扱を開始せり。唯同行は擔保品の種類及貸出資金の使途に制限を加へらるるを以て、當座貸越の場合と雖も亦此の制限に從ふべく、卽ち第七條第一項第三號の株券・債券及第八條ノ二に依る有價證券竝に不動產を根抵當と爲すことを要するものとす。

第六　其の他の貸付方法

以上に述べし外、拓殖銀行の資金融通には爲替及荷爲替の方法に依るものあるも、此等の點に就きては便宜上前に一言せり。又同行の貸付は主に直接貸付の方法に依りて行はるる所なるも、尙ほ他に日本勸業銀行の代理店として、勸業銀行の資金を貸付くることあり。右代理契約は明治四十五年六月始めて締結し、一萬九千七百圓の代理貸付を實行したるも、其の後甚しき發展を見ず、大正四年末迄に總額二十八萬三千九百圓に達したるのみにして、昭和元年末に於ける其の殘高は僅に三千五百十五圓六十五錢に過ぎざるなり。

尙ほ拓殖銀行の資金融通中特殊なるものとして樺太貸付と稱するものあり。卽ち明治三十八年樺太の我領土に歸するや、政府は同地に金融機關を設置するに就き種々考究する所ありしも、其の經濟狀態は當時頗る渾沌として、調査を要すべき事項多かりしかば、政府は差當り同年十月拓殖銀行をして金庫事務の取扱に當らしめ、其の後同地に於ける資金需要の增加するに及び、明治四十四年三月同銀行法を改正して樺太をも其の營業區域に加ふることとせり。而して樺太は其の經濟狀態に於て聊か北海道と異る所あるを以て、同地に於ては特に大藏大臣の認可を受け、北海道拓殖銀行法の制限外の貸付業務を營むことを得せしめたり。之れ所謂樺太貸付なり。而して其の內容は(一)定款第四十四條及第四十六條に依る不動產貸付の次順位貸付（但し貸付通計は概ね鑑定價格の八割迄とす）(二)右の場合を除く不動產に對する鑑定價格の概ね八割迄の貸付(三)無抵當に依る連帶貸付(四)貸付年限は總て定期貸付の年限內たること等なりとす。右の如く樺太に於ける貸付は頗る便利なる取扱なりしを以て、借入申込を爲すもの多く、其の貸出は相當の額に達したるも、其の多くは定款所定の不動產抵當貸付の貸增、又は割引手形の整理方法として貸付たるものにして、其の弊害多きものありしかば、政府は大正十五年五月以後樺太貸付は之を禁止するに至れり。

第七　貸付利率

同行は同銀行法第二十條の規定に依り、不動産を抵當とする年賦償還貸付金の最高利率を、毎營業年度の初に當り大藏大臣の認可を經て定むべきものなり。而して右利率は開業の當初一兩年間は之を一率に定め、貸付の相手方又は金額の多少に就き考慮することなかりしが、其の後に至り種々なる差別を設け、而して大正三年以後再び之が劃一化を圖るに至れり。之を表示すれば次の如し。

（一）自明治三十三年至大正三年　北海道拓殖銀行年賦償還貸付金最高利率表

期次	營業期	貸付先	二千圓未滿	二千圓以上	五千圓未滿	五千圓以上	一萬圓未滿	一萬圓以上	三萬圓未滿	三萬圓以上	五萬圓未滿	五萬圓以上	十萬圓以上
明治三三上	一	（種別なく一率に一割二分）	類分厘	類分厘	類分厘	類分厘	類分厘	類分厘	類分厘	類分厘	類分厘	類分厘	類分厘
明治三三下	二												
同三四上	三	（同前）											
同三四下	四												
同三五上	五	（同前）											
同三五下	六												
同三六上	七								一・二〇	一・〇〇			
同三六下	八						一・二〇	一・〇〇					
同三七上	九						一・二〇	一・〇〇					
同三七下	一〇						一・二〇	一・〇〇					
同三八上	一一						一・二〇	一・〇〇					
同三八下	一二						一・二〇	一・〇〇					
同三九上	一三			一・二〇	一・一〇								
同三九下	一四			一・二〇	一・一〇								

期次	營業期	貸付先	二千圓未滿	二千圓以上	五千圓未滿	五千圓以上	一萬圓未滿	一萬圓以上	三萬圓未滿	三萬圓以上	五萬圓未滿	五萬圓以上	十萬圓以上
同四〇上	一五	個人	一・二〇	一・一〇									
同四〇下	一六	公共團體											
同四一上	一七	（種別・利率共前に同じ）											
同四一下	一八	（同前）											
同四二上	一九												
同四二下	二〇	（同前）											
同四三上	二一	個人				一・〇〇	〇・九五	〇・八五					
同四三下	二二	公共團體											
同四四上	二三	個人			一・〇〇	〇・九〇	〇・八〇	〇・七五					
同四四下	二四	公共團體											
大正元上	二五	個人			一・〇〇	〇・九五	〇・八五	〇・七五	〇・八五	〇・八〇			
大正元下	二六	公共團體											
		産業組合											
		（一率に八分五厘）											
		個人				〇・九〇	〇・八五	〇・七五					
		公共團體											
		産業組合											
		漁業組合											
		（一率に九分）											
		個人				〇・八五	〇・七五	〇・七〇					
		公共團體											
		産業組合											
		（一率に八分）											
		個人				〇・八〇	〇・七五	〇・七〇					
		公共團體											
		産業組合											
		（一率に八分五厘）											
		個人				〇・九〇	〇・八五	〇・七五					
		公共團體											
		産業組合											
		漁業組合											
		（一率に九分）											
		個人				〇・八五	〇・七五	〇・七〇					
		公共團體											
		産業組合											
		（一率に八分）											

期次	營業期	公共團體	産業組合	漁業組合	畜産組合	土地區劃整理	不動産抵當
大正三年上	二九	八分〇厘	八分三厘	八分五厘	—	—	××
大正三年下	三〇	八・三					○○八・八五
同四上	三一	八・五	八・七				××
同四下	三二	八・五	八・七				○○八・八五
同五上	三三	八・五	八・七				××
同五下	三四	八・三	八・五				○○八・八五
同六上	三五	八・三	八分五厘				××
同六下	三六	七・八	八・〇				○○八・八五
同七上	三七	七・八	八・〇				××
同七下	三八	七・八	八・〇				○○八・八五
同八上	三九	七・八	八・〇				××
同八下	四〇	七・八	八・〇				○○八・八五
同九上	四一	八分五厘	八・五				××
同九下	四二	九・五	九・三				○○八・九〇
同一〇上	四三	九・五	九・三				××
同一〇下	四四	九・五	九・三				○○八・九〇
同一一上	四五	九・五	九・三				××
同一一下	四六	九・五	九・三				○○八・九〇
同一二上	四七	九・五	九・三				××
同一二下	四八	九・五	九・三				○○八・九〇
同一三上	四九	九・五	九・三				××
同一三下	五〇	九・三	九・三				○○八・九〇
同一四上	五一	九・三	九・三				××
同一四下	五二	九・三	九・三				○○八・九〇
昭和元上	五三	八・八	九・一	九分二厘	—	—	××
昭和元下	五四	八・七					○○八・九〇

（備　考）本表所掲の公共團體貸付は明治三十七年以降之を存するも（利率は何れも九分）、本表に於ては便宜上之を省略し明治四十年以後の分を掲出せり。

（備　考）不動産抵當貸付欄中＊印は五萬圓未滿、×印は五萬圓以上なりとす。

（二）自大正三年至昭和元年北海道拓殖銀行年賦償還貸付金最高利率表

漁業組合（一率に八分五厘）						額分厘	額分厘
個人						〇・八・五	〇・八・〇
公共團體						〇・八・〇	〇・七・五
産業組合（一率に八分）							
漁業組合（一率に八分五厘）							
（種別・利率共前に同じ）							
大正二年上	大正二年下	大正二年上	大正二年下	大正二年上	大正二年下	大正二年上	大正二年下

第二款　明治時代の融通概況

北海道拓殖銀行の開業せしは、明治三十三年四月のことに屬し、當時同地方に於ては金融機關未だ備らず、從て金利高く拓殖資金の融通極めて困難なる狀勢に在りしを以て、開業と共に借入申込は陸

續殺到し、開業初期の如き僅に七十七日にして請求口數四百九十六口、其の金額百二十七萬五千二百七十八圓餘に達するの盛況を呈したり。依て同行は下半期に入りて資本金の拂込を行ひ、以て貸付資金に供せしが、同期中北清事變あるに及び海産物の輸出頓挫し、且農産物價格の暴落ありし等の事情に依り、事業沈衰、經濟不振の狀に陷り、加之中央市場金融逼迫の影響を受け、資金の回收意の如くならず、借入の請求は愈〻增加し、同年中の貸出高は口數百三、金額七十一萬餘圓の巨額に達したり。爾來經濟界は引續き不況の間にあり、事業不振を極むると共に、農産物・海産物の價格亦著しく低落して、民間大なる困危に遭逢せしが、同行に對する資金融通の要求は經濟界の不況と共に益〻增加の勢を示したり。而して一面同行に賦與せられたる債券發行に依る資金の蒐集は、經濟界の實況尚之を許さざるものあり、旁〻同行は數次に亙りて資本金の拂込を實行して貸出資源に供し、可及的借入請求に應ずるの方針に出でたるを以て、明治三十六年に至りては一年總貸出高四百七十八萬八千餘圓の巨額を算し、同年末殘高二百六十萬七千餘圓を算せり。今創業以降の貸付狀況を表示すれば左の如くにして、各年新規貸付高の增加特に著しきを知るべく、而も三十六年に在りては年末殘高の增加之に及ばざる事實は、同年に於て特に短期貸付の增加著しきものありたるものと云ふべし。

年次	一年總貸付高	年末現在高	新規貸付高
明治三十三年	七一〇、七五七円	七〇〇、二〇九円	七一〇、七五七円
同　三十四年	一、六九八、四五〇	一、四五五、二一三	九九八、二四一
同　三十五年	二、九一八、九一八	二、〇六四、一二八	一、四六三、七〇五
同　三十六年	四、七八八、三五二	二、六〇七、四一一	二、七二四、二二四

次に日露戰時及戰後に於ける貸付の景況を見るに、同行開業以來引續きたる連年の不況も明治三十六年下半期より漸次挽回の兆を顯はせしが、翌三十七年二月日露戰爭端を開くに至り、內地經濟界は著しき打擊を受け、北海道亦其の影響最も大なるものありしと雖も、軍需品需要の增加と、重要產物價格の騰貴とにより、相補ひて尚餘りあるの觀を呈し、次で三十八年に入りて前年後期水害ありたると、鰊不漁の結果として、多少一般に沈衰の傾ありしが、而も拓殖事業の進捗、經濟的實力の涵養に依りて能く其の困難に堪へ、尋で三十九年下半期以來內地企業熱の勃興に連れ、各種の事業亦湧然として興り、同道の經濟界は戰役に因る打擊を深く蒙るに至らずして、事業勃興の好況時代を迎ふるを得たり。而して此の間同行に對する資金借入の請求は愈〻增加の勢に在り、明治三十七年上半期の如きも不動產抵當貸付の借入申込のみにて口數五百三十八口、金額六十萬五千餘圓に達し、其の後經濟界稍〻不振の時に於ても著しき變化を見るに至らざりしが、三十九年下半期に至つては其の請求額正に例年に二倍するの盛況を呈したり。同行は此の趨勢に鑑み、一面に資本金の拂込を徵し、三十八年下半期には拓殖債券の發行を爲す等貸出資金の充實を計ると共に、他面支店・出張所の開設を行ふ所ありしが、此の外又同年には業務範圍の擴張あり、且一般經濟界の警戒時代に於ても、同行は其の拓殖上の重大使命に鑑み、愼重の態度を以て極力資金借入の請求に應ぜしかば、勢ひ貸出高は顯著なる增加を示し、卽ち一年總貸出高に於ては明治三十六年中の四百七十餘萬圓に對し、同三十九年に至りては一千五百五十萬餘圓にして三・二倍餘に當り、年末殘高に於ては二百六十萬餘圓より六百六十八萬餘圓となりて二・三倍の激增となれり。而して玆に一言すべきは當時借入申込の一口金額の漸次減少せること之にして、三十九年下半期に至りては、五百圓以下のものはそれ以上のものと口數相半ばし、從

て右の如き貸付金額の増加に對し口數の増加は一層大となり、甚しく事務の繁雜を來せり。されど小口申込の増加は畢竟獨立小農業者の資金需要を意味し、之に向つて資金を供給するは、右小農業者の經濟力を増す所以にして、拓殖上眞に肝要の事に屬するを以て、同行は事務の煩を厭はず極力此等の申込に應ずるの方針を以て進みたり。今明治三十七年乃至同三十九年の貸付狀況を同三十六年に對比表示すれば左表の如くにして、一年總貸付高及年末現在高共に前述の如き激増を示せるのみならず、累年新規貸付高に於ても亦急激なる増加ありしを見るべし。

年次	一年總貸付高	年末現在高	新規貸付高
明治三十六年	四、七八八、三五二円	二、六〇七、四一一円	二、七二四、二二四円
同　三十七年	五、七五〇、二二四	三、三三〇、三〇〇	三、一四二、八一三
同　三十八年	九、一六六、九四二	五、〇八八、五八一	五、八三六、六四二
同　三十九年	一五、五〇二、四六五	六、六八七、九一一	一〇、四一三、八八四

更に日露戰後に於ける貸付の景況を見るに、明治四十年に入るや前年來の企業勃興は漸く反動の兆を示し、殊に同年十月米國の財界不況の影響を蒙りて我が國内一般に不振の極に陷り、其の狀況は爾來久しく回復するを得ず、四十四年に至りて稍〻回復の曙光を見しと雖も、尚不振の域を脱する能はざりき。北海道に在りては多少内地と其の趣を異にする所ありしも、勿論内地不況の影響を免るる能はざるのみならず、其の間特殊事情に基く不況も加はり、旁〻一般に不振の裡に終りたり。從て同行貸付に於ては一般商況の繁閑と其の消長を共にすべき短期貸付は不振の狀を呈し、之に反して不動産抵當貸付に於ては、却て著しき發展を示すこととなれり。即ち明治四十年に於ても、前年に引續き借入の請求は愈〻増加し、下半期一般經濟界の不況に拘らず、土地に對する資本の投下益〻盛にして、同行に對する資金の需要も從て愈〻増加せり。依て同行は同年一月中前年十月の決議による増加資本金二百萬圓中五十萬圓の第一回拂込を行ひたる外、同年下半期中總額二百五十萬圓の債券を發行して以て貸出資源を充實し、經濟界の實狀に鑑み、十分愼重の態度を持しつつも、極力資金の需要に應ずるの方針を採りたる結果、同年中の貸出は未曾有の好況を呈せり。只農産物賣行の不良、運輸交通機關の支障、火災保險料率の引上、一般經濟界の不況等各種の原因錯綜し、遂に年末に至りて金融の疏通を缺き、同行も亦一時貸付を手控ふるの已むなきに至れり。然れども同年中の新規貸付高のみにても二千二百七十三萬餘圓を算し、前年に比すれば二倍を超え、年末現在高に於ては三百三十萬餘圓の増加を見たり。翌四十一年に入りても不動産抵當の資金需要は依然として激増し、殆んど底止する所を知らざるの情勢を示し、同行亦總額二百萬圓の債券を發行して資金の要求に應じたる結果、新規貸付高二千三百三萬餘圓を算し、年末殘高に於ては、百九萬餘圓の増加を見たり。されど商況は一般に沈衰し、農産物も亦蟲害霜害に因りて損害を蒙ること甚しかりしを以て、同行の短期貸付に關する業務は一般に不振に終りしが、之に反し不動産抵當貸付に於ては需要の激増に遇ひ、大口貸付を制限するの已むを得ざる實狀を呈したり。而して經濟界の景況既に此の如くなりしを以て、貸付金の回收狀況は從來嘗て見ざる不良の狀態にありき。

翌四十二年に入りても商況は愈〻沈衰し、農産物亦豫期の收穫を擧ぐるを得ず、爲に全道大いに困憊に陷りしが、不動産抵當の資金需要は著しき増加を來したるを以て、同行は同年五月二百萬圓の債券を發行して鋭意貸出に努め、殊に燕麥の出廻期に際しては、差向陸軍の買上を得ざる分に對し特に低

利の融通を爲す等、拓殖事業の進捗に就き努むる所ありたり。而も四十年以來財界不況の影響により、同行の短期貸付に關する業務は自然繁榮を妨げられ、且貸付金の償還も亦思はしからずして、延滯額は年々增加の傾向あるを免れざりき。斯くて同年中總貸付高二千九百六十七萬餘圓、內新規貸付高一千八百五十七萬餘圓にして、前年に比し後者は四百四十五萬餘圓を減じたるも、同年末現在高は一千三百二十三萬餘圓にして、前年末に比し二百十四萬餘圓を增加し、前年末に於ける增加額に比すれば百四萬餘圓を增加せり。翌四十三年に入りても數年來不況の餘を承け、全道一般に生氣なく、唯前半期鰊漁稍〻良好なるものありしと雖も、以て大勢を動かすに足らず、農業界亦困憊特に其の極に達したるの觀あり、從て新規借入の請求は著しく減少し、年賦金の延滯亦嘗て見ざるの巨額に達したり。然りと雖も同行は內地金融の緩慢なるに鑑み、舊來の高利債券を低利に借換へ、以て長期貸付の利率を低下し、且同銀行法の改正によりて擴張せられたる業務の發展に努めし結果、同年中の新規貸付高は一千九百七萬餘圓に達して、前年に比し幾分の增加を示し、年末殘高亦百四十八萬餘圓を增加したり。尙大藏省預金部は都鄙金融の疏通を圖り、地方產業資金の充實を目的として、明治四十二年度以降每年郵便貯金の增加額の一部を以て勸業債券及拓殖債券を引受け、以て低利貸付の資に供せしむることとなりしが、本年五月に至り拓殖銀行は明治四十二年度分資金として九萬六千圓の融通を得たり。

明治四十四年に於ては北海道の經濟界一般に平靜閑散の觀あり、唯九月下旬中央市場の金利引上に伴ひ、幾分警戒の狀を見たるに過ぎず。而して拓殖銀行の貸付業務は、天候の不良に依て農產物の不作、海產物の不漁に加ふるに下半期末の南清擾亂の影響等により、短期貸付に關するもの一般に不振なりしが、前年來貸付利率を低減し、鑑定員の增加其の他の方法を講じて資金供給の迅速を期し、銳意需要に應ずる方針をとりたる結果、經濟界は活氣なきに拘らず、貸付業務は概して繁忙を告げたり。されど新規貸付高は一千七百五十九萬餘圓にして、前年に比すれば百四十七萬餘圓を減じ、年末現在高は一千五百九十二萬餘圓にして、前年末に比し百二十萬餘圓を增加せるに過ぎざるなり。之蓋し同年中短期貸付の不振に困る所にして、卽ち年賦貸付に於て前年の一·八倍餘に當るに拘らず、新規總貸付高の減少を見、又貸付利率の低下に伴ひ、舊高利借入金の借換を望むもの極めて多數に上りたる關係上、年末現在高の增加は比較的僅少に止まりたるものとす。更に又他方に於ては從來貸付金中に加算せられたる割引手形は、同年下半期以降貸付金と分離し、獨立の勘定科目を以て整理せらるることとなり、從て貸付金としての成績に影響を及ぼしたるものにして、今假に下半期中の割引手形額を貸付金に加算する時は、新規貸付高は一千八百八十九萬餘圓となり前年と略同額に達し、年末現在高は一·千百九十九萬餘圓にして、前年末に比し二百四十七萬餘圓の增加に當るものなり。而して同年農產物の收穫は旣述の如く不良なりしと雖も、其の價格は高調を保ち、幾分收入減を補ふことを得たるを以て、不動產貸付金の回收も特に不良と言ふ程に非ざりき。又大藏省預金部融通の地方貸付資金は、四十三年度資金として一月及四月に合計七十六萬二千圓を融通せられたるのみならず、新たに小產業者に對する低利貸付の資金に供する爲め、預金部より特別小口貸付資金の融通を受くることとなり、同年七月四十四年度分資金三十萬圓の融通を得、其の貸付に當りたり。尙一言すべきは同銀行營業の地域的範圍の擴張にして、同年三月同銀行法中改正により、樺太に於ても一般銀行業務を爲すこととなり、八月一日より該地開發の爲め資金の貸付を行ふに至れり。同年中の貸付高は僅に

二千六百圓に過ぎざりしが、右は將來該地拓殖上の利便を增進すると同時に、同行業務發展の素地を爲せるものとす。今此の期間に於ける貸付金の狀況を示せば左の如し。

年次	一年總貸付高	年末現在高	新規貸付高
明治三十九年	一五、五〇二、四六五円	六、六八七、九一一円	一〇、四一三、八八四円
同　四十年	二九、四一九、二六一	九、九九六、三三四	二二、七三一、三五〇
同　四十一年	三三、〇三一、三七三	一一、〇九五、一五五	二三、〇三五、〇三九
同　四十二年	二九、六七四、六九六	一三、二三八、九九五	一八、五七九、五四一
同　四十三年	三二、三一六、九二七	一四、七二〇、三七一	一九、〇七七、九三二
同　四十四年	三二、三二〇、〇四九	一五、九二七、二六〇	一七、五九九、六七八

次に割引手形に就て見るに、同行の手形割引は明治三十八年三月同銀行法改正の結果、新たに追加許容せられ、爾來其の取扱を爲し來りしと雖も、明治四十四年上半期迄の實績は、前に一言せし如く短期貸付金に合算計上せられたるを以て、茲に其の狀況を詳に爲し得ざるなり。然るに明治四十四年三月同銀行法中改正の結果、第八條ノ二の規定に依り、預り金を以て國債證券又は大藏大臣の認可を受けたる有價證券を擔保とする手形割引を許容せられ、且つ同時に第十條に基きて主務大臣の認可を受け、樺太に於て一般普通銀行業務を營み得ることとなり、勢ひ手形割引をも亦之を行ふこととなりしを以て、爾後同行の手形割引業務は同銀行法第七條に依るもの、同第八條ノ二に依るもの及同第十條に依るものの三種に區別せらるるに至りしが、而も明治時代に於ては、其の期間僅少にして未だ實績の特に擧ぐべきものなし。

更に荷爲替手形は既述の如く同銀行開業初年以來其の取扱を爲せしが、法規の定むる所に依り北海道の產物を擔保とするものに限られたり。而して其の實績は當初不振にして、明治三十七年に至るも、一年總貸出高五十萬圓に達せず、年末殘高五萬五千餘圓に過ぎざりしが、此の如きは拓殖事業の圓滑なる進展を期する所以に非ざるを以て、明治三十八年三月に至り、同銀行法中を改正して上記の制限を撤去し、單に第七條第一項第三號・第四號・第六號及第二項所定の事業に使用すべき金額に關する制限のみを存することとせり。斯くて同年中支店・出張所の設置せらるるもの多く、該業務は爾後顯著なる發展を遂げ、同年中の總貸出高既に二百萬圓に達し、翌三十九年には四百萬圓を超ゆるに至れり。唯明治四十年一般經濟界の不況に伴ふ商取引の萎微、農產の不作、漁業の不振等諸種の原因によりて、該業務も亦其の後の發展著しからず、一年總貸出高六百萬圓前後にて、一進一退の儘明治年間を終りたるものとす。

第三款　大正時代の融通概況

大正時代に於ける資金融通の景況が、世界戰時及其の前後に於て著しき變化を見たるは爭ふべからざる所なり。元來北海道の經濟界は內地に比して幾分其の趣を異にし、內地經濟界の不況時代に於ても、必ずしも常に其の影響を蒙らざることあり、或は全然右と反對の結果を生じたることもありしが、而も拓殖銀行が明治時代を通じ概ね堅實なる發達を遂げしは論を俟たざる所にして、此の如き傾向は大正時代に入るも甚しき變化を見ることなかりき。

先づ大正元年乃至三年の景況を見るに、中央金融市場の一般に警戒・引締の傾向にありしに拘らず北海道に於ける拓殖の機運は之が爲に停止せらるることなく、資金の需要は漸次增加し、拓殖銀行亦

敢て從來の方針を變ぜず、洽く敏活に其の需要に應ずることに努め、卽ち大正元年の新規貸付高一千五十二萬餘圓に對し、同二年は一千百四十一萬餘圓となり、依然增加の氣勢を保てり。尤も大正二年は同地方一帶に未曾有の凶歉を見、從て同年及翌三年に亙り、營業成績の必ずしも良好ならざりしは已むを得ざる所なり。此の間同行に於ては特別救濟資金・種籾及肥料購入資金等の放出に努めたるが、大正三年には概ね之が回收を行ふことを得たる等、農村經濟力の復興は極めて迅速に行はれたりき。大正三年下半期より大正七年下半期に至る四年間は、世界大戰時代にして、此の間本邦經濟界は一般に極めて顯著なる發展を遂げたるが、唯戰亂の初期に於ては、一時外國貿易の杜絕其の他の惡影響を蒙り、一般に經濟界は沈滯の狀態となれり。北海道に於ても亦同樣にして、殊に大正四年は戰亂の影響に加ふるに鰊漁業の不漁、米價の下落等の爲め一般財界を通じて不振の域を脫する能はず、從て資金の需要著しく減退し、卽ち同年の新規貸付高は一千七十九萬餘圓にして、前年に比し六十餘萬圓の減少を示せり。尤も下半期に於ては漸く輸出雜穀類の活躍に續くに地米出廻好況を呈し、市況漸次轉換の兆を示すに至りしを以て、拓殖銀行は大いに貸付金の整理に努むると共に、他方回收資金の運用に注意し、以て他日に於ける資金の需要に應ずるの計を爲したるが、輸出の增加に伴ひ產物擔保貸付及荷爲替取引高の增進を見たり。斯くて大正五年に入るも農產物の價格は益〻騰貴の傾向を辿り、他方輸出貿易の殷賑と共に農村の經濟力は頓に增加し、大正二年の凶作の瘡痍癒えたるのみならず、更に進みて舊債の整理償還を行ひ、或は新規に土地を購入し、或は蓄積利殖する等、農村經濟の狀況は一變して玆に眞摯なる狀態を呈するに至れり。事情此の如くなりしを以て、拓殖銀行の不動產貸付は多大の影響を蒙り、年賦・定期貸付の口數・金額共に減少を來し、貸出殘高に於ても亦多額の減少を見たり。然りと雖も此の如き現象は永續すべきものにあらず、軈て一般土地企業の振興を誘致すべきは必然の事理なるを以て、同行に於ては努めて資金の充實を圖り、以て徐々に之に備へ、萬違算なきを期したるが、果然大正六・七年に亙りて大いに土地資金の需要を喚起し、大正八年の最高潮時代を招來するに至れり。蓋し農產物價格の奔騰は、期せずして農民の經濟に餘裕を與へたるを以て、一面に於て貸付金の償還を增加せしめたるが、他方に於ては地價の昂騰と共に自ら土地企業熱の勃興を招來し、土地の改良進步亦之に伴ひ、不動產の擔保力增進して、一般に土地資金の需要を喚起せり。此の時に當り拓殖銀行に於ては貸付利率を低下し、且つ其の手續を改善したるを以て、益〻新規貸付の增加を齎らし、卽ち大正五年に於ける一千四百八十七萬餘圓に對し、大正六年に於ては既に二千六百九十三萬餘圓を算し、翌大正七年に於ては實に七千百五十萬餘圓に達せり。而して大正七年の如き、財界は時局の將來に對し不安の念を抱き、一般に警戒を怠らず、殊に北海道に於ては農產物の不良及海產物の不振は尠からず人氣を軟弱ならしめしが、金融界は從來に比し一層繁忙を來し、取引の膨脹を示したるものにして、拓殖銀行は此の間內外情勢の推移に注意すると共に拓殖債券六百五十萬圓を發行し、特に其の主力を不動產金融に傾注することとなし、其の新規貸付高のみにして既に千七百二十七萬餘圓を算せり。試に大正元年以降同七年に至る貸付の景況を見るに左の如し。

年次	一年總貸付高	年末現在高	新規貸付高
大正元年	二六、四五三、〇二八円	一八、〇五五、六九一円	一〇、五二五、七六八円
同　二年	二九、一七七、一二九	二一、九三四、七五四	一一、一二一、四三八

年次	上半期 総割引高	上半期 期末殘高	下半期 總割引高	下半期 期末殘高	一年總割引高
	円	円			円
明治四四年	四、九七〇、三五八	八九二、六三二	一、二九九、一七一	一、二七二、六四八	一、二九九、一七一
大正元年	四、七八五、〇八九	七五二、五一八	六、三〇五、五七六	一、六六五、二三六	一〇、三八三、三〇二
同二年	七、三八五、三〇九	一、〇七二、四一八	六、三四四、四四七	二、〇四三、三八一	一〇、一二五、〇七一
同三年	八、五七〇、七二五	一、七五九、七〇二	一〇、三七八、七一五	一、五一〇、〇四七	一二、六五七、三三八
同四年	一一、四八〇、三一三	三、二〇四、九九〇	三四、〇一三、二四七	二、三二七、一三三	一七、一八九、七三八
同五年	四五、五四二、八一二	九、七五四、〇六〇	六〇、〇三九、一九八	八、七九七、七八一	四二、二八八、五七〇
同六年	七四、七三七、九九〇	一四、一三二、四一五	八九、五四七、七一四	一二、四五九、八四二	九五、八二七、九五〇
同七年				一五、二五〇、三六六	一五〇、一五三、二八九

（備　考）總割引高には繰越高を含む。

更に當座貸越に就ては、明治時代に於ては殆ど見るべきものなく、明治四十四年の貸越合計僅に二

年次	本店	道内各支店出張所	東京支店	樺太各支店	合計
	円	円	円	円	円
大正三年					二四、八八八、二九五
同四年					二四、八三〇、八七二
同五年					二三、三九七、六一八
同六年					二四、八九四、〇五一
同七年					三七、八一九、四二五
明治四〇年	一七、九六〇				一七、九六〇
同四一年	二九、八〇一	一一七、五四五			一四七、三四六
同四二年	三三、五三五	一四一、九九五			一七五、五三〇
同四三年	七〇、五七二	一三〇、一一五	七、八一三		二〇八、五〇〇
同四四年	一〇八、五四〇	一六二、七四六	八、〇八四		二七九、三七〇
大正元年	一二一、八六三	二〇五、五〇二	三、七二〇		三三一、〇八五
同二年	一二九、五七九	三〇四、一九九	六、五七一	二〇、〇〇〇	四六〇、三四九
同三年	一二一、七一〇	三五二、七五七	五、〇一三	二六、二七四	五〇五、七五四
同四年	一〇八、〇六五	三八七、七三六		二八、六八九	五二四、四九〇
同五年	一一五、〇二三	四三六、九八一	二、五三二	一六、九三一	五七一、四六七
同六年	一六四、八五八	六〇九、一〇二		一一、三八三	七八五、三四三
同七年	四四五、〇六四	五、二四一、一二一	七〇八	四四、九八六	五、七三一、八七九

十七萬餘圓に過ぎざりしが、大正元年以後次第に増加し、大正六年に於て七十八萬五千餘圓となり、翌大正七年には一躍五百七十三萬餘圓を示すに至れり。今當座貸越開始以來の各年末現在高を示せば左の如し。

之を要するに拓殖銀行の融通資金が一般に世界大戰時に於て急激なる膨脹を遂げしは爭ふ可からざる所なり。而して從來同行の固有業務たる年賦貸付又は定期償還貸付の進展に比し、其の普通銀行業務の發達必ずしも之に伴はざりしは已むを得ざる所なりと雖も、之又時局の影響を蒙り、漸次發展の機運に向ひたるものとす。

轉じて世界大戰休戰後卽ち大正八年以後に於ける景況を一瞥せんに、大正七年休戰條約の成立するや、經濟界は俄然沈靜の傾向を生じ、所謂戰時的事業は各方面に於て警戒せらるるに至りしも、北海道及樺太の雜穀・澱粉・昆布・鹽魚及魚粕類等に在りては、氣配直に回復して前途を樂觀せしめたり。唯大正八年前半に於ては物價漸次低落し、市場の不況極度に達せしも、其の後米價の昂騰に伴ひて諸物價は著しく騰貴し、市場月を逐うて活況を呈し、生産者の收入却て增加を見るに至れり。而して金融市場に於ては海産・肥料の商況活潑なると、各種事業の勃興とに因りて資金を要すること尠からず、加之公債・社債の募集數次行はれたるを以て、大勢既に傾きたるに拘らず、中央市場に於ては二回に亙り日本銀行の利下を見るの有樣にして、年末に近づくと共に市況逼迫を加へ、金融業者は一般に警戒を嚴にし、金利は七厘乃至八厘の昂騰を見たり。此の間拓殖銀行に於ては愈〻營業資金を充實するの必要を認め、前後九回に亙り總額千百十二萬五百圓の債券を新規に發行し、又別に四月新株式第二回百二十五萬圓の拂込を決行し、以て將來に對する債券發行餘力の增進を圖れり。而して同行の年賦及定期貸付は、農産價格の昂騰に伴ひ開墾・造田・賣買等に對する投資を誘發し、同年の新規貸付高は實に一億一千七百四十八萬圓に達して、創業以來の最高記錄を示したるのみならず、年末現在高に於ても亦四千九百十二萬餘圓を算するに至れり。而も翌大正九年に於ては財界反動の氣勢愈〻顯著にして遂に恐慌狀態に陷ることとなりしが、北海道及樺太も亦此の大勢に制せられ、各種生産物價格の暴落事業の不振、取引の減少等を見たるのみならず、夏季に於ける霖雨の被害又甚しく、一般の困憊謂ふべからざるに至れり。拓殖銀行に於ては三月末拂込株式に對し百二十五萬圓の拂込を徵すると共に前後十三回に亙り總額二千七十九萬九千六百圓の債券を發行し、內三回三百七十萬圓は大藏省預金部の引受を受け、以て救急資金の融通に努めたるが、同行の貸付業務は概して恐慌の影響を蒙ること尠く、新規貸付高期末現在高共著しき減少を見ることなく、又償還金に在りても比較的順調なる回收狀況を示せり。

爾後大正末年に至る迄、中央財界の回復必ずしも順調ならず、北海道及樺太に於ても亦固より同樣の狀態に在り、而して大正十年に於ては所謂中間景氣の現出するに及び、一般經濟界の窮狀稍〻緩和せられたるも、農業界は兩三年來不作の結果農村の困憊其の極に達したるを以て、拓殖銀行に於ては同年中之に對する貸付を進むると共に、他方政府の保護を得て、當時益〻旺盛に向ひつつありし水田造成其の他の土地改良事業に對し極力援助を與へたる結果、年賦及定期貸付は著しく增加せり。翌大正十一年に於ても大勢には何等變化なく、貸付業務亦著しき進展を見ざりしが、回收の例年に比し困難なりし爲め、年末現在高に於て幾分の增加を見たりき。既にして大正十二年下半期に至るや、關東地方大震災の爲め、東京及横濱の金融機關は一時其の機能を發揮する能はず、全國的に金融梗塞の現象を呈したるが、政府は此の間に處して財界の混亂動搖を防止するの策を採ると共に、一方應急資金の潤澤を圖りたるを以て、金融市場は支拂猶豫令の撤廢と共に、漸次常態に復歸することを得たり。北海道に於ても震災直後は東京との交通杜絶に依り一時金融の途絶ゆるに至りしかば、拓殖銀行に於ては投機的資金に對し極力其の警戒を嚴にすると共に、不急の資金に對しても其の供給を制限し、一般に緊縮を勵行せざるべからざるに至りしも、産業上の急需資金に對しては自給自足努めて其の融通を圖れり。されば同年に於ける年賦・定期兩貸付は三千二百九十六萬餘圓に及び、此等の資金は主として水田造成・土地改良資金竝に舊債償還等の整理資金に充用せられたるものにして、其の年末現

在高は一億圓を突破せり。斯くて大正十三・十四・十五年の如きも概ね同樣の傾向に在り、而も年賦定期兩貸付は比年增加するのみにして、左表に示すが如く昭和元年末の如き一億二千餘萬圓に達したるが、他方普通銀行業務に於ける短期貸付も亦世界大戰後急激なる增加を來し、大正八年以降に於ける總貸付金は實に次の如き概況を示せり。

年次	一年總貸付高	年末現在高	新規貸付高
大正八年	一五五、三〇六、三九〇円	四九、七一二、八八一円	一一七、四八六、九六五円
同九年	一四九、〇三六、九五五	六五、二七三、九三六	九九、三二四、〇七四
同一〇年	一五一、八四九、一〇八	八二、二九二、六〇五	八六、五七五、一七二
同一一年	一七七、九四六、三〇一	九六、五三四、九六〇	九五、六五三、六九六
同一二年	二一二、七四七、六四五	一一一、五一四、六一一	一一六、二一二、六八五
同一三年	二三三、四六二、五一八	一一六、一八七、二一六	一二一、九四七、九〇七
同一四年	二三七、八五八、五二〇	一二二、三三八、六九四	一二一、六七一、三〇四
昭和元年	二六八、二二二、二八二	一二六、七一七、九五六	一四五、八八三、五八八

次に當座貸越に就て見るに、大正七年の五百七十三萬圓の後を承けて同八年に於ても其の額五百二十八萬八千餘圓に上り、引續き金融繁忙の狀を如實に物語るものありしが、翌大正九年以後に於ては急激に減少し、二百萬圓乃至三百萬圓となりたり。之れ蓋し普通銀行業務が第二次的地位に在る拓殖銀行として當然の歸結なりと雖も、他方に在りては手形割引は累年增加の傾向を示し、大正八年の總割引高一億九千五百六十八萬餘圓となり、昭和元年末には更に三億八百八十八萬餘圓を算したるものにして、卽ち同行が普通銀行として、短期資金の供給に對し漸次進出したることを知るべきなり。尙ほ荷爲替手形に關しては既に述べし所の如く、明治大正年間を通じ比年遞增の傾向に在り、就中、世界大戰の勃發後、本邦貿易異常の活況を呈するに及び俄然貸付高の膨脹を來し、大正八年の如き年末現在高四百六十七萬餘圓に達せしが、此の如きは固より時局の影響に因る一時的の現象にして翌大正九年末に於ては百八十六萬餘圓に激減し、爾後大正末年に至る迄每年約三百萬圓を上下したり。荷爲替に就ては既に第一節中に表示する所ありしを以て、茲には大正八年以降に於ける當座貸越及割引手形に關する參考表を揭示すべし。

（一）當座貸越高

年次	本店	道內各支店・出張所	東京支店	樺太各支店	合計
大正八年	四〇五、二三四円	四、七一四、九六二円	九、〇九七円	一五九、四六七円	五、二八八、七六〇円
同九年	三一四、〇〇〇	二、二〇四、七六五	一三、〇三一	一九九、二八五	二、七三一、〇八一
同一〇年	三〇九、三七八	二、〇四六、〇六八	一二、三八八	一九九、九七七	二、五六七、八一一
同一一年	四二六、八五七	二、八四七、一五〇	一五、四八九	二九二、六三〇	三、五八二、一二六
同一二年	三六一、九三〇	二、二九五、四〇六	二一、二八五	二七〇、〇七七	二、九四八、六九八
同一三年	四六五、二九二	二、二六八、三七四	一七、〇一八	三〇四、七六八	三、〇五五、四五二
同一四年	三九七、〇四三	二、一四八、六八三	二七、七四〇	二一七、一四三	二、七九〇、六〇九
昭和元年	四四〇、二二八	一、九九一、五七五	三七、六八五	一八九、〇一三	二、六五八、五〇一

（二）手形割引高

年次	上半期 總割引高	上半期 期末殘高	下半期 總割引高	下半期 期末殘高	一年總割引高
大正八年	九三、四〇八、一四五円	一八、八五七、九一〇円	一二一、一三九、三二四円	二一、九五〇、〇三三円	一九五、六八九、五五九円

大正九年	一二八、三六四、八三二円	二〇、一八三、六一八円	一三一、一五九、一四〇円	二三、八一三、一八七円	二三九、三四〇、三五四円
同一〇年	一一七、五八七、五一二	二六、一八三、七〇一	一三五、六四三、一七六	二六、四六八、八九〇	二二七、〇四六、九八七
同一一年	一四四、五六六、九八七	三一、五九六、六二九	一六〇、九八九、三七二	二九、七八九、九五三	二七三、九五九、七三〇
同一二年	一四五、五〇九、八九七	三〇、六二二、六三九	一六三、二八六、三〇五	三二、四二〇、八七一	二七八、一七三、五六三
同一三年	一五七、九二八、四二八	三五、七七五、七一五	一九四、一九三、一二〇	三九、五四四、八四二	三一六、三四五、八三〇
同一四年	一七八、六二九、二〇一	三九、〇六〇、三二四	一九五、五〇一、五八五	三九、九八一、九七七	三三五、〇七〇、四六二
昭和元年	一七三、一〇九、六一〇	三七、五三四、九九〇	一七三、三一五、〇九七	三九、五六一、一五五	三〇八、八八九、七一七

第三節附表

北海道拓殖銀行貸付金種類別表

(イ) 總貸付高

期次		年賦償還貸付	定期償還貸付	株券債券擔保貸付	産物擔保貸付	産業組合及連帯貸付	當座預金貸越	特別擔保貸出	特別擔保貸付	別口貸付金	合計
明治三三年	上	一三〇、三三五円	九、三〇〇円	—円	—円	—円	—円	—円	—円	—円	一三九、六三五円
	下	六二二、七六五	四三、〇四〇	三、六三五	四一、三一七	—	—	—	—	—	七一〇、七五七
同三四	上	七九四、四二七	三七一、四四〇	四、〇〇〇	五〇、三九一	—	—	—	—	—	一、二二〇、二五八
	下	一、一一一、四〇五	三八六、二三〇	二五、〇〇〇	六五、〇〇七	—	—	—	—	—	一、五八七、六四二
同三五	上	一、三一四、九四七	四〇七、四〇〇	三〇、七〇〇	八一、四一六	—	—	—	—	—	一、八三四、四六三
	下	一、五三五、六四三	四四八、六〇〇	三八、五七七	七三〇、三九三	—	—	—	—	—	二、七五三、二一三
同三六	上	一、六〇八、四二七	五一五、六五〇	一二〇、六八二	八〇〇、二〇八	—	—	—	—	—	三、〇四五、二七七
	下	二、〇三六、〇四五	七二六、九二〇	一七六、一四五	八四二、六一八	—	—	—	—	—	三、七八一、七二八
同三七	上	一、八三〇、九九三	七二一、三四一	二三〇、四一五	七四八、〇〇三	—	—	—	—	—	三、五三〇、七五三
	下	二、二九五、四二三	八五四、六一〇	三三五、〇五〇	一、二八二、五〇八	—	—	—	—	—	四、七五七、五九〇
同三八	上	二、五〇六、一九二	八九一、七三〇	三一七、〇五〇	一、四四〇、六四一	—	—	—	—	—	五、一五五、六一三
	下	二、九二五、八二七	一、三七六、四八八	四八七、一三五	二、七〇三、五七四	二、〇〇〇	—	—	—	—	七、四九五、〇二四
同三九	上	三、一八一、〇一二	一、五二六、五七一	七〇五、三三〇	三、三九三、九五七	二、〇〇〇	—	—	—	—	八、八〇八、八六九
	下	三、七九八、一八一	一、八七〇、四七九	一、〇〇五、〇〇七	四、九四五、五二〇	七、六〇〇	—	—	—	—	一一、六二六、七八七
同四〇	上	四、一五三、三〇二	二、五七五、六〇八	一、八五九、三八一	五、九二一、〇五三	一九、九六三	—	—	—	—	一四、五二九、三〇六
	下	五、三四四、九九四	二、九八三、七五一	二、八四九、二三〇	五、八七七、一二九	二六、八二八	三四、八四三	—	—	—	一七、一一六、七七五
同四一	上	六、〇三七、九九六	二、九三八、〇九二	三、二六九、八八八	五、六〇六、五一八	三七、八六二	四九二、八一〇	—	—	—	一八、三八三、一六六
	下	七、四九六、三六三	二、一六九、四二三	二、六四九、九六〇	四、四五八、〇六二	三二、八六二	九七〇、六一三	—	—	—	一七、七七七、二六一
同四二	上	八、〇八八、一九五	二、二二四、六五一	一、八六六、〇四〇	三、二八三、四三七	九六、七七五	七一〇、七三七	—	—	—	一六、二六九、八三五
	下	一〇、一四四、六一八	二、三八三、五九三	一、九三八、〇七〇	二、四九七、四六八	一一六、三九七	一、三五八、九〇七	—	—	—	一八、四三九、〇五三
同四三	上	一〇、六一三、七九五	二、二七一、七四〇	一、三五八、四一五	二、一六七、四八三	一三一、一七二	九七二、四八八	—	—	—	一七、五一五、〇九三
	下	一三、三五四、五〇五	二、〇二四、七三六	一、七七〇、九三三	三、四八八、七七五	一三一、一〇〇	一、六〇一、八七三	—	—	—	二一、三六一、九一二
同四四	上	一三、一三三、八六五	一、八五四、二九二	九九四、七七四	三、一〇一、八三〇	一〇三、二六三	一、六六九、二九三	—	—	—	二〇、八四六、三一七
	下	一五、八七八、二八五	一、七五五、一三五	八八二、一九六	四、二七七、八六四	九八、八六九	二、九〇二、〇一二	四三、四五〇	一九八、三三〇	二、六〇〇	二六、〇三八、七三〇
大正元	上	一五、三六〇、二八二	一、六三七、四一七	—	—	—	二、二五六、一二七	—	五五九、六九五	四三、六〇〇	一九、八五六、一一三
	下	一七、七一二、五六五	一、六一九、二一五	—	—	—	三、二三〇、九〇三	—	二五〇、二五三	四〇、〇〇〇	二三、八七二、九三四
同二	上	一八、〇二二、三三三	一、四九二、五二〇	—	—	—	二、二四八、四二八	—	一六、〇三三	四〇、〇〇〇	二一、八一八、三〇四
	下	二〇、九六七、八一九	一、九二〇、二二四	—	—	—	三、一三八、三五八	—	三五、一七三	一五五、一〇〇	二六、二二六、六七四
同三	上	二三、〇三四、三〇九	一、八八四、一五九	—	—	—	二、四一三、三七五	—	五五、六四三	四二〇、九〇〇	二六、八〇八、三八六
	下	二三、八〇七、五〇七	一、九六九、七六一	—	—	—	三、八六五、〇七〇	—	七三、三九三	五四五、四五〇	三〇、二六一、一八一
同四	上	二三、五六七、二二三	一、九三七、一七三	—	—	—	二、六五三、七九六	—	一一五、九五〇	四二五、一四九	二八、六九九、二九一
	下	二四、三九六、三四八	一、五〇九、八九五	—	—	—	五、〇五九、五二六	—	一五四、五四六	五二〇、七三〇	三一、六四一、〇四九

期	年賦償還付	定期償還付	株券債券貸付	産物擔保貸付	産業組合及連帶貸付	特別擔保貸付	特別擔保貸付	別口貸付金	合計
明治三年上	三、〇三、九三五円								三、九三五、〇三五円
同 三年下	六、八一三、〇三五								六、八一三、〇三五
同 四年上	七、三三五、〇三五								七、三三五、〇三五
同 四年下	一、〇七〇、九七九、七三五								一、〇七〇、九七九、七三五
同 五年上	一、〇三〇、三〇五、八九七								一、〇三〇、三〇五、八九七
同 五年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 六年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 六年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 七年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 七年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 八年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 八年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 九年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 九年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 一〇年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 一〇年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 一一年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 一一年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 一二年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 一二年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 一三年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 一三年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 一四年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 一四年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 一五年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 一五年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 一六年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 一六年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 一七年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 一七年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 一八年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 一八年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 一九年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 一九年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 二〇年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 二〇年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 二一年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 二一年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 二二年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 二二年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 二三年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 二三年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 二四年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 二四年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 二五年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 二五年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 二六年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 二六年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 二七年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 二七年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 二八年上	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
同 二八年下	一、〇四〇、三〇五、八七七								一、〇四〇、三〇五、八七七
第六章 北海道拓殖銀行	一、三八六、六三五	八、〇三六、九四〇	六六六、六三三	四、三五、〇三五	三、四四、〇四二				一、三九、〇三五
第三節 拓殖金融	九、三一、五五	三、九六、〇三〇	三、四四、〇四二	三、三七、九九	三、四四、〇四二				二、〇〇〇
第十一編 償還	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、九九、〇〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
行(下)	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、九九、〇〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七

(備考)一、明治三十七年以前に於ては株券債券擔保貸付及產物擔保貸付は夫々株券債券貸付及產物擔保貸付と稱し

期	年賦償還付	定期償還付	株券債券貸付	産物擔保貸付	産業組合及連帶貸付	特別擔保貸付	特別擔保貸付	別口貸付金	合計
大正五年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 六年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 七年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 七年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 八年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 八年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 九年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 九年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 一〇年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 一〇年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 一一年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 一一年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 一二年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 一二年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 一三年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 一三年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 一四年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 一四年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 一五年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 一五年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 一六年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 一六年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 一七年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 一七年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 一八年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 一八年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 一九年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 一九年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 二〇年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 二〇年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 二一年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 二一年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 二二年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 二二年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 二三年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 二三年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 二四年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 二四年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 二五年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 二五年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 二六年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 二六年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 二七年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 二七年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 二八年上	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
同 二八年下	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
第六章 北海道拓殖銀行	一、三八六、六三五	八、〇三六、九四〇	六六六、六三三	四、三五、〇三五	三、四四、〇四二				一、三九、〇三五
第三節 拓殖金融	九、三一、五五	三、九六、〇三〇	三、四四、〇四二	三、三七、九九	三、四四、〇四二				二、〇〇〇
第十一編 償還	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、九九、〇〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七
行(下)	一、〇三〇、三〇五、八九七	四、〇三〇、九〇〇	三、九九、〇〇〇	三、六八、〇〇〇	三、四四、〇四二				一、〇三〇、三〇五、八九七

明治三九年 上	円 二、八五三、四五六	円 一、三七六、二三九	円 三〇二、八六〇	円 三九九、三三六	円 一、三〇〇	円 —	円 —	円 —	円 —	円 四、九三三、一九一
同 下	三、四七三、一六三	一、五七六、九五八	四〇〇、四五八	一、二三七、〇三三	一、三〇〇	—	—	—	—	六、六八七、九一二
同 四〇 上	三、六七四、三八五	二、四五三、七五一	七四九、五一三	六五六、九九三	一八、六六三	—	—	—	—	七、五五三、三〇五
同 下	四、七〇六、〇五五	二、六五〇、六九二	九八〇、四八七	一、二八八、九九四	九、一六五	一七、九六〇	—	—	—	九、六五三、三五三
同 四一 上	五、七八二、二五五	一、八七六、三二三	九六三、六五二	一、〇〇七、八九六	三〇、三六二	九五、五四九	—	—	—	九、七五五、九三六
同 下	七、二一〇、四五五	一、七四七、七五一	八六〇、八七〇	八三一、四六二	三、〇四八	一四七、三四六	—	—	—	一〇、八〇〇、九三三
同 四二 上	七、八五一、九一二	一、八三一、四九三	六七五、〇〇五	五六四、八九六	九六、一三七	二〇三、四五五	—	—	—	一一、二二三、八九七
同 下	九、四五五、二四六	二、〇四一、七六〇	六〇一、〇五五	六七七、二〇八	二六、五二八	一七五、五三〇	—	—	—	一三、九七七、三三七
同 四三 上	一〇、〇三八、七七〇	一、八三三、〇三〇	五五二、九一五	三七四、四六四	一一七、六〇〇	一七三、三三三	—	—	—	一三、〇九〇、〇九一
同 下	一一、〇五〇、九七七	一、七六八、六九三	四九〇、七〇四	八三四、〇六二	二三、三九〇	二〇八、五〇〇	—	—	—	一四、三七六、三二五
同 四四 上	一一、六二五、七三五	一、六一五、八一〇	四九七、五四一	四四九、一七五	九一、一二八	二八五、六〇九	—	—	—	一四、五六四、九九八
同 下	一三、九三八、四五一	一、五〇八、五一九	—	—	—	二七九、三七〇	—	一九八、三三〇	二、六〇〇	一五、九二七、二六〇
大正元 上	一四、三四七、四六八	一、四八四、七六五	—	—	—	三四六、三七四	—	五七、四三〇	四〇、〇〇〇	一六、二七六、〇二七
同 下	一六、四〇六、五七〇	一、二六二、〇一三	—	—	—	三三一、〇八五	—	一六、〇三三	四〇、〇〇〇	一八、〇五五、六九一
同 二 上	一七、〇七五、〇二九	一、三五一、七九六	—	—	—	三七七、〇〇一	—	一四、〇三三	四〇、〇〇〇	一八、八五七、八四九
同 下	一九、七六三、〇〇三	一、五三七、二二九	—	—	—	四六〇、三四九	—	二九、一七三	一四五、一〇〇	二一、九三四、七五四
同 三 上	二一、〇〇五、九四一	一、七七五、五六八	—	—	—	五三〇、四六二	—	四九、六四三	三六〇、〇五〇	二三、七二二、八四四
同 下	二二、五〇六、三〇六	一、四六一、一三六	—	—	—	五〇五、七五四	—	三四、三五〇	三八〇、七四九	二四、八八八、二九五
同 四 上	二二、四〇四、七八八	一、二一七、四七四	—	—	—	五一五、一一〇	—	一一五、七五〇	四〇四、五三四	二四、六五七、六五六
同 下	二二、七七五、三三四	一、〇〇五、八六二	—	—	—	五二四、四九〇	—	六八、一四六	四五七、〇五〇	二四、八三〇、八七二
同 五 上	二二、一五〇、二三二	一、三三九、六三〇	—	—	—	四九七、五七〇	—	一四一、一四六	四〇〇、五八六	二四、五二九、一六四
同 下	二一、一〇七、六七九	一、四〇八、五三四	—	—	—	五七一、四六七	—	九五、九八六	二一三、九五二	二三、三九七、六一八
同 六 上	二一、五六六、〇六四	一、四八四、四八二	—	—	—	五一三、一六七	—	三六、九三六	二〇八、一九二	二三、八〇八、八四一
同 下	二一、四六五、七三三	二、二二六、九四六	—	—	—	七八五、三四三	—	二五、三七七	四〇〇、六六三	二四、八九四、〇五一

同 七 上	二一、七二一、〇三七	四、三九九、三八三	—	—	—	九三二、一四二	—	二五、三七七	三七九、八二二	二七、四四七、七六〇
同 下	二五、二七一、三九九	六、三八六、九四一	—	—	—	五、七三一、八七九	—	一七、六一八	四二一、五八八	三七、八一九、四二五
同 八 上	二八、四〇三、七八三	七、三七九、八一二	—	—	—	三、五九八、六九九	—	一五、五一八	四七四、二九三	三九、八七一、一〇五
同 下	三五、〇四〇、八一五	八、四七九、二九九	—	—	—	五、二八八、七六〇	—	七、七五九	八九六、二四八	四九、七二三、八八一
同 九 上	三九、二一〇、四三五	一一、〇八〇、五三九	—	—	—	二、六六五、三九八	—	七、七五九	一、一一六、一七九	五四、〇八〇、三一〇
同 下	四六、〇八三、七四四	一五、三六〇、一三五	—	—	—	二、七三一、〇八一	—	—	一、〇九八、九七六	六五、二七三、九三六
同 一〇 上	五〇、五六二、八三四	一八、四二一、九九四	—	—	—	三、二六七、九四三	—	—	一、一四七、〇一一	七三、三九九、七八二
同 下	五八、六三七、五一五	一九、〇六二、五一九	—	—	—	二、五六七、八二一	—	—	二、〇二四、七六〇	八二、二九二、六〇五
同 一一 上	六二、一四一、四三五	一九、六九六、四一五	—	—	—	四、〇三七、九九六	—	—	二、二三三、四一四	八八、一〇九、二六〇
同 下	六七、七三八、八六〇	二三、〇〇四、一八四	—	—	—	三、五八二、一二六	—	—	二、二〇九、七九〇	九六、五三四、九六〇
同 一二 上	七三、八七三、五五八	二三、二二五、七〇六	—	—	—	三、五六二、三七六	—	—	二、一五一、〇九一	一〇二、八一二、七三一
同 下	八〇、四〇三、八三二	二六、六六五、三四七	—	—	—	二、九四八、六九八	—	—	一、四九六、七三四	一一一、五一四、六二一
同 一三 上	八四、二七六、五一〇	二四、二七三、九九六	—	—	—	三、四七二、〇九七	—	—	一、一三四、三九一	一一三、一五六、九九四
同 下	八七、九〇六、一五四	二四、一六一、一九九	—	—	—	三、〇五五、四五二	—	—	一、〇六四、四二一	一一六、一八七、二二六
同 一四 上	九〇、四〇九、五三二	二四、一七五、八三二	—	—	—	三、四〇〇、二二九	—	—	一、一一三、五八八	一一九、〇九九、一六一
同 下	九六、二九七、九一七	二三、一九五、九九九	—	—	—	二、七九〇、六〇九	—	—	一、〇五四、一六九	一二三、三三八、六九四
昭和元 上	九八、四九〇、八三四	二一、五九〇、一一六	—	—	—	三、二五〇、八九〇	—	—	九六四、四九二	一二四、二九六、三三一
同 下	一〇二、五三八、四四八	二〇、八五一、一二五	—	—	—	二、六五八、五〇七	—	—	六六九、八七六	一二六、七一七、九五六

（備考）明治四十四年下半期に於て特別擔保貸出の總貸付高四三、四五〇圓ありしも、期末殘高なし。

第七章　日本興業銀行

第一節　總　說

第一款　日本興業銀行の組織

第一項　日本興業銀行法

第一目　法律の制定

明治初年不換紙幣の濫發に禍されたる本邦經濟界は、明治十九年兌換制度の實施によりて漸次好況に轉じ、其の後新會社を興し、新事業を計畫するもの續出するに及び、巨額の資本が固定せらるることとなり、遂に明治二十三年の金融逼迫を見るに至れり。茲に於てか政府は之が救濟の爲め次の如き方策を樹てたり。

（一）日本銀行に於て、各銀行又は會社若くは一個人の約束手形割引の區域を擴張し、市場の金融を救助すること。尤も政府公認の上組織したる會社株券の確實なるものを以て信用の擔保物とし、其の擔保の價格は株主拂込高を超過せず、又は時價の半額以内とすること。

（二）動産抵當銀行を興し、第一項の擔保物を以て割引せし約束手形を該銀行へ引繼ぎ、同銀行の貸付に切換ふること。

卽ち政府は先づ日本銀行を利用して應急資金を供給せしめ、更に他日を期して完全なる動産抵當銀行を設立せんとしたるものにして、爾來此の種動産抵當銀行法案の調査に著手せしが、當時に於ては未だ議會提出の運びに至らざりき。降て明治二十八年日清戰捷の後、再び新事業勃興して資本の缺乏を來し、外資輸入の已むなきに至るや、政府は動産銀行設立の將に焦眉の急務たることを認め、遂に日本動産銀行法案を第十四回帝國議會に提出したり。該法案は銀行の名稱其の他の點に就き多少の修正を經て議會を通過し、明治三十三年三月法律第七十號を以て公布せられたり。日本興業銀行法卽ち之なり。設立趣旨の概要に曰く、

本邦に於ける資本の需要は頗る大なりと雖も、供給は之に應ずる能はず。是を以て各種の工業鐵道築港等事業資本の缺乏を告げ、經濟の發達意の如くならざるの憾あり。故に株券債券等有價證券取引に關する特別の金融機關を設け、各種證券の眞價を維持し、其の信用を高め流通を滑にし、以て資本の供給を裕にし、經濟の發達を企劃するの必要ありと認め、動産銀行を設立し以て金融機關の整備を期せんとす云々。

右法律の全文左の如し。

日本興業銀行法（明治三十三年三月二十三日法律第七十號）

第一章　總　則

第一條　日本興業銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ東京ニ置ク

第二條　日本興業銀行ノ資本金ハ一千萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ增加スルコトヲ得

第三條　日本興業銀行ノ株式ノ金額ハ百圓トス

第四條　日本興業銀行ノ存立時期ハ五十箇年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ延長スルコトヲ得

第二章　重　役

第五條　日本興業銀行ニ總裁一人理事四人以上監査役三人以上ヲ置ク

第六條　總裁ハ日本興業銀行ヲ代表ス

總裁及理事ハ定款ノ定ムル所ニ從ヒ日本興業銀行ノ業務ヲ綜理ス

監査役ハ日本興業銀行ノ業務ヲ監査ス

第七條　總裁ハ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ五箇年トス

理事ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選擧シタル二倍ノ候補者中ヨリ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ三箇年トス

監査役ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二箇年トス

第八條　總裁及理事ハ何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ス

第三章　營　業

第九條　日本興業銀行ハ左ノ事務ヲ營ムモノトス

第一　國債證券、地方債證券、社債券及株券ヲ質トスル貸付

第二　國債證券、地方債證券、社債券ノ應募又ハ引受

第三　預リ金及保護預リ

第四　地方債證券、社債券及株券ニ關スル信託ノ業務

第十條　日本興業銀行ハ營業上餘裕金アルトキハ國債證券、地方債證券及社債券ノ買入ヲ爲スコトヲ得

第十一條　日本興業銀行法ハ本法ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

第四章　債　券

第十二條　日本興業銀行ハ拂込資本金額ノ五倍ヲ限リ債券ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ貸付金現在高及其ノ所有ニ係ル地方債證券及社債券現在高ヲ超過スルコトヲ得ス

第十三條　債券ハ券面金額五十圓以上トシ無記名利札付トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ因リ記名ト爲スコトヲ得

第十四條　日本興業銀行ニ於テ債券ヲ發行セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ外國ニ於ケル債券發行ノ規定ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條　日本興業銀行ノ債券ノ利子ハ毎年二回以上之ヲ支拂ヒ其ノ元金ハ發行ノ年ヨリ三十箇年以内ニ抽籤ヲ以テ償還スヘシ

第十六條　日本興業銀行ハ其ノ債券借換ノ爲低利ノ債券ヲ發行スル場合ニ於テハ第十二條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

低利ノ債券ヲ發行シタルトキハ發行後三箇月以内ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊債券ヲ償還スヘシ

第五章　準備金

第十七條　日本興業銀行ハ毎營業年度準備金トシテ資本ノ闕損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第六章　政府ノ監督及補助

第十八條　政府ハ日本興業銀行ノ業務ヲ監督ス

第十九條　日本興業銀行ハ其定款ヲ變更セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條　日本興業銀行ニ於テ支店又ハ代理店ヲ設置セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十一條　日本興業銀行ハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲サムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十二條　主務大臣ハ日本興業銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背戻シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

第二十三條　日本興業銀行ハ主務大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

第二十四條　主務大臣ハ特ニ日本興業銀行監理官ヲ置キ日本興業銀行ノ業務ヲ監視セシム

第二十五條　日本興業銀行監理官ハ何時ニテモ日本興業銀行ノ金庫、券書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ檢査スルコ

トヲ得

日本興業銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十六條　日本興業銀行ノ配當金ニシテ毎營業年度ニ於テ年百分ノ五ノ割合ニ達セサルトキハ政府ハ創立初期ノ末日ヨリ五箇年間ヲ限リ之ニ達セシムヘキ金額ヲ補給スヘシ但シ其ノ補給額ハ如何ナル場合ト雖モ拂込資本金ノ百分ノ五ヲ超過スルコトヲ得ス

第七章　罰　則

第二十七條　日本興業銀行ニ於テ左ノ事犯アリタルトキハ總裁及理事ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス但シ事犯ニ關セサルモノハ此ノ限ニ在ラス

一　本法ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

二　第十一條ノ規定ニ反シ本法ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ

三　第十二條第十六條ノ規定ニ反シ債券ヲ發行シタルトキ

第二十八條　日本興業銀行ノ總裁及理事第八條ノ規定ヲ犯シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

附　則

第二十九條　政府ハ設立委員ヲ置キ日本興業銀行ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第三十條　設立委員ハ定款ヲ作リ政府ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集ス

第三十一條　設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ日本興業銀行設立ノ認可ヲ稟請スヘシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第三十二條　創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本興業銀行總裁ニ引渡スヘシ

右法律中營業事務第四項たる信託の業務は多數の債權者と債務者の間に介立して其の需給を調整する一要件にして、曾て他の銀行會社に許されずして獨り興業銀行の得たる特典なりとす。

第二目　法律の改正

日本興業銀行法は其の制定後、明治三十八年の改正を始めとして、大正末年に至る迄に前後八回に亘りて其の一部を改正せられたり。今之を順次概説すれば左の如し。

(一)　第一回改正

明治三十六年五月政府は日本興業銀行法中改正法律案を臨時帝國議會に提出したるも、該法案は衆議院の特別委員會に於て審議中、恰も議會は地租條例改正法律案に關聯して、五月二十一日停會を命ぜられたり。仍て政府は右地租條例改正法律案と共に、日本興業銀行法中改正法律案も亦之を撤回したり。其の後明治三十八年一月に至り、政府は再び日本興業銀行法中改正法律案を第二十一回帝國議會に提出したり。其の主なる改正點は(イ)營業中に新に手形の割引及財團擔保貸付を加ふること(ロ)信託業務の範圍を擴張して一般信託業務とすること(ハ)外國に於て銀行業務又は其の附帶業務を營み得ること(ニ)債券の發行限度を擴張すること(ホ)限度以外特に外國に於ける公益事業に對し、資金の需要ある場合に債券を發行し得ること等にして、何れも一般經濟界の發展、特に本邦產業の進歩に基き、興業銀行の業務を擴張して之に順應せしめんと爲したるものなり。而して本改正法律案は帝國議會の協贊を得、同年三月法律第四十九號を以て左の如く公布せられたり。

法律第四十九號（明治三十八年三月十日）

日本興業銀行法中左ノ通改正ス

第八條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條第四號中「地方債證券、社債券及株券ニ關スル」ヲ創リ左ノ二號ヲ加フ

第五　手形ノ割引

第六　法律ノ規定ニ依リ設定シタル財團ヲ抵當トスル貸付

同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項第五號ノ手形ハ割引依賴人ヨリ國債證券、地方債證券、社債券又ハ株券ヲ擔保ニ提供スルモノニ限ル

第十一條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ外國ニ於テ營ム銀行業務及其ノ附帶業務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十二條　日本興業銀行ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限リ債券ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ貸付金現在高割引手形現在高及其ノ所有ニ係ル國債證券、地方債證券、社債券現在高ヲ超過スルコトヲ得ス

第十二條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十二條ノ二　日本興業銀行ハ外國ニ於ケル公益事業ニ對シ資金ノ需要アル場合ニ限リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ本法第十二條第十五條及商法第二百條ノ規定ニ依ラスシテ債券ヲ發行スルコトヲ得

前項公益事業ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條中但書ヲ削ル

第十四條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十四條ノ二　日本興業銀行ニ於テ債券ヲ發行スル場合ニハ商法第百九十九條ノ規定ヲ適用セス

而して右改正法律中第十二條ノ二第二項に『前項公益事業ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム』とあるに對し、其の後明治四十二年四月勅令第百十三號を以て、此の種類を(一)帝國政府外國政府又は居留民團の施設する事業(二)交通事業(三)大藏大臣の公益に關すと認めたる拓殖事業と定めたり。

(二)　第二回改正

第一回の改正に次ぎ、政府は翌明治三十九年一月更に同銀行法中改正法律案を第二十二回帝國議會に提出せり。蓋し興業銀行が外資輸入機關たることは、同行創立の一目的たるも、外國市場と關係を結ぶの方途未だ完からざるを以て、外國資本家をして同行の株主たらしめ、彼此の利益を密接ならしめんことを期し、卽ち新に資本金を增加し、新株を外國市場より募集せんと爲したるものなり。尙新に副總裁一名を置くことに決し、之に伴ふ關係條項の改正をも併せ行ふこととなりしが、右改正法律案は帝國議會の容るる所となり、同年二月法律第二號を以て左の如く之が公布を見たり。

法律第二號（明治三十九年二月十三日）

日本興業銀行法中左ノ通改正ス

第二條中「一千萬圓」ヲ「一千七百五十萬圓」ニ改ム

第三條中「百圓」ヲ「五十圓」ニ改ム

第五條中「總裁」ヲ「總裁副總裁各」ニ改ム

第六條第一項及第二項ヲ左ノ如ク改ム

總裁ハ日本興業銀行ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ總裁闕員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ日本興業銀行ノ業務ヲ分掌ス

第七條中「總裁」ヲ「總裁及副總裁」「百株」ヲ「二百株」「五十株」ヲ「百株」「三十株」ヲ「六十株」ニ改ム

第八條、第二十七條及第二十八條中「總裁」ヲ「總裁、副總裁」ニ改ム

附　則

本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本興業銀行ハ本法施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ左ノ手續ヲ爲スヘシ

一　本法施行ノ際ニ於ケル株式十萬箇ヲ二十萬箇トシ其ノ半數ハ拂込濟ノモノ、他ノ半數ハ拂込未濟ノモノトシ本法施行ノ際ニ於ケル株主ノ持株ニ比例シテ分配スヘシ

二　前號ノ拂込未濟ノ株式ニ對シテハ遲滯ナク株金額四分ノ一ヲ下ラサル拂込ヲ爲サシムヘシ

此ノ場合ニ於テハ商法中株式會社ニ於ケル資本增加ノ場合ニ關スル規定ヲ準用ス

三　株式十五萬箇ヲ增加シ遲滯ナク株金全額ノ拂込ヲ爲サシムヘシ此ノ場合ニ於テハ商法第二百十七條第二項及第二百十八條第一項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

四　前各號ニ關シ必要ナル登記ハ第二號及第三號ニ付商法第二百十三條ノ規定ニ依リテ招集シタル株主總會終結ノ日ヨリ二週間内ニ之ヲ申請スヘシ此ノ場合ニ於テハ株式ノ引受アリタルコトヲ證スル書面ヲ以テ非訟事件手續法第百八十九條第一號及第二號ノ書類ニ代フルコトヲ得

（三）第三回改正

第三回の改正は明治四十四年三月のことに屬し、其の要點は(イ)手形割引に對する制限を解除すること(ロ)不動產を擔保として貸付を爲し得ること(ハ)新に株券及地金銀の賣買を爲し得ること等にして、何れも營業範圍の擴張事項に屬せり。本改正法律案は同年一月第二十八回帝國議會に對し提出せられしが、議會に於ては不動產に制限を置くことを適當と認め、卽ち『不動產』を『工場ニ屬スル敷地又ハ建物竝市制施行地及勅令ヲ以テ指定スル市街地ニ存在スル宅地又ハ建物』と修正し、其の他は政府提出の原案通り可決せしを以て、同年三月法律第二十八號を以て左の如く公布せられたり。

法律第二十八號（明治四十四年三月二十四日）

日本興業銀行法中左ノ通改正ス

第九條第二項ヲ創ル

第九條ノ二　日本興業銀行ハ工場ニ屬スル敷地又ハ建物竝市制施行地及勅令ヲ以テ指定スル市街地ニ存在スル宅地又ハ建物ヲ擔保トシテ當座貸又ハ定期貸ヲ爲スコトヲ得但シ其ノ貸付金總高ハ拂込資本金額ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第十條中「及社債券」ヲ「社債券、株券及地金銀」ニ改ム

第十二條中「社債券」ノ下ニ「、株券、地金銀」ヲ加フ

第二十七條第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第二號ヲ第三號、第三號ヲ第四號トス

二　第九條ノ二但書ノ規定ニ反シ貸付ヲ爲シタルトキ

尙ほ右改正法律第九條ノ二に定むる勅令の指定地に關しては、同年五月勅令第百三十二號を以て(イ)北海道札幌區・小樽區・函館區・旭川町(ロ)東京府八王子町(ハ)兵庫縣明石町(ニ)新潟縣高田町(ホ)埼玉縣浦和町・川越町(ヘ)群馬縣桐生町(ト)千葉縣千葉町(チ)栃木縣栃木町・足利町(リ)靜岡縣濱松町(ヌ)山口縣山口町(ル)福岡縣大牟田町・若松町(ヲ)宮崎縣宮崎町等を指定せられたり。本勅令は其の後大正七年十二月勅令第四百三號及同十三年二月勅令第十五號を以て改正せられ、右指定市街地の加除を行はれたり。

（四）第四回改正

以上數次の改正に依り、興業銀行の營業範圍は漸次擴張せられしが、從來同行は爲替業務を取扱ふことなく、他の業務との關係上不便を感ずること尠からざりしかば、政府は同行の營業中新に爲替及荷爲替を加ふる爲に同銀行法中必要なる改正を爲すことに決し、大正三年二月右に關する改正法律案を第三十一回帝國議會に提出せり。該改正法律案中には理事の定員四名を三名に改むる件をも

加へたるが、何れも議會の協贊を得る所となり、同年三月法律第八號を以て左の如く公布せられたり。

法律第八號(大正三年三月二十三日)

日本興業銀行法中左ノ通改正ス

第五條中「四人」ヲ「三人」ニ改ム

第九條第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第六號ヲ第七號トス

第六　爲替及荷爲替

第二十條　日本興業銀行ニ於テ支店代理店ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締結セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

(五)　第五回改正

大正六年六月第三十九回帝國議會の開かるるや、政府は更に興業銀行法中改正法律案を提出せり。本改正案には資本金の增加、理事の增員、參與理事の設置及營業事項中に產業組合に對する貸付・船舶抵當貸付竝に株式の應募引受を加ふること、同行の發行債券を興業債券の名稱とすること、債券の模造取締に關する法規の新設等新たなる施設多かりしのみならず、別に政府より同行に對し五箇年間補給金を下付する事項をも包含したり。然るに本案は衆議院に於て特別委員に付託中議會の期限滿了し、其の成立を見ずして止みたり。仍て政府は翌大正七年三月更に前案中の一部を削除し、船舶金融・株式の應募引受・參與理事の新設竝に興業債券の名稱及模造取締等に關する事項を存し、之を第四十回帝國議會に提出したり。本案は議會の協贊する所となり、同年四月法律第二十六號を以て次の如く公布せられたり。

法律第二十六號(大正七年四月一日)

日本興業銀行法中左ノ通改正ス

第六條中「日本興業銀行ノ業務ヲ分掌ス」ヲ「日本興業銀行ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス」ニ改ム

第九條ニ左ノ二號ヲ加フ

第八　十五年以內ニ於ケル年賦償還又ハ五年以內ニ於ケル定期償還ノ方法ニ依リ船舶又ハ製造中ノ船舶ヲ抵當トスル貸付

第九　造船材料又ハ船舶屬具ヲ擔保トスル貸付

第九條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ外主務大臣ノ認可ヲ受ケ株式ノ應募又ハ引受ヲ爲スコトヲ得

「第四章　債券」ヲ「第四章　興業債券」ニ改ム

第十六條ノ二　日本興業銀行ノ債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

第二十條ニ左ノ一項ヲ加フ

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ支店代理店ノ設置ヲ命スルコトヲ得

(六)　第六回改正

大正九年七月政府は第四十三回帝國議會に對し、興業債券の額面を小にし、且割引及賣出の方法に依り債券を發行し得ること、其の他右に關聯する必要事項等に就き、同銀行法中改正法律案を提出せり。之れ蓋し興業債券の發行を便宜にし、資金の蒐集を容易にせんとする趣旨に出でたるものなるが、尙ほ本改正案には參與理事の他職兼務に關する制限を除くことをも加へたり。本改正案は政府提出の原案通り帝國議會を通過し、同月法律第十九號を以て次の如く公布せられたり。

法律第十九號(大正九年八月二日)

日本興業銀行法中左ノ通改正ス

第八條中「理事」ヲ「日本興業銀行ノ業務ヲ分掌スル理事」ニ改ム

第十三條中「五十圓」ヲ「二十圓」ニ改ム

第十三條ノ二　日本興業銀行ハ券面金額五十圓以下ノ興業債券ヲ發行スル場合ニ於テハ賣出ノ方法ニ依ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ賣出期間ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社債申込證ヲ作ルコトヲ要セス

第一項ノ規定ニ依リ發行スル興業債券ニハ商號及商法第百七十三條第二號第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

商法第二百四條ノ三第一項ノ期間ハ興業債券ノ賣出期間滿了ノ日ヨリ之ヲ起算シ其ノ登記スヘキ事項ハ賣出期間內ニ於ケル興業債券ヲ發行シタル場合ニ於ケル社債ノ登記ノ申請書ニハ賣出期間內ニ於ケル興業債券ノ賣上總額ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

賣出ノ方法ニ依リ興業債券ヲ發行シタル場合ニ於ケル社債ノ登記ノ申請書ニハ賣出期間內ニ於ケル興業債券ノ賣上總額及商法第百七十三條第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項トス

第十三條ノ三　日本興業銀行ハ賣出ノ方法ニ依リ興業債券ヲ發行セムトスルトキハ賣出期間及商法第二百三條第二項第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項ヲ公告スヘシ

第十三條ノ四　興業債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第十六條ノ二ノ二　興業債券ノ所有者其ノ元金又ハ利子ヲ要求セサルトキハ元金ハ十五箇年利子ハ五箇年ニシテ其ノ要求ノ權ヲ失フモノトス

第二十七條中「第十二條」ヲ「第十二條、第十三條ノ三又ハ」ニ改ム

附　則

本法施行前ニ發行シタル興業債券ニ關シテハ第十六條ノ二ノ規定ニ依ル期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

（七）第七回改正

興業銀行法は制定後既に六回に亙り改正せられしが、其の後大正十一年二月政府は第四十五回帝國議會に信託業法案を提出するや、之に伴ひ右と同時に日本興業銀行法中改正法律案を提出せり。蓋し信託業法に於ては信託業と銀行業との兼營を許さざるを以て、同行に於ける從來の信託業務を營むことを禁じ、唯擔保附社債信託法に依る信託業務のみ之を許可すると共に、之に附隨して從來信託業務の名の下に營める代理業務をも許すことと爲せしものにして、該法律案は帝國議會の協贊を經て、同年四月法律第六十七號を以て左の如く公布せられたり。

法律第六十七號（大正十一年四月二十一日）

日本興業銀行法中左ノ通改正ス

第九條中「信託ノ業務」ヲ「擔保附社債ニ關スル信託事業」ニ改メ同條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

第十　國債證券地方債證券社債券若ハ株券ノ募集、其ノ拂込金ノ受入又ハ其ノ元利金若ハ配當金ノ支拂ノ取扱

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（八）第八回改正

大正十二年二月政府は第四十六回帝國議會に對し、興業銀行法中興業債券の發行規定に關する改正法律案を提出せり。蓋し興業銀行の產業資金は主として債券の發行に依り吸收せらるるものにして、同銀行法に於ては右債券の發行を容易ならしむる爲め、商法に於ける一般規定に對し例外的規定を設けたるものなるが、而も同債券の發行に當りては、其の債券全部の拂込を完了せざる場合新に次回の債券を發行し得ずとの規定、及債券發行の際其の豫定せる發行總額に應募總額が達せざると

き其の債券の發行は法律上成立せずとの規定に就きては、未だ興業銀行法中例外規定なく、從て興業債券の發行に當り、同行は常に多大の不便不利を蒙りしものなるを以て、玆に商法の一般原則に對し更に除外例を認め、債券の發行を圓滑ならしめんと爲したるものなり。該法律案は議會の協贊を經て、同年三月法律第五號に依り次の如く公布せられたり。

法律第五號（大正十二年三月十九日）

日本興業銀行法中左ノ通改正ス

第十四條ノ二中「商法第百九十九條」ノ下ニ「及第二百條ノ二」ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

興業債券ヲ發行スル場合ニ於テ應募總額カ社債申込額ニ記載シタル社債總額ニ達セサルトキト雖社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ社債總額トス

以上述べし如く日本興業銀行法は其の公布後前後八回の改正を加へられしが次に以上の諸改正を經たる昭和元年末現在の同銀行法の全文を掲げ、以て前後對照の便に備へんと欲す。

日本興業銀行法（明治三十三年三月二十三日法律第七十號）

第一章　總　則

第一條　日本興業銀行ハ株式會社トシテ其ノ本店ヲ東京ニ置ク

第二條　日本興業銀行ノ資本金ハ一千七百五十萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ增加スルコトヲ得

第三條　日本興業銀行ノ株式ノ金額ハ五十圓トス

第四條　日本興業銀行ノ存立時期ハ五十箇年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ延長スルコトヲ得

第二章　重　役

第五條　日本興業銀行ニ總裁副總裁各一人、理事三人以上、監査役三人以上ヲ置ク

第六條　總裁ハ日本興業銀行ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ總裁闕員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ日本興業銀行ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス

監査役ハ日本興業銀行ノ業務ヲ監理ス

第七條　總裁及副總裁ハ二百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ五箇年トス

理事ハ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選擧シタル二倍ノ候補者中ヨリ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ三箇年トス

監査役ハ六十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二箇年トス

第八條　總裁副總裁及日本興業銀行ノ業務ヲ分掌スル理事ハ何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三章　營　業

第九條　日本興業銀行ハ左ノ事務ヲ營ムモノトス

第一　國債證券、地方債證券、社債券及株券ヲ質トスル貸付

第二　國債證券、地方債證券、社債券ノ應募又ハ引受

第三　預リ金及保護預リ

第四　擔保附社債ニ關スル信託事業

第五　手形ノ割引

第六　爲替及荷爲替

第七　法律ノ規定ニ依リ設定シタル財團ヲ抵當トスル貸付

第八　十五年以內ニ於ケル年賦償還又ハ五年以內ニ於ケル定期償還ノ方法ニ依リ船舶又ハ製造中ノ船舶ヲ抵當トスル貸付

第九　造船材料又ハ船舶屬具ヲ擔保トスル貸付

第十　國債證券、地方債證券、社債券若ハ株券ノ募集、其ノ拂込金ノ受入又ハ其ノ元利金若ハ配當金ノ支拂ノ取扱

前項ノ外主務大臣ノ認可ヲ受ケ株式ノ應募又ハ引受ヲ爲スコトヲ得

第九條ノ二　日本興業銀行ハ工場ニ屬スル敷地又ハ建物竝市制施行地及勅令ヲ以テ指定スル市街地ニ存在スル宅地又ハ建物ヲ擔保トシテ當座貸又ハ定期貸ヲ爲スコトヲ得但シ其ノ貸付金總高ハ拂込資本金額ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第十條　日本興業銀行ハ營業上餘裕金アルトキハ國債證券、地方債證券、社債券、株券及地金銀ノ買入ヲナスコトヲ得

第十一條　日本興業銀行ハ本法ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ外國ニ於テ營ム銀行業務及其ノ附帶業務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四章　興業債券

第十二條　日本興業銀行ハ拂込資本金ノ十倍ヲ限リ債券ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ貸付金現在高、割引手形現在高及其ノ所有ニ係ル國債證券、地方債證券、社債券、株券、地金銀現在高ヲ超過スルコトヲ得ス

第十二條ノ二　日本興業銀行ハ外國ニ於ケル公益事業ニ對シ資金ノ需要アル場合ニ限リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ本法第十二條、第十五條及商法第二百條ノ規定ニ依ラスシテ債券ヲ發行スルコトヲ得

前項公益事業ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條　債券ハ券面金額二十圓以上トシ無記名利札付トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ因リ記名ト爲スコトヲ得

第十三條ノ二　日本興業銀行ハ券面金額五十圓以下ノ興業債券ヲ發行スル場合ニ於テハ賣出ノ方法ニ依ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ賣出期間ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社債申込證ヲ作ルコトヲ要セス

第一項ノ規定ニ依リ發行スル興業債券ニハ商號及商法第百七十三條第二號、第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

商法第二百四條ノ三第一項ノ期間ハ興業債券ノ賣出期間滿了ノ日ヨリ之ヲ起算シ其ノ登記スヘキ事項ハ賣出期間內ニ於ケル興業債券ノ賣上總額及商法第百七十三條第四號乃至第六號ニ掲ケタル賣出ノ方法ニ依リ興業債券ヲ發行シタル場合ニ於ケル社債ノ登記ノ申請書ニハ賣出期間內ニ於ケル興業債券ノ賣上總額ヲ證スル書類ヲ添付スルコトヲ要ス

第十三條ノ三　日本興業銀行ハ賣出ノ方法ニ依リ興業債券ヲ發行セムトスルトキハ賣出期間及商法第二百三條第二項第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項ヲ公告スヘシ

第十三條ノ四　興業債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第十四條　日本興業銀行ニ於テ債券ヲ發行セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十四條ノ二　日本興業銀行ニ於テ債券ヲ發行スル場合ニハ商法第百九十九條及第二百條ノ二ノ規定ヲ適用セス

興業債券ヲ發行スル場合ニ於テ應募總額カ社債申込額ニ記載シタル社債總額ニ達セサルトキト雖モ社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ社債總額トス

第十五條　日本興業銀行ノ債券ノ利子ハ毎年二回以上之ヲ支拂ヒ其ノ元金ハ發行ノ年ヨリ三十箇年以內ニ抽籤ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

第十六條　日本興業銀行ハ其ノ債券借換ノ爲低利ノ債券ヲ發行スル場合ニ於テハ第十二條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

低利ノ債務ヲ發行シタルトキハ發行後三箇月以內ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊債券ヲ償還スヘシ

第十六條ノ二　興業債券ノ所有者其ノ元金又ハ利子ヲ請求セサルトキハ元金ハ十五箇年利子ハ五箇年ニシテ其ノ要求ノ權ヲ失フモノトス

第十六條ノ三　日本興業銀行ノ債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

第五章　準備金

第十七條　日本興業銀行ハ毎營業年度準備金トシテ資本ノ闕損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第六章　政府ノ監督及補助

第十八條　政府ハ日本興業銀行ノ業務ヲ監督ス

第十九條　日本興業銀行ハ其ノ定款ヲ變更セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條　日本興業銀行ニ於テ支店代理店ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締結セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十一條　日本興業銀行ハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲サムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十二條　主務大臣ハ日本興業銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背戻シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

第二十三條　日本興業銀行ハ主務大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

第二十四條　主務大臣ハ特ニ日本興業銀行監理官ヲ置キ日本興業銀行ノ業務ヲ監視セシム

第二十五條　日本興業銀行監理官ハ何時ニテモ日本興業銀行ノ金庫、券書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ檢査スルコトヲ得

日本興業銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十六條　日本興業銀行ノ配當金ニシテ毎營業年度ニ於テ年百分ノ五ノ割合ニ達セサルトキハ政府ハ創立初期ノ末日ヨリ五箇年ヲ限リ之ニ達セシムヘキ金額ヲ補給スヘシ但シ其ノ補給額ハ如何ナル場合ト雖拂込資本金ノ百分ノ五ヲ超過スルコトヲ得ス

第七章　罰　則

第二十七條　日本興業銀行ニ於テ左ノ事犯アリタルトキハ總裁、副總裁及理事ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス但シ事犯ニ關セサルモノハ此ノ限ニ在ラス

一　本法ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

二　第九條ノ二但書ノ規定ニ反シ貸付ヲ爲シタルトキ

三　第十一條ノ規定ニ反シ本法ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ

四　第十二條第十三條ノ三又ハ第十六條ノ規定ニ反シ債券ヲ發行シタルトキ

第二十八條　日本興業銀行ノ總裁、副總裁及理事第八條ノ規定ヲ犯シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

附　則

第二十九條　政府ハ設立委員ヲ置キ日本興業銀行ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第三十條　設立委員ハ定款ヲ作リ政府ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集ス

第三十一條　設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ日本興業銀行設立ノ認可ヲ稟請スヘシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第三十二條　創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本興業銀行總裁ニ引渡スヘシ

附　則（大正九年法律第十九號）

本法施行前ニ發行シタル興業債券ニ關シテハ第十六條ノ二ノ規定ニ依ル期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

尙右法律第九條ノ二に基く指定市街地の昭和元年末現在の規定は左の如し。

勅令第百三十二號（明治四十四年四月二十九日抄錄）

日本興業銀行法第九條ノ二ニ依リ市街地ヲ指定スルコト左ノ如シ

東京府　品川町、大崎町、目黑町、世田ケ谷町、入新井町、大井町、大森町、蒲田町、羽田町、大久保町、戸塚町、淀橋町、澁谷町、代々幡町、千駄ケ谷町、中野町、南千住町、三河島町、尾久町、日暮里町、瀧野川町、巢鴨町、西巢鴨町、王子町、岩淵町、板橋町、高田町、千住町、小松川町、吾嬬町、隅田町、寺島町、龜戸町、大島町、砂町

埼玉縣　浦和町

栃木縣　栃木町

山口縣　山口町

宮崎縣　宮崎町

第二項　日本興業銀行定款

日本興業銀行創立委員は、明治三十三年九月定款を作成し、十月一日之が認可を申請、二日其の認可を受けしが、十二月五日に至り定款中改正の認可を申請し、同月十一日之が認可を得たり。今其の全文を掲出せんに左の如し。

日本興業銀行定款

第一章　總　則

第一條　當銀行ハ明治三十三年法律第七十號日本興業銀行法ニ依リ設立シ株式會社日本興業銀行ト稱ス

第二條　當銀行ハ日本興業銀行法第九條ノ營業ヲ爲スヲ以テ目的トス

第三條　當銀行ハ本店ヲ東京ニ設置ス

當銀行ハ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ各地方便宜ノ地ニ支店又ハ代理店ヲ設置スルコトアルヘシ

第四條　當銀行ノ存立時期ハ設立免許ノ日ヨリ五十箇年トス但株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ期限ヲ延長スルコトアルヘシ

第五條　設立ニ關スル一切ノ費用ハ當銀行ニ於テ負擔ス

第六條　當銀行ノ公告ハ官報及所轄裁判所ノ公示ヲ掲載スル新聞紙ニ掲載ス

第二章　資本金及株式

第七條　當銀行ノ資本金總額ハ壹千萬圓トシ之ヲ十萬株ニ分チ各株式ノ金額ヲ百圓トス

當銀行ノ株券ハ記名式ニシテ一株券、十株券、五十株券、百株券ノ四種トス

當銀行ノ資本金ハ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ增加スルコトヲ得

第八條　株主第一回ノ株金拂込ヲ爲シタルトキハ株券ヲ交付シ株金拂込ノ都度其ノ拂込金額ヲ記入ス

第九條　資本金第一回ノ拂込金額ハ總額ノ四分ノ一卽チ貳百五拾萬圓（一株ニ付貳拾五圓）トス

前項ノ金額ハ當銀行設立ノ免許ヲ得タル後設立委員ノ通知ニ依リ各株主ハ遲滯ナク之カ拂込ヲ爲スヘシ

第二回以後ノ拂込期日及方法ハ營業ノ都合ニ依リ之ヲ定メ少クトモ一箇月前ニ總裁ヨリ其ノ旨ヲ各株主ニ通知スヘシ但其ノ拂込金額ハ每回一株ニ付貳拾五圓ヨリ多カラサルモノトス

第十條　株主若シ株金ノ拂込ヲ怠リタルトキハ商法ノ規定ニ從ヒ處分スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ損害賠償トシテ其ノ拂込期日ノ翌日ヨリ現拂込日マテ滯納金ニ對スル百圓ニ付一日四錢ノ割合ニ當ル金額ヲ徵收ス

第十一條　當銀行ノ株式讓渡ノ場合ニ於テハ請求書ニ株券ヲ添ヘテ當銀行ニ差出スヘシ

當銀行ハ當事者雙方ヲシテ株券裏面ニ署名セシメ株主名簿ニ記入ノ手續ヲ了シタル上之ヲ還付スヘシ

相續又ハ遺贈ニ依リテ當銀行ノ株式ヲ取得シタル者名義書換ヲ請求スルトキハ證明ヲ添フヘシ

第十二條　當銀行ノ株券ヲ紛失滅失若ハ盜取セラレタルトキハ株主ハ其ノ金額番號ヲ詳記シ其ノ旨ヲ當銀行ニ屆出テ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ當銀行ハ請求人ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ一箇月ヲ經タル後當銀行ノ滿足スル二名以上ノ保證人ヲ立テシメ新株券ヲ交付スヘシ

前項ノ期間内ニ於テ請求人該株券ヲ發見シタルトキハ直ニ當銀行ニ屆出ツヘシ當銀行ハ請求人ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告ス

第十三條　滅失紛失若ハ盜取ノ屆出アリタル株券ニ關シ故障ノ申立ヲ爲ス者アルトキハ當銀行ハ所轄裁判所ノ判決ニ依ルニアラサレハ新株券ヲ交付セサルヘシ

第十四條　株券汚染又ハ毀損シタルトキハ株主ハ其ノ事由ヲ詳記シ其ノ株券ヲ添ヘ當銀行ニ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

當銀行ハ前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ株券ヲ審査シ眞正ナリト認ムルトキハ新株券ヲ交付スヘシ其ノ眞正ナルコトヲ鑑別シ難キモノハ紛失ノ例ニ依ル

第十五條　當銀行ハ株主ノ請求ニ依リ株券ノ種類交換ヲ爲スヘシ但新株券一通ニ付金貳拾錢ノ手數料ヲ請求人ヨリ徵スヘシ

第十六條　當銀行ハ株券ノ名義書換ノ場合ニ於テハ一通ニ付金五錢ヲ滅失紛失盜取又ハ汚染毀損等ニ依リ新株券交付ノ場合ニ於テハ一通ニ付金貳拾錢ヲ請求人ヨリ徵スヘシ

第十七條　當銀行ハ定時株主總會前一箇月以内株券ノ名義書換ヲ停止ス但此ノ場合ニ於テハ豫メ其ノ旨ヲ公告スヘシ

第三章　重　役

第十八條　當銀行ハ總裁一人理事四人監査役三人ヲ置ク

第十九條　總裁ハ其ノ任期ヲ五箇年トシ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ任命ス

理事ハ其ノ任期ヲ三箇年トシ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選擧シ政府其ノ中ヨリ之ヲ任命ス

監査役ハ其ノ任期ヲ二箇年トシ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選擧ス

理事又ハ監査役ニ缺員アルトキハ株主總會ヲ召集シ補缺選擧ヲ行フヘシ

第二十條　總裁ハ其ノ所有ニ係ル當銀行ノ株式百株理事ハ各五十株ヲ在任中監査役ニ供託スルコトヲ要ス」

前項ノ株券ハ本人退職スト雖商法第百九十條ニ揭ケタル書類ヲ株主總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ得タル後ニアラサレハ之ヲ受戻スコトヲ得ス

第二十一條　總裁ノ職務權限ハ左ノ如シ

一　總裁ハ一切ノ業務ニ付當銀行ヲ代表ス

二　總裁ハ株券債券其ノ他當銀行ノ權利義務ニ關スル一切ノ文書ニ署名ス

三　總裁ハ法律命令定款ノ規定及株主總會及重役會ノ決議ニ從ヒ當銀行一切ノ事業ヲ執行ス

四　總裁ハ株主總會又ハ重役會ノ議長タルヘシ

第二十二條　理事ハ總裁缺員若クハ事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ且必要アルトキハ當銀行ノ事務ヲ分掌ス

第二十三條　監査役ハ當銀行ノ業務ヲ監査ス

第二十四條　總裁理事及監査役ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第四章　重　役　會

第二十五條　重役會ハ當銀行ノ内規其ノ他重要ナル業務ヲ議決ス

重役會ハ總裁及理事ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十六條　重役會ハ會員半數以上出席スルニアラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス但會員中疾病旅行其ノ他事

故アリテ定數ニ充タサルモ其ノ事ノ急施ヲ要スルトキハ出席會員ニ於テ之ヲ議決シ次回ノ重役會ニ其ノ旨ヲ報告スヘシ

議事ハ多數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十七條　重役會ニ於テ議決シタル事項ハ決議錄ニ記載シ出席員之ニ署名スヘシ

第五章　株主總會

第二十八條　株主總會ヲ分チテ定時、臨時ノ二種トス

第二十九條　定時株主總會ハ每年一月、七月ノ兩度ニ之ヲ開ク其ノ日時場所總會ノ目的及總會ニ於テ決議ヲ要スル事項ハ少クトモ開會ノ日ヨリ二週間前ニ總裁ヨリ各株主ニ通知スヘシ

定時株主總會ニ於テハ商法第百九十條ニ依リ總裁ヨリ提出シタル書類及監査役ノ報告書ヲ調査シ且利益金ノ配當ヲ決議ス

第三十條　臨時株主總會ハ總裁ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ總會ノ目的及其ノ召集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ其ノ召集ヲ請求シタルトキ之ヲ開クモノトス但其ノ日時場所ハ總裁之ヲ定メ總會ノ目的及決議ヲ要スル事項ト共ニ少クトモ開會ノ日ヨリ二週間前ニ各株主ニ通知スヘシ

監査役ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時株主總會ヲ召集スヘシ

第三十一條　各株主ノ議決權ハ其ノ所有ノ株數一株ニ付一個トス

第三十二條　株主ハ代理人ヲシテ總會ニ出席シ議決權ヲ行ハシムルコトヲ得但其ノ代理人ハ法定代理人又ハ當銀行ノ株主タル者ニ限ル

當銀行ノ重役及使用人ハ法定代理人タル場合ノ外如何ナル場合ニ於テモ代理人タルコトヲ得ス

第三十三條　株主ノ代理人トナリ株主總會ニ出席シ議決權ヲ行ハムトスル者ハ其ノ權限ヲ證明スルコトヲ要ス

第三十四條　株主總會ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス但定款變更ノ議決ハ總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第三十五條　定款變更ノ議決ヲ爲サムトスル場合ニ於テ出席株主其ノ定數ニ滿タサルトキハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ假決議ヲ爲シ其ノ旨ヲ總株主ニ通知シ更ニ一箇月ヲ經過シタル後ニ於テ第二回ノ株主總會ヲ召集シ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ假議決ノ認否ヲ決定ス

第三十六條　株主總會ニ於テ議決シタル事項ハ之ヲ決議錄ニ記載シ總裁理事及監査役之ニ署名スヘシ

第三十七條　株主總會ニ出席シタル株主ハ總會ノ當日會議ヲ開ク前ニ出席名簿ニ署名シ代理人タルモノハ其ノ旨ヲ記シテ署名スヘシ

出席名簿ハ總裁理事及監査役署名シタル上決議錄ニ附綴スヘシ

第六章　營　業

第三十八條　當銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一　國債證券、地方債證券、社債券及株券ヲ質トスル貸付

二　國債證券、地方債證券、社債券ノ應募又ハ引受

三　預リ金及保護預リ

四　地方債證券、社債券及株券ニ關スル信託ノ業務

第三十九條　當銀行ニ於テ營ム所ノ信託ノ業務ハ概ネ左ノ如シ

一　府縣其ノ他ノ公共團體又ハ會社等ノ爲メ債券株券ニ關スル事項ノ委託ヲ受クルコト

二　府縣其ノ他ノ公共團體又ハ會社等ノ依賴ニ應シ公債又ハ社債ヲ發行シ若ハ其ノ依賴ニ應シ公債、社債ノ元利金ノ支拂又ハ株主ニ對シ利益金ノ配當支拂ヲ爲スコト

第四十條　當銀行ノ貸付期限ハ五箇年ヲ超ユルコトヲ得ス

第四十一條　當銀行ハ營業上餘裕金アルトキハ公債、社債ノ買入ヲ爲スコトヲ得

第四十二條　當銀行ハ自己ノ株券若ハ債券ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四十三條　當銀行ハ左ニ記載スル場合ヲ除クノ外不動產ヲ取得スルコトヲ得ス

一　營業用地所家屋

二　債務辨濟ノ爲メ引渡サレタル不動產

三　裁判上引渡サレタル不動產

前項第二號第三號ノ不動產ハ速ニ之ヲ處分スヘシ

第四十四條　當銀行ノ役員及使用人ハ當銀行ヨリ負債ヲ爲スコトヲ得ス

第七章　債　券

第四十五條・當銀行ヨリ發行スル債券ハ券面金額ヲ五拾圓以上トシ無記名利札付トス但應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スヘシ

第四十六條　債券ノ發行高ハ拂込資本金高ノ五倍ヲ限リトス又其ノ發行高ハ貸付金現在高及其ノ所有ニ係ル地方債證券及社債券ヲ時價ヲ以テ積算セシ現在高ヲ超過スルコトヲ得ス但借換ノ爲低利ノ債券ヲ發行スル場合ハ一時此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第四十七條　債券ノ利子ハ毎年二回發行ノ時定メタル月ニ於テ前ノ六箇月分ヲ利札引換ニ仕拂フヘシ

第四十八條　債券ノ償還期限ハ發行ノ年ヨリ三十箇年以內トシ當銀行ノ都合ニ依リ抽籤ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

第四十九條　債券若ハ利札ニシテ滅失紛失シ又ハ盜取セラレタルトキハ公示催告ノ手續ヲ爲シ無效ノ宣告アリタル後ニアラサレハ當銀行ハ代リ債券若ハ利札ヲ交付セサルモノトス但記名債券ニ付テハ第十一條乃至第十四條ノ規定ヲ準用ス

公示催告ニ關スル費用ハ債券所有者ノ負擔トス

第五十條　記名債券ヲ無記名ニ無記名債券ヲ記名ニ書換ヲ爲ス場合又ハ滅失紛失シ盜取セラレ若ハ汚染毀損等ノ爲メ代リ債券交付ノ場合ニ於テハ請求人ヨリ債券一通ニ付參拾錢ノ手數料ヲ徵ス

記名債券ノ名義書換ヲ爲ス場合ニ於テハ請求人ヨリ債券一通ニ付拾五錢ノ手數料ヲ徵ス

第五十一條　當銀行ハ債券發行ノ基礎トナレル貸付金ノ償還延滯シ又社債券ニシテ之ヲ發行シタル會社解散ノ爲元金全額ノ償還ヲ得ルコト能ハサルトキハ速ニ其ノ延滯金額又ハ償還ヲ得サル社債券ノ價格ニ相當スル債券ヲ償還スルカ又ハ他ノ有價證券ヲ以テ之ヲ補充スヘシ

第五十二條　當銀行ノ所有ニ係ル地方債證券及社債券ニシテ其ノ時價減少シ第四十六條ノ制限ヲ降ルトキハ他ノ地方債證券又ハ社債券ヲ以テ之ヲ補充スルカ若ハ其ノ超過額ニ相當スル債券ヲ償還スヘシ

第八章　計　算

第五十三條　當銀行ノ營業年度ハ毎年一月ヨリ六月マテ及七月ヨリ十二月マテトシ總裁ハ各年度ノ終ニ於テ諸勘定ヲ決算シ財產目錄貸借對照表營業報告書損益計算書及利益金分配案ヲ作リ之ヲ定時總會ニ提出スヘシ

第五十四條　利益金分配ノ方法ハ總益金ヨリ諸仕拂利息給料旅費其ノ他一切ノ營業費及諸損ヲ引去リ其ノ殘額ヲ以テ利益金トシ左ノ割合ヲ以テ分配スヘシ

一　利益金百分ノ八以上　損失補塡準備金

二　利益金百分ノ二以上　配當平均準備金

三　右二項ノ金額ヲ引去リ其ノ殘額ノ內ヨリ拂込資本金ニ對シ年百分ノ五ノ割合ヲ以テ第一配當金ト爲スヘシ

四　右三項ヲ引去リ其內ヨリ利益ノ百分ノ十以內ヲ重役賞與金トシテ引去リ尙殘額アルトキハ之ヲ第二配當金トシテ株主ニ配當シ又ハ後期繰越金ト爲スヘシ

第五十五條　當銀行創立初期ヨリ五箇年間ハ前條第一號及第二號ノ準備金ヲ引去リタル殘額拂込資本金ニ對シ年百分ノ五ニ達セサルトキハ之ニ達セシムヘキ金額ハ政府ノ補給ヲ受クルモノトス

第五十六條　損失補塡準備金ハ損失ニ因リ資本ニ缺額ヲ生シタルトキ之ヲ補充スルノ用ニ供ス配當平均準備金ハ配當金拂込資本金ニ對シ年百分ノ五ノ割合ニ達セサルトキハ之ヲ補充スルノ用ニ供ス

創立初期ヨリ五箇年間ハ前二項ノ補充額ハ政府ノ補給ヲ受ケ尙ホ不足アル場合ニ其ノ不足額ニ限リ之ヲ補充ス

第五十七條　當銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ經ルニアラサレハ株主ニ利益金ノ配當ヲ爲スコトヲ得ス

配當金ノ拂渡期日ハ總裁之ヲ定メ各株主ニ通知ス

右の定款は其の後數次に亙り改正せられたりと雖も、其の主要なる改正は、他の特殊銀行と同樣專ら同銀行法の改正に基くか、若くは資本金の增加等に因るものにして、此等の點は別に詳述する所あるを以て、茲には此等の改正を經たる昭和元年末現行の定款全文を掲げ、改正條項に其の年月を附記するに止むべし。

日本興業銀行定款

第一章　總　則

第一條　當銀行ハ明治三十三年法律第七十號日本興業銀行法ニ依リ設立シ株式會社日本興業銀行ト稱ス

第二條　當銀行ハ日本興業銀行法其ノ他ノ命令ニ依リ營業ヲ爲スヲ以テ目的トス（明治三八年五月改正）

第三條　當銀行ハ本店ヲ東京ニ支店ヲ東京、大阪、神戸ニ設置ス當銀行ハ政府ノ認可ヲ受ケ內外國各地方便宜ノ地ニ支店、代理店ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締結スルコトアルヘシ（明治三六年一月・同四〇年二月・同四四年二月・大正二年八月・同三年六月・同七年五月改正）

第四條　當銀行ノ存立時期ハ設立免許ノ日ヨリ五十箇年トス但株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ期間ヲ延長スルコトアルヘシ

第五條　設立ニ關スル一切ノ費用ハ當銀行ニ於テ負擔ス

第六條　當銀行ノ公告ハ官報及所轄裁判所ノ公告ヲ掲載スル新聞紙ニ掲載ス但外國ニ於テ爲ス公告ノ方法ハ其ノ地ノ慣例ニ依ル（明治三九年二月改正）

第二章　資本金及株式

第七條　當銀行ノ資本金總額ハ五千萬圓トシ之ヲ壹百萬株ニ分チ各株式ノ金額ヲ五十圓トス

當銀行ノ株券ハ、壹株券、五株券、拾株券、貳拾株券、五拾株券及百株券ノ六種トス

當銀行ノ資本金ハ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ增加スルコトヲ得（明治三九年二月・大正六年八月・同八年八月改正）

第八條　株主第一回ノ拂込ヲ爲シタルトキハ株券ヲ交付シ株金拂込ノ都度其ノ拂込金額ヲ記入ス

第九條　株金第二回以後ノ拂込ノ期日、方法及金額ハ營業ノ都合ニ依リ總裁之ヲ定メ少クトモ一箇月前ニ各株主ニ通知スヘシ（明治三九年二月改正）

第十條　株主若シ株金ノ拂込ヲ怠リタルトキハ商法ノ規定ニ從ヒ處分スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ損害賠償トシテ其ノ拂込期日ヨリ現拂込日迄滯納金ニ對スル百圓ニ付一日四錢ノ割合ニ當ル金額ヲ徵收ス

第十條ノ二　無記名株券ニハ配當券引換證及五拾期分ノ配當券ヲ附ス

前記ノ株券ニ附着シタル配當券ノ盡キタルトキハ當銀行ニ株券ヲ呈示シ配當券引換證ト引換ニ新配當券及新配當券引換證ノ交附ヲ受クヘシ（明治三九年二月本條追加）

第十一條　當銀行ノ株式讓渡ノ場合ニ於テハ請求書ニ記名株券ヲ添ヘテ當銀行ニ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ當銀行ハ當事者双方ヲシテ株券裏面ニ署名セシメ株主名簿ニ記入ノ手續ヲ了シタル上之ヲ還付スヘシ

相續又ハ遺贈ニ依リテ當銀行ノ株式ヲ所得シタル者名義書換ヲ請求スルトキハ證明ヲ添フヘシ（明治三九年二月改正）

第十二條　當銀行ノ記名株券ヲ紛失、滅失若クハ盗取セラレタルトキハ株主ハ其ノ金額番號ヲ詳記シ其ノ旨ヲ當銀行ニ屆出テ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ當銀行ハ請求人ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ一箇月ヲ經タル後當銀行ノ滿足スル二人以上ノ保證人ヲ立テシメ新株券ヲ交付スヘシ

前項ノ期間内ニ於テ請求人該株券ヲ發見シタルトキハ直ニ當銀行ニ屆出ツヘシ當銀行ハ請求人ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告ス（明治三九年二月改正）

第十三條　滅失、紛失若クハ盗取ノ屆出アリタル記名株券ニ關シ故障ノ申立ヲ爲ス者アルトキハ當銀行ハ所轄裁判所ノ判決ニ依ルニアラサレハ新株券ヲ交付セサルヘシ

第十四條　記名株券汚染又ハ毀損シタルトキハ株主ハ其ノ事由ヲ詳記シ其ノ記名株券ヲ添ヘ當銀行ニ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

當銀行ハ前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ記名株券ヲ審査シ眞正ナリト認ムルトキハ新株券ヲ交付スヘシ其ノ眞正ナルコトヲ鑑別シ難キモノハ紛失ノ例ニ依ル

第十五條　當銀行ハ株主ノ請求ニ依リ記名株券ノ種類交換ヲ爲スヘシ但新株券一通ニ付金貳拾錢ノ手數料ヲ請求人ヨリ徵スヘシ

第十六條　當銀行ハ記名株券ノ名義書換ノ場合ニ於テハ一通ニ付金五錢ヲ減失、紛失盗取又ハ汚染毀損等ニ依リ新株券交付ノ場合ニ於テハ一通ニ付金貳拾錢ヲ請求人ヨリ徵スヘシ

第十七條　當銀行ハ定時株主總會前一箇月以内記名株券ノ名義書換ヲ停止ス但此場合ニ於テハ豫メ其ノ旨ヲ公告スヘシ

第十七條ノ二　無記名株券ノ取扱ニ關スル規定ハ別ニ重役會ニ於テ之ヲ定ム

第三章　重　役

第十八條　當銀行ハ總裁一人副總裁一人理事三人以上監査役三人以上ヲ置ク（明治三九年二月・大正三年六月・同七年五月改正）

第十九條　總裁及副總裁ハ其ノ任期ヲ五箇年トシ二百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ任命ス

理事ハ其ノ任期ヲ三箇年トシ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選擧シ政府其ノ中ヨリ之ヲ任命ス監査役ハ其ノ任期ヲ二箇年トシ六十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選擧ス

理事又ハ監査役ニ缺員アルトキハ株主總會ヲ召集シ補缺選擧ヲ行フヘシ（明治三九年二月改正）

第二十條　總裁及副總裁ハ其ノ所有ニ係ル當銀行ノ株式貳百株ヲ理事ハ各百株ヲ在任中監査役ニ供託スルコトヲ要ス

前項ノ株券ハ本人退職スト雖モ商法第百九十條ニ揭ケタル書類ヲ株主總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ得タル後ニアラサレハ之ヲ受戻スコトヲ得ス（明治三九年二月改正）

第二十一條　總裁ノ職務權限ハ左ノ如シ

一、總裁ハ一切ノ業務ニ付當銀行ヲ代表ス

二、總裁ハ株券、債券其ノ他當銀行ノ權利義務ニ關スル一切ノ文書ニ署名ス

三、總裁ハ法律、命令、定款ノ規定及株主總會及重役會ノ決議ニ從ヒ當銀行一切ノ事業ヲ執行ス

四、總裁ハ株主總會又ハ重役會ノ議長タルヘシ

第二十二條　副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ總裁ノ命ヲ受ケテ當銀行ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス（明治三九年二月・大正七年五月改正）

第二十三條　監査役ハ當銀行ノ業務ヲ監査ス

第二十四條　總裁、副總裁、理事及監査役ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム（明治三九年二月改正）

第四章　重　役　會

第二十五條　重役會ハ當銀行ノ内規其ノ他重要ナル業務ヲ議決ス